



\* 0008357000 \*

0008357-000

317.75-N249s



捜査実例集

内務省警保局

1928

ABH







部  
外  
秘

搜  
查  
實  
例  
集

內  
務  
省  
警  
保  
局



317.75  
N249A



722071

## 凡例

- 一 本書は大正十五年及昭和元年中各地方に於て檢舉したる犯罪事件中、重要異例に属するものを輯録したるものにして、刑事警察上の活材料として其の裨益する所のもの寔に少からざるべきを信じ、之を上梓し頒布することゝ爲せり。
- 一 本書に掲ぐる事實は廳府縣の報告に基きたるものなるを以て、其の報告せられたるもの、中或は本書に收むるものに比し重要なるものを逸したりとの感を生ずる向之れなきにあらざるべしと雖、一般の均衡上取捨採擇するの已むを得ざるに出でたるものなるを以て、此の意を諒せられしことを望む。
- 一 當局通牒に基きたる各地方よりの重要異例犯罪報告事項中、其の犯罪捜査に關する事項は遺漏なく本書に輯録したる見込なりと雖、其の記述の往々にして充分ならずと認めらるゝもの之れなきにあらざる。是れ各地報告の多數にして、其の内容に自ら精粗の別あるに因るものにして、全く已むを得ざるものとす。尙殺人、強盜其の他の事件にして世の注意を惹起したるものあり、参考上價値あるもの之れありと雖、豫審繫屬中に屬し未だ終結に至らざるを以て本書に於ては之が記載を省略することゝ爲せり。

昭和二年七月

内務省警保局



# 捜査實例集目次

## 第一、強盜殺人

- 一、船橋町五人殺強盜(千葉)……………一四
- 二、小櫃村の殺人強盜(千葉)……………一六
- 三、生瀬山中の主人殺(茨城)……………一九
- 四、運轉手殺自動車強奪(愛知)……………二四
- 五、岐阜の桑名屋殺(岐阜)……………二四
- 六、常葉の一家屋殺強盜(福島)……………二六
- 七、虫明海岸の漂着屍體(岡山)……………五一
- 八、口山村針金橋の殺人強盜(徳島)……………六〇
- 九、高松の高利貸池文殺(香川)……………六六
- 十、湯山村の飲食店屋殺(愛媛)……………七九



## 第二、殺 人

- 一、久留米村森林内の女屍體(警視廳).....九三
- 二、龍野町の六人殺(兵庫).....二五
- 三、千葉の鬼熊事件(千葉).....三八
- 四、狐憑だと云つて尊屬慘殺(千葉).....一七〇
- 五、鍋掛村の一家應殺未遂(栃木).....一七八
- 六、南堀端下宿屋の女中殺(三重).....一八四
- 七、香具師の中の『馬賊』の暴狀(山梨).....一九〇
- 八、娘を燒殺した天理教信者(秋田).....一九八
- 九、八橋町の九人殺傷(鳥取).....二〇六
- 十、川迫村の殺人放火(広島).....二一八
- 十一、高野山下の繼子毒殺(和歌山).....二二三
- 十二、椒村の入婿殺(和歌山).....二二九

## 第三、竊盜詐欺

- 一、ビルディング荒しの窃盜(警視廳).....二四七
- 二、山菓子香奠の窃盜(京都).....二六六
- 三、關東東北地方を荒した偽刑事(千葉).....二六九
- 四、郵便貯金の通帳偽造詐欺(茨城).....二七九
- 五、戸切窃盜の名人今西留八(奈良).....二八七
- 六、列車乗務員の貨物抜取(静岡).....二九一
- 七、百圓札偽造と詐欺(山口).....三〇一
- 八、福岡千鳥町堅粕の大掏摸團(福岡).....三二二
- 九、松保丸の金塊引揚詐欺(鹿児島).....三三三

## 第四、其の他の犯罪

- 一、東六郷村の博徒争闘(大阪).....三三四
- 二、夫は私醫、妻は私女醫(兵庫).....三四二
- 三、門司の銀貨白銅貨偽造(福岡).....三四九



附録

- 犯罪報告用紙送附ノ件通牒……………
- 犯罪事件報告方ニ關スル件……………
- 犯罪報告用紙取扱方ニ關スル件通牒……………
- 犯罪報告用紙使用方ニ關スル件依命通牒……………

捜査實例集目次終

第一、強盜殺人

一、船橋町五人殺強盜(千葉)

船橋五人殺、菅野五人殺傷の犯人……………	鳥飼榮次
船橋町、五人家族が殺された家の主人……………	淺田忠順
菅野の五人殺傷被害家の主人……………	關口啓助
刑事調査……………	山崎千秋
刑事調査……………	泉木源次郎

- 
- 一、五人殺強盜事件の發覺、物取か？無恨か？痴情か？
  - 二、淺田の名儀で銀行預金引出から、事件は強盜殺人と判明。
  - 三、預金通帳を狙ふ強盜の手口、菅野でも又五人殺傷。
  - 四、加害の職人で株式取引に千圓餘も負けた鳥飼榮次が怪しい。
  - 五、鳥飼の自白、彼の生ひ立と境遇を極めた其の犯行。
- 

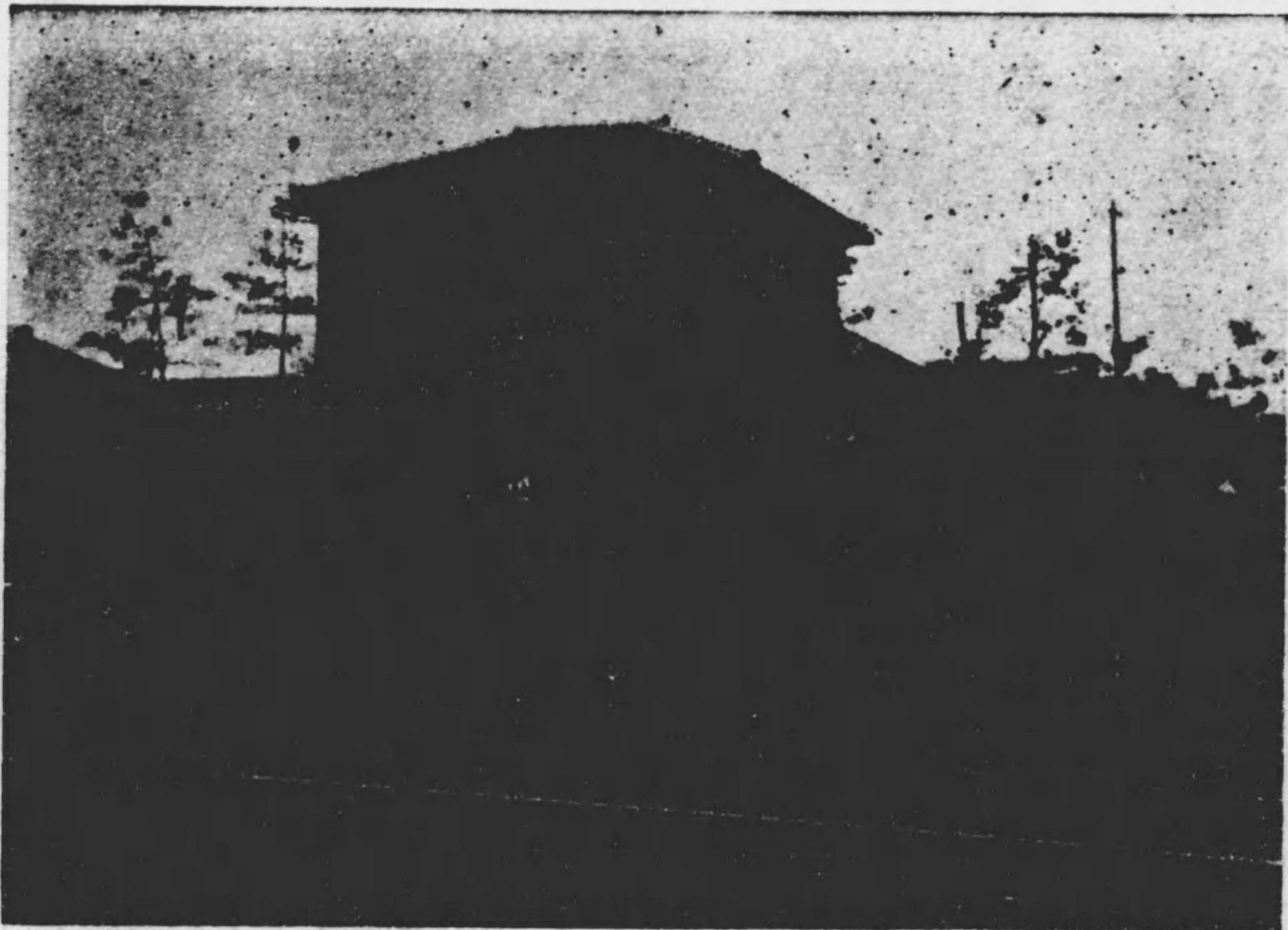
(一)

千葉縣東葛飾郡船橋町字五日市に淺田忠順と云ふ人が住んで居た。淺田は古い工學士で以前支那に



渡航し、彼の地で中學程度の學校の教師を勤めて居た。大正十年頃内地へ歸つてからは二三の中等學校の教諭を勤め、其の頃は東京市芝區高輪中學校の教諭になつて居たが、傍ら南洋で藥草の株式會社を設立すると云つて運動をして居た。

同家では大正十五年四月十六日から雨戸を閉ぢたまゝ、二日経つても三日経つても之れを開けない。同家で全家人が外出する時には、必ず隣家の有泉徳實方へ挨拶をして行くのが例になつて居る。それが其の時に限つて何の音沙汰もしなかつた。不審に思つたので三日目の四月十八日午後一時半頃、有泉徳實は荒井善太郎方の電話を借りて其の趣を船橋警察署へ届出て來た。同署では巡査小倉千太郎を



淺田忠順方住宅

派遣して有泉、荒井と共に淺田方の雨戸を開き、屋内に入つて見ると、其處には驚ろくべき兇行の演ぜられて居る慘憺たる場面が展開された。小倉巡査は驚ろいて其の旨署長に即報した。

此の報を受くるや遠藤船橋警察署長は宇崎警部補、岩崎、山崎の兩刑事巡査外數名を從へて時を移さず現場へ赴き實況を見分した。

淺田方は主人忠順(五三)妻ふじ(三三)長女田鶴子(二二)長男恒則(六)二女澄江(三)の五人家族であつた。それが何れも八疊の座敷内で、主人忠順は鈍器を以て頭部を殴打されて即死し、妻ふじと長女の田鶴子は同じく頭部を殴打された上兵子帯を以て絞殺されて居り、長男恒則と二女の澄江は兵子帯で絞め殺されて居た。之等の狀況から見ると他殺たるに間違はないが、座敷内の模様、箆筒押入等の様子を見ても金品を探索した様な風が更にならない。だから其の兇行の原因が怨恨に依るのか、痴情の關係か、將又強盜殺人か、何分同家の者が一人残らず殺されて居るので一切判明しなかつた。故に其の日は先づ被害者淺田方の家庭の事情、被害當夜の狀況を取調ぶると共に、署長は取あへず其の狀況を縣警察部長と千葉地方裁判所検事局検事正に急報した。

間もなく、縣からは鈴木刑事課長が布施警部補、鎗田、川崎の兩刑事部長、新井警察醫を隨へて、又検事局からは篠原検事が出張されて、詳細現場の臨檢を終つた後、一同船橋警察署に引揚げて事件捜査の協議を凝した。が何れも其の時は犯罪原因に就て確たる推測を下す事が出来なかつた。





浅田忠順方兇行現場

四  
翌四月十九日野村警察部長は犯罪現場を視察すると共に、捜査員を鞭撻督勵して引揚げた。篠原検事も事態重大と見て豫審を請求したので、有永豫審判事は書記と三名の醫師を連れて現場と其附近の檢證を爲し、忠順、ふじ、田鶴子の屍體を解剖に附し、他の二人は其の儘で死因、凶器の種類等の鑑定を命じた。

刑事課では更に全國へ電報、電話、書面等で夫々手配をすると共に、八幡警察署外三ヶ署から敏腕の名ある刑事巡査を選抜して、應援の爲船橋警察署に出張させ捜査に従事させた。

此の手配を受けた警視廳でも、手口の似寄つた未檢舉事件に大岡山三人殺があつた

から中村捜査課長は出口、多田暹の二警部外刑事巡査數名と共に現場を視察し、千葉縣警察當局と捜査上の打合をした。

(二)

此の事件は何分にも全家族が壓殺されて居る上に、金品物色の方法が頗る巧妙な爲何等の證跡を遺して居なかつたので、流石に老練の捜査官達にも事件解決の鍵を握るよすがもなく、只五里霧中に彷徨すると云ふ様な有様であつた。

所が四月二十日の朝になつて川崎銀行船橋支店から耳寄の届出があつた。それは四月十七日午後一時頃、一人の小柄な男が淺田ふじの名儀になつて居る預金通帳と印鑑を持つて來て預金千四百六十圓の拂戻を請求したから、銀行では直に之を支拂つたと云ふのであつた。茲に始めて本件は色情關係や怨恨、取引等の關係ではなく、強盜殺人であると云ふ事が判明した。依つて捜査員の擔當區域を定め、イ、先づ現場を中心に兇器を搜索すること、ロ、川崎銀行船橋支店から預金の拂戻を受けた者の人相着衣等から犯人を物色すること、ハ、兇行當夜と思はれる四月十七日に汽車、電車、自動車に依つて來往した者を發着所、停車場で捜査すること、ニ、船橋町を中心にして貸座敷、料理屋、飲食店、宿屋、茶店等に就いて、舉動不審者又は浮浪者を探索すること、ホ、質屋、古物商等を捜査すること、ヘ、川崎銀行船橋支店では千四百六十圓を百圓札で渡したと云ふから、百圓札を行使する者を捜査するこ



と、ト、前科者又は博徒、無賴漢等を物色すること、チ、附近で酒食に耽り、最近藝妓、酌婦等を落籍した者を捜査すること、リ、淺田が船橋町に轉居して来て以來の出入者を捜査すること、ヌ、附近に居住する各工場の男工、土工夫、雇職の間を捜査すること、ル、現場を中心にして千葉、市川、佐倉、八榮方面へ行く街路沿の人家で、四月十七日前後に通行した舉動不審者の足取捜査をすること、ヲ、銀行又は郵便局等に就て、犯行後他に送金した者を調査すること、ワ、最近の出獄人中で犯罪手口が似寄の者を捜査すること、カ、戸口調査を利用して犯人を物色すること、コ、警視廳へは常に四人乃至五人の警察官を出張させ、同廳の應援を得て前記同様の方針の下に捜査を進める事にした。斯様にあらゆる方面にあらゆる手段を講じ、寢食を忘れて捜査に努めたのであつたけれども、どうしても思はしい端緒を得る事が出来なかつた。茲に於て千葉縣警察部では、警視廳及び神奈川、埼玉、茨城の各縣刑事課長又は其の主任者の會合を求め、四月二十日午前九時から兇行現場の實況視察を乞ひ、續いて船橋警察署で野村警察部長から之迄の捜査經過を話した上、各府縣が本件捜査に就て特別の共助努力を拂はれん事を懇請した。

以來翌五月八日に至る迄、刑事課から二名、他の警察署から三名の應援警察官を船橋警察署に派遣し、其の捜査に専従させて居た。之等の警察官はあらゆる方策を講じ盡しても一向端緒が得られなかつたので、繼續捜査は所轄船橋警察署で専ら之を行ふ事にして、應援警察官は五月八日一先づ同地を引

揚げさせた。

(三)

船橋五人殺事件として社會の人心を寒からしめた淺田忠順方被害の日から二ヶ月後の七月十九日の夜半、同じ船橋町字五日市に居住して居る騎兵大尉萩野規方へ賊が忍び込み、郵便貯金通帳三冊と印鑑一個、金側懐中時計、指輪等と他に現金十圓餘を窃取して逃走したと云ふ届出があつた。所轄船橋警察署からは係官が現場に出張見分して見ると、深夜の忍込盗であること、貯金通帳現金貴金屬のみに目を付けて居ること、犯罪が極めて巧妙に行はれ、現場には證據となる様なものを何一つ残して居ない事などから考へ合して見ると、淺田方の強盗と同一人の所爲ではないかとの見込が付いた。だがいくら綿密に調査しても、犯罪と被疑者とを結び付けるに足る何の連鎖も發見されないで、矢つ張り前の様な廣い範圍を根氣よく探索して行く様な方法を採らなければならなかつた。

ところが同年八月二十四日の午後十二時頃、東葛飾郡八幡町字菅野の農家、關口方便所の掃除口から一人の賊が忍び入り、刃物で五人を殺傷して現金二十四圓五十錢を強奪逃走したと云ふ届出があつた。所轄市川警察署から直ちに係官が出張臨檢した。其の夜啓助の妻とよ(三七)長男進(七)次男正(五)と同居人の下田實(二〇)の四人は玄關左側の八疊に寢て居たのだが、何れも賊の爲に刃物で頭部を突



刺され重傷を負つて居る。又支那右の三疊には下女二人が寝て居たが、騒がしい奥の物音を聞きつけた一人の方は這ひ起きて逃げ出した。けれども逃げ後れた今一人の開口も、(二四)は頸動脈を切られて其の場で即死して居た。

其の頃浅田方の被害事件に就て夜の目も癒ずに捜査に努力して居た船橋警察署長山崎の二刑事調査等は、上司の命に依り直に市川警察署に急行して開口方被害の實況を調査した。調査の結果に依ると時刻、侵入、其の他の手口がいかに浅田家の五人殺、萩野大尉方の物盗事件によく似て居るのみならず、被害者が隴ろげながらに供述する犯人の人相等が川崎銀行船橋支店へ浅田の貯金を引出しに來た男に似て居る様だ。兩刑事は之等の狀況を綜合して犯人は適切り同一人だと説いたのであつた。

(四)

其の頃警察の眼に止まつた男に鳥飼榮次(二六)と云ふ者があつた。彼は船橋町字九日市の篠田竹太郎と云ふ者が經營して居る佃煮製造所の職工である。彼は五尺に足らぬ小男だと云ふことが一つの耳寄であるばかりでなく、又近來株式に手を出し多額の損失をして居ると云ふ風評を耳にした。警察署では彼の生ひ立、性質、素行から現在の言動迄、内偵の歩を切々と進めて行つた。

鳥飼は本籍も出生地も船橋である。彼の父母は同地で駄菓子の小賣をして僅かに生計を維持して居る様な状態であつた。彼は十一歳の時に父を失ひ、十三歳の時には母にも死に別れた。其の後彼は姉の

嫁入先で育てられ、船橋高等小學校を卒業した後、莫大小工場の職工になつて見たが、病氣の爲一ヶ月位で之を廢め、それから十七歳頃迄は半病人の状態であつた。遊んで居た。十七歳の十一月から大凡八ヶ月位青物屋の小僧となり、後自宅へ歸つて青物行商を始めたが、二十一歳の三月頃から叔父篠田竹次郎方に奉公人の様な風に同居して、佃煮製造に従事して居るのであつた。

彼は今では全く孤獨の身で、其の所有して居る見積價格六百八十圓位の家屋敷を他人に貸供し、月六圓宛の家賃を取つて居る。尙叔父の篠田からは口を賄つて貰つた上、年三百五十圓の給料を受けて居る。生來彼は酒も飲まず食も喫しない。又料理屋等にも遊びに行つた風評がない。月に一回か二回友達と共に洋食店へ行つて、一品二品の洋食を食ふ位が彼の散財であつた。所が大正十四年の五六月頃からは、月に五六回から多い時には十四五回も銘酒店へ行つて女を買出した。然し仕事には精を出して主人の氣受もよく、素行は悪いと云ふ程の事でもなかつた。が茲に一つ彼に對して不審を容れるに足る標となつた風評を聞込む事が出來た。それは彼は大正十二年頃から株式に手を出し二千圓からの損失を招いて居るとの私語が、彼と心安い人々の間に交されて居たとであつた。千葉縣警察當局は直ちに東京市内の株式取引店、銀行等に就て彼の取引關係を調査する事になつた。夫れは大正十五年十月上旬の事であつた。恰度其の頃であつた。十月五日午後二時頃、船橋郵便局へ一人の男が出頭し、萩野規名義の貯金通帳と印鑑とを持つて百八十圓の貯金拂戻を請求した。



「此奴はどうも怪しい」と郵便局長が睨んだので、拂戻をぐずぐずして居る間に、形勢不利と見た其の男は兎後として逃げ去つて仕舞つた。

此の届出を受けた船橋警察署では、其の人相風體が現に怪しいと目を付けて居る鳥飼榮次によく似て居るので兎も角も一應鳥飼を取押へる必要を認め、其の翌六日の未明を期して彼が居住して居る藤田方を襲ひ、難なく彼を取押へて船橋警察署へ引致した。

勿論彼は軽々しく口を割らなかつた。が彼が船橋郵便局へ萩野の名義で提出した貯金拂戻請求書の筆蹟と、本人の筆蹟が全く同一である。又其の際郵便局で其の請求者に應對した局員御園生頑一郎に鳥飼を見せると、萩野の名義で預金を請求に來たのは此の男に相違ないと證言した。之等の事實に基いて取調を進めると、鳥飼は萩野大尉方のと今一件の窃盗詐欺事件を自認した。

即ち大正十四年二月中、或る日の午後三時頃、船橋町字九日市の齊藤直三郎方に全家不在を見済まして忍び入り、直三郎名義預金額六十五錢の郵便貯金通帳一冊と同人の認印一個を盗み出し、其の貯金通帳の金高を變造し、同年五月十六日午後三時頃、船橋郵便局で齋藤直三郎の名義を使ひ六百十五圓の拂戻請求書を出して之を騙取した。

又大正十五年七月二十九日午後十一時頃、船橋町五日市の萩野大尉方勝手口から忍込み、預金額四百十九圓位の通帳と印鑑、金時計指輪等全部で五百四十一圓位の價のある物を劫取し、引致される前

日船橋郵便局で其の貯金の拂戻を受け様として失敗したのであつた。

(五)

鳥飼榮次の直接取調に當つたのは、船橋警察署の司法主任警部補宇崎四郎であつた。警部補を初め各刑事巡查共に、鳥飼が單に二件位の窃盗犯人のみではない。或は淺田忠順方の五人殺、關口啓助方の五人殺傷も彼ではないかとの疑を持つて、慎重に捜査と取調を續けて行つた。

之より先から鳥飼の株式取引關係を調査中であつたが、其結果に依ると、東京市日本橋區坂本町の株式仲買人桐山泰三方で二百十三圓六十八錢、同町の株式仲買人渡邊俊雄方で二百五十二圓、同町の株式仲買人陸井幸平方では千六百七十圓の損失になつて居る。其の他附近の銘酒店で約二百圓餘の金を消費して居る。而も其の日暮しにも等しい彼の手から、其の金が如何にして支出されたか、甚だ怪しい。のみならず株式仲買人陸井幸平方では大正十五年四月十日迄に五百三十圓の借財が出来、同店の店員富成權一郎から火の附く様な催促を受けて居たが、四月二十日から後に東葛銀行船橋支店や第九十八銀行船橋支店から銀行爲替で送金して、其の借財を支拂つて仕舞つて居る。其の外諸所の株式店に證據金を預け入れ、今に取引を續けて居ると云ふ實狀である。

四月十日に五百餘圓の借金で火の附く様な督促。四月二十日頃から間もなく之を全部支拂つて居ること。五尺に足らぬ小男。自白した犯罪の手口。之等を綜合して考へ合すと五人殺の犯人はどうして



も鳥飼だとの見當が附いた。宇崎警部補を始め鎗田刑事調査部長等は諸種の證據を材料として段々追究して行く内に流石の彼も終に包み切れず、浅田忠順方の五人殺強盗も、關口方の殺傷強盗も皆彼の所爲であると云ふ事を自認した。



彼は幼年の頃から實父母に死別し、暖かい愛に包まれる様な幸福を知らなかつた。其の上貧乏のなさはけなさを込みくくと味はされたので、何とかして大金を手に入れ、金の力で成功者と誇はれつゝ幸福慾を満足させたかつた。彼は如何にすれば巨萬の富を手にする事が出来るかと、其の手段方法を研究するのに餘念がなかつた。

其の頃は例の高柳淳之助が「百萬圓貯金法」等と云つて都下の新聞紙に大々的な廣告を掲げ、慾の深い虚榮心の強い地方民の射倂心を唆つて居た時であつた。彼は直ぐに其の雜誌を耽讀して、富を一代で作り上げるのにはどうしても一攫千金の株式賣買をするに如かないと決心し、大正十二年三四月頃から株の定期取引に手を出した。だが全然無經驗の彼がどうして思ふ様な利得が獲られやう、彼の僅かな資金は瞬く間に消えてしまつた。それから彼は悪事を思ひ立ち、十四年の五月に船橋郵便局で騙り取つた六百餘圓の金も、矢つ張り株式に取られてしまひ、大正十五年の四月頃には五百圓の借金が出来て殿しい催促を受けて居るのは前に述べた通である。

鳥飼は其の支拂に充てる金を得んが爲に苦心した。彼は何所か適當な家を物色して又一仕事をしやうと決心した。此の時運悪く彼の爲に白羽の箭を立てられたのは浅田忠順方であつた。

夫れは大正十五年四月十六日午後十二時頃の事である。「間違つたら殺す迄だ」と手頃の石塊を懷にして浅田方の勝手口から忍び込み、座敷の邊りで金品を物色して居た。其の時中の間四疊半で二女の澄江に添乳して居た主人忠順の妻ふじは、ふと眼を醒して聲を掛けた。

「どなた？何誰です？……」

ハツと身を引いた彼は暫く息を借めてふじの寢息を窺ひ、靜かに忍び寄つて、いきなり懷の石塊でふじの頭を毆打した。ふじはウム……と唸つた切り、其の場で人事不省に陥つた。もう彼の眼は血走つた。彼は直ぐに奥座敷八疊の間へ侵入し、枕を並べて寝入り居る主人忠順、田鶴子、の二人の頭を其の石で撲つて即死させ、恒則を兵子帯で絞め殺した。

其の時四疊半の間で、一旦人事不省に陥つて居た忠順の妻ふじは息を吹き返したものと見え、ふら／＼と二女の澄江を抱いて八疊の間へ這入つて來た。之を見た鳥飼は再び手にした石塊を以てふじの頭を亂打し、其の上兵子帯で同人を絞め殺して仕舞つた。抱かれて居た澄江は其場に投げ飛ばされて火の附く様に泣き出した。鳥飼は「面倒だ」と頑是ない此子迄も其場にあつた兵子帯を以て絞め殺したのであつた。



彼は細心の注意を拂ひながら證據の残らない様にして押入や箆筒を探し、現金六圓三十錢と認印三個、川崎銀行船橋支店の特別當座預金千四百六十圓現在のもの一冊とを盗み取つて逃走した。同月十七日午後一時頃銀行から淺田の名儀で千四百六十圓を引出したのも勿論彼鳥飼であつた。悪銭身に附かず、彼は其の金も亦間もなく株式に摺り込んで仕舞つた。彼は又一仕事をしなければならぬと目星しい所を物色して居た。

同年八月二十四日の夜彼は撃一挺を懐に呑み、ぶら／＼と家を出て東葛飾郡八幡町へ這入。込ん。其の夜の十二時頃、同町字菅野の農家關口啓助方便所の掃除口から忍び込み、座敷へ上つた所を啓助の妻とよに見付けられた。彼はいきなり携へて來た撃でとよの頭を突き刺した。とよはばつたり其の場に倒れた。其の座敷に寝て居た進、正、實と云ふ三人の子ども無残にも頭を撃で突き刺して何れも頻死の重傷を負はせた。

玄關脇の四疊半で此物音を聞いた一人の下女は、這ひ起きて表の方へ逃げ出した。鳥飼は直ぐに其の部屋へ飛び込んで來て、逃げ後れて起き上らうとする下女關口ちよ(一四)の頸動脈を突き切つて即死させた。

彼は夫れから座敷へ引返し金品を搜索した。彼は其の時赤革製の褌口に現金二十四圓五十錢の入つて居るものを強奪して同家を逃走した。



以上の犯罪事實が明確になると共に、被疑者鳥飼榮次は大正十五年十月十七日千葉地方裁判所検事局へ送致され、爾來豫審々理中であつたが、昭和二年一月十三日午後八時千葉刑務所内で病死した。

だが彼が眞犯人である事は確かである。其の認定資料としては前述の外尙ほ次の様な事實がある。

淺田忠順方の被害現場は、犯罪發覺と同時に一般の出入を禁止し看守人を附して置いた爲、係員以外には其の狀況を知つて居る者は無い筈にも拘らず、鳥飼を取調の際、彼は被害者方の間取、坪數、箆筒其の他の家具類のある位置、屍體の創傷、絞殺の有様、竊んだ金品等を詳細に申立て、居る。夫れが實際と全く一致して居る。のみならず淺田方被害の當夜、庭先に洗濯物を干し忘れてあつたのを、隣家の有泉艶子が確かに認めたと云ふのであつたが、夫れが係官臨檢當時其の洗濯物は家の中に取込んであつた。之も鳥飼取調の結果に依ると、夫れは逃走の際發覺を後らせる爲に窓口から屋内へ投げ込んだと云ふのであつた。又八幡町字菅野の五人殺傷事件でも、鳥飼は被害者方の間取から襲撃の方法窃取した金品まで被害者の申立と寸分違はない。然も其の自白に依り兇行に使用したと云ふ刃渡六分五厘の鑿は、鳥飼の働いて居る九日市篠田竹次郎方の工場で發見された。又彼が其の時持つて行つたと云ふ重量四百三十匁ある金槌は、菅野國道側の橋の下から發見した。尙ほ彼が窃み取つた貯金通帳、認印、褌口等は焼却してしまつたと云ふ。



本件の檢舉に當つては刑事巡查山崎千秋、同泉木源次郎を第一、警部補宇崎四郎、巡查部長岩崎千代藏は之に次ぎ、巡查部長鎗田金之輔、同川崎憲藏は又之に次ぐ功勞者である。

一六

## 二、小櫃村の殺人強盜(千葉)

強盜殺人犯人……………萩原吉太郎

被害者たる老人……………羽山喜太郎

一、山の中の二軒家の獨り者の老人殺さる。

二、物盗に忍込んで見付けられ、悪腰を搦えて一發の下に。

### (一)

千葉縣君津郡小櫃村宇戸崎の上深澤と云ふ、物の三丁も出ねば人家らしい所のない山の中に、羽山喜太郎(六三)と云ふ老人が獨居生活をして居た。同じ部落の森國松は毎年の挿秧を此の爺さんと共同でやつて居るので、今年も其の相談の爲、長男の元治に喜太郎爺さんを訪れさせた。

大正十五年六月二十一日の午前十時頃、長閑な初夏の日を浴びて元治が喜太郎爺方へ来て見ると、どうした事か未だ雨戸が閉つて居る。「あや何んだつて爺さんはこんな朝寝をして居るのだらう」と、不審に思ひながら入口の戸を引張つて見た。

「あゝ爺さん、どうしたのだい、もうお晝だよ起きないか」

がたごとと戸を引きつゝ怒鳴つて見たが戸も開かねば、又何の返事も無い。雨戸の隙間から冷たい風が何だか變な嫌な臭氣をブンと送つて来る。元治は襟元に冷水でも注がれた様に、薄氣味悪く感じたので、其のまゝ引返して父の國松に事の有様を語つた。之れを聞いた國松は、「夫れは可笑しいぞ、何か變つた事でもあるのではないか、兎に角今一度行て見よう」とて元治を連れて喜太郎爺さん方へ出掛けて行き、二人で雨戸を外して中へ這入つて見ると、こはそも如何に、喜太郎爺は上り口に屍體となつて横はつて居る。臭氣は喜太郎爺の腐つた屍體から發散して居つたのだ。之れを見た親子は腰も抜かささんばかりに驚ろいて、其の旨を所轄久留里警察署へ届出でた。

此の届出を受けた久留里警察署は、即時小野高警部補をして現場臨檢を爲さしめた。屍體には左頭骨や肋骨に掛けて一面の創傷がある。頸に掛けた財布の紐は鋭利な刃物で切斷せられて、肝腎の財布が見當らない。小野高警部補は必定他殺と睨んで所轄檢事に報告し其の出張檢證を求めた。間もなく屍體は解剖に附せられた。死後十日も経過して腐敗し切つた喜太郎爺の屍體に、細密な注意を以て當てられる執刀醫のメスの先から數個の崩れた散彈が現はれた。立會した警察官の頭の中に電氣の様に成る連想が浮んで來た。夫れは散彈。鐵砲。其の鐵砲を盗んで逮捕されて居る一犯人。而も實包の不足と云ふ事どもであつた。



之より先に久留里警察署は大正十五年六月九日午前十時頃、千葉縣市原郡里見村萬田野の中山作次郎方から、米國式無雞頭二連發獵銃一挺と銃用實包八個、その他衣類、ゴム草履等を盗んだ犯人を、同月十一日午後十一時頃に逮捕して居た。其の當時取調の結果に依つて、獵銃と實包六個は被害者中山作次郎方宅地内の、木小屋へ匿してあつたのを発見する事が出来た。けれども不足した二個の實包の行衛は不明のまゝ、其の事件と共に木更津區裁判所検事局に送られたのであつた。彼は審理の結果詐欺及窃盜罪に依り懲役二年六月に處せられて、其の時は千葉刑務所に服役中であつた。其の者は本籍、千葉縣君津郡小櫃村戸崎千三百七十二番地、住所不定、前科、窃盜詐欺等二犯、萩原吉太郎(三三)で、尋常卒業後乗合馬車の馬丁、自轉車屋の店員、材木店の荷馬車挽等をした事のある者であつた。之等の事情に依つて喜太郎殺の犯人も萩原吉太郎だと目星が付いた。そこで久留里警察署は検事と共に千葉刑務所に服役中の吉太郎を取調べた結果、兇惡な彼も最早包むに由なく、終に次の様な恐ろしい犯罪事實を物語つた。

(二)

夫れは六月十一日午後二時頃の事であつた。一人者の喜太郎爺が何かの用事で村の方に出た不在を見すまし、吉太郎は前日中山方で盗んだ獵銃を携へて喜太郎方へ忍び入り、彼所此所と金品を物色して居る内に喜太郎が歸つて來た。吉太郎は顔を見知られた喜太郎に見付けられてはもう之れ迄だと悪懐

を据へ、屋内に這入つた喜太郎を狙つて發砲した。轟然たる銃聲と共に硝煙の中に喜太郎は虚空を掴んで打ち倒れた。四邊を見廻した吉太郎は屍體の懷を探り首に掛けた紐を切つて、十一圓ばかり在中の財布を奪ひ取り、薄氣味悪い笑を浮べながら其の場を逃走したのであつた。

彼が中山方の窃盜事件で捕へられたのは其の夜の事であつた。警察署で二個の實包の不足を追窮される度毎にヒヤリ／＼としながらも、終に此の事件だけは匿し終せ、鐵窓の中に呻きながらもやつと安堵の胸を撫で下して居た時に、思ひ懸なく恐ろしい古劍をほじり出されてブル／＼と身を震はせた。検事と警察官の前に慎ましく首垂れて一切の事實を供述し終へた獄衣の吉太郎は、青ざめた顔をもたげてあらぬ天の一方を見上げながら、深い默想に入るのであつた。

三、生瀬山中の主人殺(茨城)

主人殺の強盜犯……………染谷康三  
殺された南陽堂主人……………山室徳次

- 一、犯行の夜十里を離れた所で臨檢に掛つた。
- 二、問歴調に殊更供述を避ける一年間の行跡。

(一)



大正十四年の十二月二十五日午前三時頃、茨城縣真壁郡長讀村大字宮後の農家、西村佐七郎方の兩戸を押し開けて侵入し、主人を呼び起して玩具のピストルを突き付け「俺は之から支那へ渡る者だが、旅費がないから金を貸せ」と云つて脅迫し、婦人持鰐革製の墓口に入つた現金十一圓三十錢を強奪して逃走した犯人があつた。

此の被害届が所轄真壁警察署へ達すると共に、例の通現場臨検や所轄内の非常線配置、縣下各署への犯人逮捕方手配等が敏速に處理された。

其の日境警察署でも此手配を受けると共に、非常警戒を勵行し、一面旅人宿、料理屋、飲食店の一齊臨検を行つて舉動不審者を物色した。所が猿島郡境町の旅人宿福島源三方へ東京市京橋區明石町四七藥種貿易商店員青木寅一(二四)と名乗つて宿泊して居る者の人相、服裝等が、何だか手配を受けた犯人に似通つた點がある。臨検した巡査部長等が其の行動を取調べて見ると答辯頗る曖昧だつた、然も其の携帯品の中から被害品の婦人持墓口が現はれたので、有無を云はず境警察署へ引つ立て、嚴重取調をして見ると、西村方の犯人は彼であつた事を自認した。

彼は其の日の午前三時、被害者方から逃走すると闊路を駆け通して、未だ警戒配置をせぬ間に所轄警察署の管内を脱出し、夜に入つた時には十里を隔つた境の町へ入り込んで居たのであつた。

彼は取調の進むに連れて、東京市神田區末廣町牛肉商石橋萬吉方へ奉公中、大正十四年十月二日賣上

代金百三十餘圓を横領した事、大阪市西區西堀町の石灰商新田豊方へ奉公中、同年十月三十日賣上代金五十五圓を横領した事、同年十一月一日新田豊方の手提金庫から現金百八十圓と主人の居間にあつた金側懷中時計、腕巻時計等時價百圓ばかりの品物を窃取した事、同年十二月二十二日東京市下谷區入谷町塗師屋三上萬龜壽方に雇はれて居た際、其の得意先から受取つた五十圓の金を横領して居る事等を自白した。

### (二)

犯人の名は染谷康三(二五)と云ふ。本籍も出生地も筑波郡作岡村大字安食にある。彼は少年時代は何不自由なく實父母の手許で養育され、東京京橋區の私立中央商業學校四年を修業して居る。

學校を退いてからは、東京市芝區三田北寺町に居住して居る實兄又一の許で洋服裁縫の見習をして居たが、其の頃から花柳界に出入して身持を崩し、兄の家を飛び出して藥種貿易商の店員となつたり、茨城縣土木課の雇を拜命したり、後には菓子屋、牛肉屋、石灰屋等の店員、職人等と轉々業務を替へて更に落付かず、今では之と云ふ定まつた職業も住所も持つて居ないと云ふ有様であつた。

相當の教養を持つ若い男の犯罪事實を取調べるに當つては、誰でも同情を以て其の生立を聞くものだ。此の事件の取調官も憐愍の情を加へながら彼の身の上を聞いて居た。だが、彼はどうしたのか大正十三年から同十四年へ掛けて一ヶ年餘の間、雇はれて居た雇主の事に觸れる事を殊更に避ける様な



風があつた。畑の警察官が何で其の不審な素振を見逃そう。段々其の點を追窮して行くと、淀みく  
 供述した彼の主人は茨城縣猿島郡勝鹿村産の山室徳次であつた。

茲に於て境警察署では直ちに同地を調べて見た。それに依ると山室徳次は東京府下三河島町で菓子  
 製造業を營んで居たが、大正十四年八月中に現金三百圓を持って、雇人染谷康三と共に茨城縣下へ同  
 道して出た切り、其の後二人共歸つて來ない。家族からは所轄警察署へ保護方を願出で行衛搜索中だ  
 と云ふ事が判つた。

此の事實を明にし得た境警察署は遽かに緊張して犯人の取調を嚴にした。彼は終に生瀬村の山林中  
 に於ける主人殺の罪狀を白狀した。



染谷康三は大正十三年十一月周旋する人があつて東京府下三河島町二、八八八番地の菓子製造業南  
 陽堂事、山室徳次方へ店員として雇はれた。彼は追々主人の信用を得、茨城縣久慈郡地方へ菓子の出  
 張販賣に出掛けて居た。其の際菓子の賣上代金を百五十圓ばかり横領して居た事を、同十四年七月頃  
 になつて主人に發見され、嚴しく叱られた上夫れを辨償する様に度々督促を受けた。彼は其の金策に  
 頭を悩ましたが思はしい考は浮ばなかつた。

其の頃世の不景氣の影響を受けて、主人山室も非常な窮境に陥つて居た。之を知つて居る康三は「何

とか口實を設けて主人に金を持たせて誘き出し、殺害して其の金を奪つてやらう」と云ふ大それた考を  
 起した。それから間もない或る日、彼は如何にも眞面目な顔をして主人にこんな話をした。

「菓子の製造販賣は田舎でやると非常に儲かります。私の叔父が茨城縣の久慈郡で大百姓をして居  
 ますが、何か儲かる商賣があれば資本を出してもよいと云つて居りますから、貴方に其のお考があれ  
 ば話して見ましよう」

斯の話は今の山室に取つて本當に渡りに船とも云ふべきものであつた。山室は一も二もなく其の交  
 渉を康三に頼んだ。其の後數日して康三が茨城縣下へ交渉を兼ねて出賣に行つた時、出鱈目な名前で  
 次の意味の贖書面を作り之を山室に送つた。

「自分は康三の叔父に當る者だが、貴下の事業の様子は康三から聞いて居る。就ては幾分の資金を  
 持參されたら不足分は自分が提供しよう」

山室は此の書面を本當に康三の叔父から來たものだと思つて仕舞つた。山室は種々と遣り繰りをして  
 二百餘圓の金を作り、大正十四年八月二十一日康三と共に其の叔父に遭ふ爲茨城縣下へ旅立ちした。

其の日の午後四時頃、二人が久慈郡生瀬村の山林中の街道を通行中、康三は突然後ろへ廻つて山室の  
 頸に手拭を巻き付け、力の限り之を締め付けて絞殺した。彼は四邊を見廻して人影のない事を確め、山  
 室の懷中して居た二百十七圓の金を強奪し、屍體を山林中へ引摺り込んで其の場を逃走したのであつた。



此の自白に基いて係官が現場へ臨検すると、人跡疎な密林中に、被害者山室徳次は白骨となつて横はつて居た。

康三は若い時から肺結核の症状を自覺して居た。無闇に窃盗や横領を働いたり、遊興に耽るのも半ばは前途を悲觀してゐた。殊に主人を殺して金を強奪してからは一層自暴自棄となり、玩具のピストルを買つて西村方へ押入つたが、夫れから足が付いて逮捕されたのであつた。

彼は自ら豪語して「ピストルに倣ひ、本物のピストルを手に入れたら大々的の犯罪を敢行するつもりだつた」と嘯いて居た。彼は大正十五年四月二十八日水戸地方裁判所下妻支部で死刑の宣告を受けた。

#### 四、運轉手殺自動車強奪(愛知)

- 運轉手殺の強盜犯人……………神谷喜代治
- 殺された自動車運轉手……………桂川敏郎
- 刑事課調査部長……………山田半十郎
- 安城警察署警部補……………伊藤拾右衛門

#### (一)

大正十五年六月二十日午後二時頃、一人の百性風の男が安城警察署の受附に息急ぎ馳け込んで、論地ヶ原の山林中に洋服を着た男が絞殺されて居る旨を届出て來た。現場と云ふのは愛知縣碧海郡上郷村大字渡刈字藤藪で、論地ヶ原は其の邊一帯の寂寥な森林帯の野原である。

此の届出を受けると共に安城警察署は直ちに現場の檢證をして見ると、屍體は道路を少し離れた山林中に遺棄されて居り、荷物を縛る示指程の太さの麻繩で、首を二巻巻いて絞め殺して居る。着衣の様子から見て、死者は自動車の運轉手らしいとの見當を付ける事が出來た。

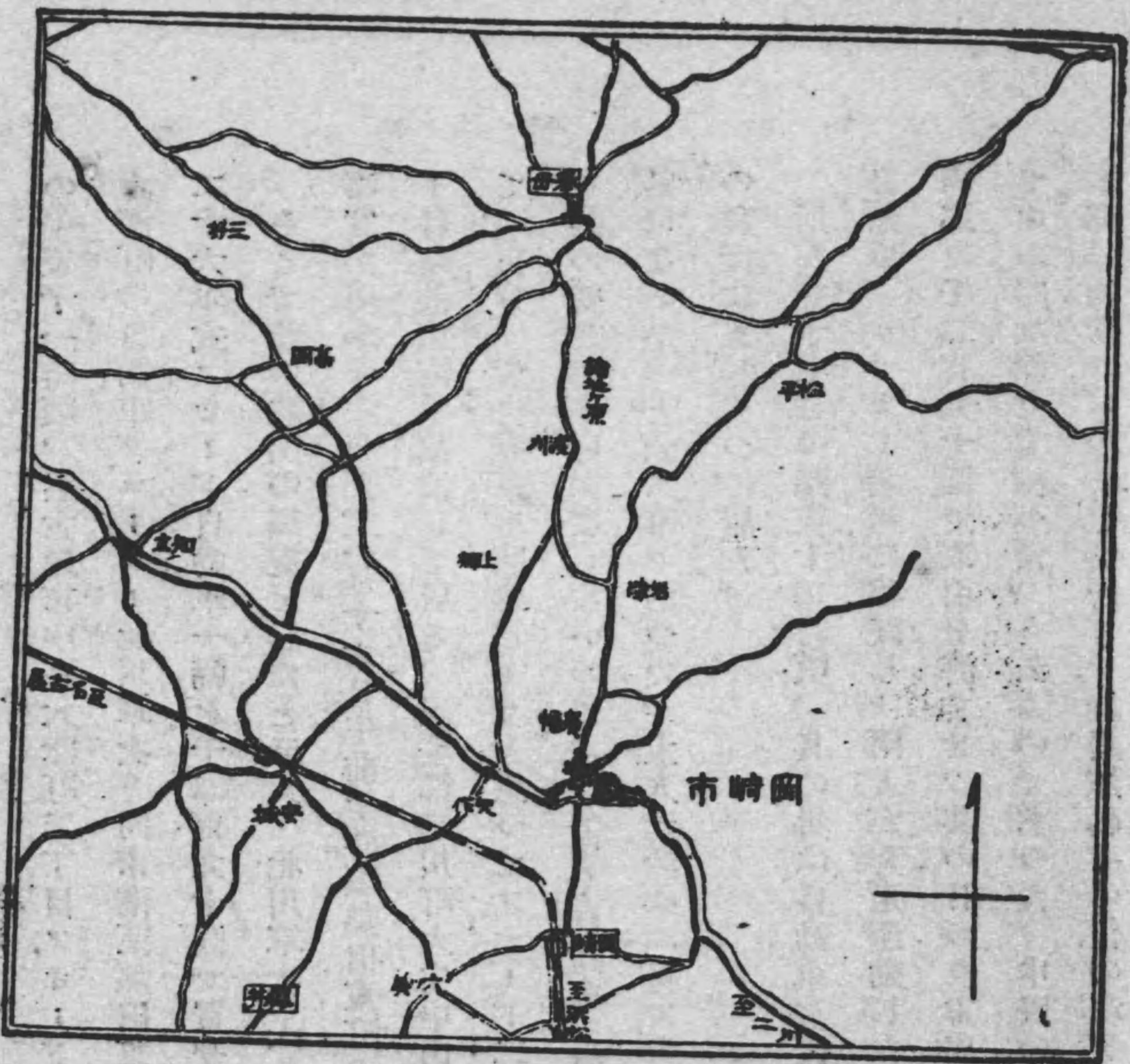
其の日、碧海郡岡崎村大字羽根の東海道線岡崎驛前構内タクシー營業者三浦松太郎は、其の雇人である自動車運轉手桂川敏郎(二六)が、六月十七日の夜岡崎驛の前から西加茂郡舉母町の變電所迄客を乗せて發車したまゝ歸つて來ないので、四方に人をやつて捜して居ると云ふ事を警察は知つた。而も其の着衣人相等が殺されて居る男によく似て居る様なので、直ぐに桂川の妻女を呼んで見せると、彼の女



はいきなり其の屍體に取り籠り、聲を放つて泣き叫んだ。夫れは紛れもなく桂川敏郎であつたのだ。被害者は判つたけれども操縦して居た二十六年式フォードの自動車がない。桂川の所持品を調べて見ると、何時も肌を離れた事のない自動車運転手免許證が紛失して居る。檢證した警察官は一寸目を閉じて頷きながら、此の恐ろしい犯罪經過を心に畫いて見た。犯人は乗客だ。而も其の犯人が運転手の桂川を絞殺して自動車免許證を奪ひ取り、乗つて來た自動車を自分が運轉して逃走したのだ。「それ！自動車の強盗だ」と、寂しい此の論地ヶ原の山林にも、恐ろしい物見たさの彌次馬が警戒の警官に追はれつゝ、大きな輪を畫いて集まつて來た。生ひ茂る夏草を枕にして、眞蒼な顔に苦悶の跡を見せた桂川運轉手の遺骸は、只黙々として此の荒野に横はつて居るのであつた。

(二)

殺人事件あり！自動車強奪さる！の警報と手配は署から署へ、縣から縣へと、氣魂しい電鈴の音と共に傳へられた。安城警察署は愛知縣刑事課の指揮に依つて、犯罪現場に近接して居る岡崎、舉母の兩警察署と協力して捜査に努め、旬日ならずして犯人を逮捕すべき意氣と決心を示した。捜査本部の意見は先づ盜まれた自動車の行衛を突き止める事にあつた。が先づ捜査隊を二部に分ち、其の一部は十七日の夜岡崎驛附近で桂川運轉手の自動車に乗つた客は何者であるかを物色することとし、他の一部は西加茂郡舉母町から名古屋市の方面を捜査する事にした。命令一下、思ひ思ひの變装をした刑事の



岡崎、舉母、地ヶ原附近略圖

一隊は、準の様に敏捷に目指す方面に出動した。

岡崎驛に活動した刑事達は自動車待合所は云はずもがな、人力車帳場、煙草屋、驛賣店は勿論、あらゆる方面へ當つて見たが、桂川が客を乗せて發車したと云ふ午後九時半頃は、恰度上り列車と下り列車が同時に着き、乗降客が非常に込み合ひ雜沓を極めたので、其の自動車に乗つた客の住所氏名どころか、人相着衣すら聞込む事が出来なかつた。

だが舉母町から名古屋に向つた一隊からは、捜査本部を雀躍させる様な報告があつた。夫れは本月十九日



の午後十一時頃、名古屋市中區大津町二丁目フォード自動車代理店ミカド商會裏中野嘉四郎は、同市古澤町の自動車ブローカー北川軍次と同市南區熱田東町自動車修繕業の大久保元吉等二人の周旋で、二十六年式フォード自動車一輛を千二百九十圓で買受けたと云ふ事實を探知した事であつた。

そこで此の取引の周旋をしたと云ふ、北川軍次、大久保元吉の二人に就て取調べて見ると、又こんな事實が明かとなつた。六月十六日午前十時頃熱田東町の大久保自動車修繕店へ、名古屋市中區新柳町五丁目高砂旅館に宿泊して居る、瀧美郡二川町大字中山、山本時次郎(三三)と自稱する男がやつて来て、「自分は貸自動車を開業しようと思つてフォード二十六年式の自動車一輛を買入れたが、どうしても其の營業が許可にならないので、仕方なく自動車を賣らうと思つて居る、明晩持つて来るから買つて呉れないか」と云ふ事であつた。主人元治は「兎に角持つて来て御覽なさい、何とかしましょう」位の程度にあしらつて居た。

所が翌十七日の深夜十二時頃、其の男は自動車を操縦して大久保方へ逃つて来た。大久保は友人の自動車ブローカー北川に相談し、兩人が奔走運動した結果、十九日の午前十一時頃、大津町の中野嘉四郎に千二百九十圓で取引を済ませ、其の日の夕方周旋料を差引いて千百圓を高砂旅館へ持つて行つて山本時次郎に支拂つた、と云ふのであつた。中野の買つて居る二十六年式フォード自動車は、捜査本部の探案の目的として居る、桂川運轉手の恨の魂を乗せた其の自動車であつたのだ。

茲迄判つたらもう占めたものだと思ふと北川笑んだ刑事課の山田刑事部長は、時を移さず新柳町の高砂館に飛んだ。だが惜しい事には山本と自稱して同家に泊つて居た男は、十九日の夜二葉自動車商會の自動車と呼んで何所かへ行つて仕舞つた跡だつた。山田刑事部長は其の足で同市東區朝日町の二葉自動車商會へ臨んで、高砂旅館へ呼ばれた運轉手を尋ねて見た。

「ア、彼の男ですか。あれは岡崎東遊廓の月本樓へ送り込みましたよ。そうですね……もう十二時にも成つて居ましたかね。何でも其所の秀丸とか云ふ女郎と深い仲で、秀丸は可愛い奴さー等大惚氣を聞かされましたよ」助手と運轉手は忌々し相に山田刑事に語るものであつた。然し此の忌々しい惚氣話の一齣は、刑事の耳には何と云ふ吉報だらう。之等の経過が直ぐに岡崎警察署へ通報された。手ぐすね引いて待つて居た岡崎署では、スワとばかりに東遊廓の月本樓に手を廻した。秀丸と云ふのは、西加茂郡舉母町から出て居る羽根田澤子(三三)の事であつた。秀丸の取調で山本時次郎と云ふのは全くの偽名で、本名は神谷喜代治だと判つた。彼は其の夜秀丸の許に一泊し、翌朝六時頃行先を云はないで出て仕舞つたと云ふのだ。

もう犯人は判つた。愛知縣下の各警察署へは其の旨手配の指示をすると共に、近縣の警察部へも通報した。捜査本部は緊張し切つて、神谷の知己親戚は元より、少しでも關係のあり相な方面は風殺しに探索する事にした。



娼妓秀丸の實家が油断がならぬと睨んだのは成瀬巡査と加藤巡査の炯眼であつた。伊藤警部補、浅田、横山兩巡査の一隊は二十日の夜を籠めて、西加茂郡舉母町字天神なる娼妓秀丸の實家を襲ふた。果せる哉犯人神谷喜代治は恐ろしい犯罪を仕終せて、やがては最愛の秀丸と共に楽しい世帯を持たんものと、秀丸の實家羽根田本吉方の奥座敷で、果敢ない夢路を辿つて居たのを、未明の午前四時四十分、警部補等の手に逮捕されたのであつた。

自動車強盗！の報一度傳はるや、其の巧智と惨虐とに世人の心膽を寒からしめた此の事件も、愛知縣警局の迅速にして而も機敏な活動に依つて、犯罪認知の時から僅々十四時間を出ぬ間に犯人を逮捕することが出来たのであつた。

## (三)

此の恐るべき殺人鬼は愛知縣碧海郡櫻井村大字野寺二十九番地平民戸主、音次郎長男、神谷喜代治(二四)と云ふ者であつた。彼には前科はないが、以前自動車取締令違反で檢舉されて起訴猶豫の處分に附されて居る。彼の實家は小作農で、郷里の尋常小學校を卒業後は横濱地方で新聞配達をしたり、京都の市營電車の運轉手を勤めたりした。彼は又汽船のボーイや自動車運轉助手等の経験がある。

彼は本年の一月頃から岡崎東遊廓月本樓の抱娼妓秀丸事、羽根田澤子と馴染を重ね、互に思ひ思はれる仲となつた。だが根が水呑百姓の息子では、思ふ様に逢瀬が樂めないもので、何とかして大金を手

に入れて秀丸を身請し、手に手を取つて朝鮮か滿洲へでも高飛を仕様と考へた。「丁度俺には自動車運轉の経験がある。何所かで運轉手を殺し、自動車を強奪して賣飛ばしたら纏つた金が出来る、よし遣つ付けろ！」と云ふので計劃したのが今度の事件なんだ。



犯人 神谷喜代治

彼は岡崎停車場附近を徘徊して盗み頃の自動車を物色した。彼が之れだと見立てたのは岡崎驛前三浦松太郎經營の貸自動車中、二十六年式フォード六人乗の自動車であつた。

「お、あれだ」と獨り頷き乍ら其の日は自分の宅へ歸つた。

六月十七日彼は名古屋へ出て來た。そして南區熱田東町字外土居の自動車修繕業大久保元吉方を訪れ、渥美郡二川町の山本時次郎と云ふ者だと偽名して、前日見當を付けて置いた自動車の賣約を結び、何喰はぬ顔をして其の日は自宅へ歸つたのであつた。

## (四)



明くれば六月十七日、愈々今日こそ恐るべき犯罪を決行し様とする喜代治の眼は、心持充血して居る様だ。彼は自宅から新らしい麻縄を持ち出して夕方岡崎市に出て来た。其の日は午後九時十一分發上り列車と、午後九時十九分發の下り列車とが殆ど同時に發着したので、岡崎驛は乗降客で混雑を極めた。喜代治は此の混雑に紛れて汽車から降りた者の様な風で驛前に出て来た。やがて殺されるとは知らぬ運轉手桂川敏郎が、彼の目指すフォード型自動車の側に客待顔に佇んで居る所へツカ／＼と進み寄り、「あゝ、母の岡崎電氣株式會社の變電所迄遣つて呉れ」と命じつゝ、早や自ら車の扉を開けて乗り込んだ。

桂川運轉手はいそ／＼と運轉臺に飛び乗つてハンドルを捻つた。サツと輝くヘッドライトの光に照された真白な街道を、自動車は這る様に走り出した。世の中は妙なものだ。殺す人と殺される人を乗せた此の自動車は魔の様な唸りを立てながら、死の途を闇を縫ふて走つて居るのだ。田舎道の深夜は次第に人通りが少くなる。もう岡崎の驛から三里も来た。道の兩側には眞黒な杉の並木が覆ひ被さつて居る。

「論地ヶ原だな」と獨り頷いて四邊を見廻しながら神谷はデリ／＼と運轉臺の方に近寄つて行つた。「あゝ、一寸待て、煙草に火を付けるから……一寸車を止めて呉れ」

「ハイ！」

桂川運轉手はグツとハンドルを廻した。車軸の轆る音と共に其の自動車は道の傍に停車した。其の刹

那、喜代治は桂川運轉手の上のし掛る様にして、運轉手臺にあつた麻縄を取るより早く、背後から運轉手桂川の首に之れをクル／＼と二巻巻付けて、力の限り絞め上げた。思ひも掛けぬ事として運轉手は「キャッ」と叫んでばた／＼と手足を掻掻いた。喜代治は前後を見廻しつゝ、尙も力を籠めて絞め付けた。哀れ桂川運轉手は虚空を掴んで苦悶をするのみで、もうどうすることも出来なかつた。兇惡其のものゝ様な顔に變つた喜代治は、血走る眼に前後を見廻しながら、尙ほも力の限り絞めて締め締め上げた。間もなく桂川の手足の微動も止んでぐつたりと首垂れ、全く息は絶へて仕舞つた。喜代治は汗を拭ひつゝ、桂川の運轉手免許證を奪ひ取り、其の屍體を曳き摺る様にして、道路から少し離れた山林中へ棄て去つた。彼は殺害に使ふ爲に自宅から麻縄を持つて来たのだが、突嗟の場合に之を取出すいとまもなく、運轉手臺にあつた客の手荷物を縛る麻縄を以て運轉手を絞め殺したのであつた。

彼は其のまゝ乗り捨てた自動車に飛び乗り、自ら運轉し全速力で名古屋の方へ疾走した。名古屋市熱田東町の大久保元治方へ自動車賣込みの爲めに訪れたのは、其の夜の十二時頃の事であつた。彼は取引を済ませて其の翌夕には千百圓の金を懐に入れ、其の中から洋服を買求めて變装し、岡崎方面へ逃走して居たのであつた。

本件檢舉に當つては、刑事課勤務の山田巡査部長を始め、安城警察署の伊藤警部補同署の成田、成瀬の兩巡査、岡崎警察署の横山、加藤の兩巡査等に功勞があつた。



### 五、岐阜の桑名屋殺し(岐阜)

桑名屋の番を殺した男 ..... 野口源一  
 殺された旅人宿桑名屋の老主人 ..... 森勘三  
 岐阜警察署司法主任警部 ..... 井上富一

- 一、頭に打撲傷がある便池の壁死者、小便を嚥込んで居らぬので他殺と判る。  
 二、源一の部屋を押入から出た血染の蓑袴、兇行の原因は金と人妻を手に入れた事。

(一)

大正十五年三月二十九日の未明一人の老婆が岐阜警察署へ出頭して、主人が便所へ墜ちて死んだから御検視が願ひ度いと申し出た。老婆は岐阜市本町三丁目の旅人宿桑名屋事森勘三方の雇人松久くら(六〇)であつた。

岐阜警察署では時を移さず検視をした。調べて見ると死者と云ふのは同旅館の主人勘三(八二)であつた。勘三は便壺の中に上部半身を突つ込んで絶命して居る。引揚げて詳細に検視すると頭部に三ヶ所の打撲傷に似た傷があつた。又死んで居る便所附近の壁や浴場の障子等に血汐が飛び散つて居た。

そこで検視官は死因に疑のあるものと認め、手續を踏んで解剖して見ると、上半身が便池に浸つて居たにも拘らず、小便等を嚥んで居る形跡がない。茲に於て愈々他殺の嫌疑濃厚なるものとして捜査を進める事になつた。

勘三の家は旅人宿で下宿を兼營して居る。同家の家族は養子夫司(三二)夫司の妻とみ(二七)と雇妻松久くらの四人暮で、養子夫婦は其の日夫司の實家へ行つて不在であつた。

捜査は先づ同家の下宿人と、其の夜同家に宿泊した者の方から進める事として、其の行動、行先等を調べて見た。

同家の下宿人に野口源一(二八)と云ふ者があつた。彼には盗癖があると云ふ風評がある。以前窃盗事件で起訴猶豫處分を受け、以來土地の花柳界に出入し金銭を浪費し借財等を作つて居る。兎角素行が修らないばかりでなく、勘三方の嫁とみ(二七)に横懸幕をして居ると云ふ話もある。其處で一應同人を容疑者として取押へる事になつた。

源一は其の朝勘三の死亡を通知する爲に、名古屋にあるとみ(二七)の實家へ向つて出發したと云ふのであつた。岐阜警察署の松岡刑事は直ぐに彼の跡を追つて、其の日の午前七時頃岐阜市矢島町の路上で彼を取押へ、刑事課の船坂刑事調査部長と共に取調べ、其の寢室を調べて見ると、押入から血痕の附着した長さ一尺二寸の薪丸太を發見した。彼は退引ならぬ證據を突き付けられて犯罪事實を逐一自白した。



野口源一は岐阜縣稲葉郡常磐村椿洞に生れた。小學校では成績優等で級長をした事もある。高等小學校卒業後、稲葉郡長良村大字中野の大工職小笠原治三郎方へ徒弟に住込み、大正八年七月の年明け迄勤めて、暫く自家で大工をして居た。二十一歳の時ふと自動車運転手をやつて見る氣になり、東京へ出て居たが、六ヶ月位すると何の得る所もなく郷里へ戻つて來た。

彼は大工職で一日二圓四五十錢の收入があるが、其の頃から放蕩に身を持ち崩し、遊里に足を踏み入れて身分不相應の金費ひをし出した。金に詰つて窃盜を働き微罪殿戒の處分を受けたり、岐阜區裁判所檢事局で起訴猶豫の處分を受けたりしてから後は、益々彼の身持は悪くなるばかりであつた。彼は未だに獨身者で本町三丁目の桑名屋に下宿をして岐阜近邊に仕事に出て居た。

桑名屋の主人勘三は、評判のしみつたれの因業爺であつた。勘三方には十數年前に名古屋市中區新道通三丁目の伊藤長作と云ふ者の娘とみのを女中に雇入れて居たが、小まめによく働く可愛いのが勘三の氣に入つて養女にした。其の内にとみのも年頃になつたので、大正七年頃に本巢郡船木村大字十八條から夫司と云ふ者を婿養子として彼の女に娶せた。夫婦の仲は睦じかつたが、婿の夫司は強慾な爺の勘三とは常に意見が合はないで、家庭は風波の絶間がなく、近頃では勘三は養子夫婦を離縁する等と喚いて、其の頃もごた／＼が續いて居た。

野口源一は以前から夫司の妻とみのを姿を見て獨り胸を焦して居た。彼は何とかして夫司だけを追出し、自分がとみへの婿となつて暮し度いと色々思案を廻らして見たが、よい工夫が付かなかつた。恰度其の頃、養子の夫司は勘三と口論の末又々離縁問題が起り、妻のとみのを連れて實家の船木村へ歸つて居た。源一は考へた。「勘三は日頃から金を溜めて貯金をして居る。此の際勘三を殺して其の貯金を奪ひ取り、養子の夫司は何とか口實を設けて追ひ出し、とみのを自分の妻にしてやらうか」と、そして夫れが彼の爲めに執るべき最良の方法だと思つた。

三月二十九日の夜、床に這入つてからも彼は寝もやらずそんな事を考へて居た。夜半も過ぎた三時頃、勘三は起きて便所に行つた。雇婆のく／＼も全く寢入つて居る様だ。源一は愈々勘三殺害の決心をした。彼はひく／＼と起き上つて足音を忍ばせつゝ階下に降り、手頃の薪棒を一本引抜いて便所へ行つた。何も知らずに便所から出て來る勘三の頭を源一はものをも云はずに手にした薪棒で力の限り撲り付けた。勘三は「アッ！」と云つて其處へ打倒れた。源一は續け打に打ち据へた。八十を越した勘三は血氣の源一に思ふ様打ち据へられて直ぐに息は絶へて仕舞つた。源一は勘三の屍骸を逆にして便池の中へ押入れた。勘三が便所へ行つた時に誤つて落ち込んだ様に他人に思はせる企だつたのだ。

彼は其のまま何喰はぬ顔をして二階へ上り、血の附いた薪棒は自分の部屋の押入へ匿して置き、夜具を引被つて其まゝ寢て居た。



翌る朝、雇婆のくらは勘三の死體を見付けて騒ぎ出した。源一はいかにもびつくりした様な面持で何くれと世話を焼き、名古屋のとみのの里へ勘三の死を知らせるのだと云つて、同家を出て行く途中で松岡刑事の爲めに逮捕せられたものであつた。

此の事件が強盗殺人だと睨んで捜査の根本方針を定め、犯人の物色や證據の蒐集に功勞のあつたのは、岐阜警察署の井上警部、松岡刑事、刑事課の船坂巡査部長等であつた。

### 六 常葉の一家強盗強盗(福島)

強盗殺人犯人	石井龜千代
被害者	渡邊幸四郎
同幸四郎の妻	渡邊マツ
同幸四郎長男	渡邊久雄
刑事課長	小田部秀雄
三春警察署長	後藤清喜
刑事巡査部長	鯉淵龜五郎

一、注文の豆腐を持って来たが、不思議に全家不在。

- 二、木桶袋に包んだ石塊で撲られて一家三人共惨死。
- 三、懸恨か、物盗りか、夫れとも輪情か。
- 四、辻様の合はぬ通信が性行不良の家出者から郷里へ。
- 五、郡山驛で發行した補助切符の行衛。
- 六、石井龜千代は別居資金に窮して恐ろしい犯罪を犯した。

### (一)

大正十五年十一月二十日の晝過、田村郡常葉町西向の渡邊福治方へ隣村片倉根の豆腐屋、おなほと云ふ女が豆腐箱を提げて入つて来た。

「もしも隣の幸四郎さん方は留守ですか。私は幸四郎さん方から豆腐の注文があつたので今朝方持つて来ました。戸が閉つて居る故一旦持つて歸りました。又来て見ても矢つ張り戸が締つて居るのです。留守でも置いて行きますから一寸立會つて下さいませんか」

「夫れは遠いのに氣の毒だ、私が立會つて上げる」と云つて共々に幸四郎方の裏手を開けて臺所へ這入り、豆腐箱を其所へ置いて出た。

其の翌朝六時頃のこと、福治の嫁ヨシイ(二七)が幸四郎方の前の井戸へ水を汲みに行つた時、厩の前を通つたが、幸四郎方の飼馬が高く啼いて居た。ヨシイは幸四郎方が不在だから糶秣がなくなつた



ものだと思つて、飼料桶に水を入れ薬を二三把投げ込んで歸つた。

同じ朝八時頃、マスノ婆は會社から頼まれて居る電燈料集金に幸四郎方へ行って見た。が矢つ張り戸が閉つて居る。其の邊に來合した石井民藏に

「幸四郎さん方は不在なのかい」と問合して見た。

民藏も充分知らないらしく「どうも不在らしい」と答へた。マスノ婆は不審に思出した。婆さんは幸四郎の伯父に當る渡邊辰太郎方へ行って二十日から幸四郎方は不在だが、どうも不審だと話した。辰太郎も可怪しいと思つたので、マスノ婆さんと共に幸四郎方へ行き、戸を開けて中へ入つて見た。所が同家八疊の座敷には幸四郎夫婦と長男の久雄が惨殺されて居るのを發見した。

腰を抜かさなばかりに驚ろいた二人は、幸四郎の兄清方へ急報した。近所の人も呼び集めた。西向の部落は遽に大騒となつた。親族等は協議の上で直ぐに常葉町巡査部長派出所へ届出でたが、恰度其の日は故河野廣中の建碑除幕式當日で、巡査部長も巡査も雜沓取締に出張し不在であつた。被害者方の親族等は直に公衆電話で其の状況を三春警察署に届出でたのであつた。

(二)

急報を受けた三春警察署長後藤警部は、直に縣刑事課に即報すると共に、現場に臨んで一應の檢證を行つた。縣刑事課の小田部警部は此の報告を受けるや、移動電話の架設準備を爲し、寫真機や現場指

紋採取器等を携帯し、自動車現場へ急行した。

被害者方は田村郡常葉町大字西向大平百六十六番地で、農業を營む渡邊幸四郎(三七)方である。

犯人は戸締なき勝手口の方から這入つて來たらしい。其處から臺所を通つて中の間に忍び込み、其所に熟睡して居た幸四郎、妻マツ、長男久雄の順序で、何れも頭部を鈍器を以て毆打し惨殺したものの様だ。幸四郎は頭蓋骨粉碎し、顔面は滅茶々に崩され、腦漿が露出して居ると云ふ慘憺たる殺され方だ。マツは前額部に打撲の創傷がある。久雄は頭部に一撃を加へられて居る。解剖の結果に依ると幸四郎は一時昏睡状態にあつたものらしいが、マツと久雄は即死したらしいと云ふのである。

現場で、兇行に用ひたものと思はれる「皇麥」二升入の木綿袋に、重さ四百二十匁ある丸形の石塊を入れ、其の袋の口を麻繩で縛つた物を發見した。

尙ほ同家の戸棚は明け離し、爐の邊りには幸四郎の貸金證書や、土地賣買證書等を持ち出して散亂させて居た。親族等が調べた結果、幸四郎の霜降二重廻一枚と單衣一枚、財布が二個と實印一個が紛失して居るのを發見した。

同家の中の間にあつた電燈のタンクステン線は切れて居り、門燈は電球を捨てて電流を絶ち消燈してあつた。尙ほ被害者方の隣家渡邊倉治方軒下に血痕が附着して居る竹片と、木の葉に血痕が滴つた跡があるのを發見し、又同村山根街道に沿ふた山林中から血痕の附着した絹天足袋を發見した。

兇行は十一月十九日午後十時頃から、翌二十日午前二時頃の間で行はれたものらしい。被害前十九日



の夜は、同家では七時頃に夕食を済ませ、幸四郎は八時頃に久雄(五)を抱いて寢床へ這入つた。妻のマツ(三三)は子供の前垂を縫つて居たが、其處へ隣家の渡邊福治方の嫁ヨシイが内風呂の相伴に來た。ヨシイは湯から上つて幸四郎方へ立寄り、マツが出した茶を飲みながら、三十分程四方山の話をして九時頃に自宅へ歸つた。マツは夫れから間もなく就寢した様子であつた。

## (三)

之等の状況を綜合して考へて見ると、兇行の原因は次の數點の何れかに歸するものと推測された。

- 一、怨恨關係に依るもの
- 二、痴情關係に因るもの
- 三、遺産相続の意思に依るもの
- 四、強盜殺人に因るもの

先づ第一の怨恨關係を調べて見たが、金錢貸借關係、土地賣買の取引、近隣其の他との交際等、一つとして本件の様な兇行を演ずるに足る原因と認められるものがない。只渡邊倉治方軒下には血痕の附着した竹片や木の落葉があつたので、同人との關係を調べて見た。倉治は、殺された幸四郎と土地賣買や交換の事で多少の關係が無いではなかつたが、同人平素の素行等から考へて犯人だとは思へなかつた。然し血痕、兇行、土地取引等と結び付けて見ると、何等か其の間に因果關係があるらしくも思はれるので、一の謎として同人の行動に目を付けて居た。

第二の痴情關係を調べて見たが、幸四郎夫婦共に品行の方は非常に評判がよく、家庭も頗る圓滿で此の方は更に疑の餘地がなかつた。

第三の遺産相続の目的に因るのかと其方を調べて見た。若し兇行が其の目的で爲されて、強盜の侵入を装つて居るものなれば、紛失して居る二重廻等が何處かに隠匿して居るに違ひないと推測される。故に附近の山林、田畑等を隈なく搜索して見たけれども、紛失品は終に發見する事が出来なかつた。

茲に於て、結局第四の強盜の目的に依る殺人として、極力其の方面を捜査する事に方針が定まつた。

夫れで現場に遺留された物品から端緒を得やうとして、先づ「皇麥」袋に包まれて居た石塊に就て調査を進めて見た。此の石塊の様な質の石は其の地方一帶にある。唯石の様子が何だか加工してある點から其の用途を推測して見ると、度量衡法の施行前に秤の錘代りに使はれて居たものらしい。然も其の石の表面に黒ずんだ油の様な物が附着して居る。此の邊では「バッテリー」と云つて流川の水を利用する小規模の水車がある。此の丸形の石塊は其水車の杵の錘に使つたものではないかと思はれた。現に被害者幸四郎方にも「バッテリー」水車がある。故に同家に使用の油と其の石塊とを警視廳の鑑識課に送つて調べて貰つたら、石塊に附着して居る黒ずんだ物は油で、被害者方の水車に使つて居る油と同質のものだと云ふ回答があつた。即ち兇行には被害者方の水車小屋の錘石を持ち出して使つたのだと云ふ事が判つた。



次に「皇麥」の木綿袋には「皇麥、茨城縣穴戸町、勝根屋製造所」と云ふ記載があつた。此の麥は地方で相當に購入して居るので、此の方の捜査では資料となる様な好結果を得なかつた。

袋の口を縛つて居た麻繩は脊負籠の緒の様なので、其の出所を調べて見たら、幸四郎方の厩舎の隅に之れと同じ様な麻繩の切があつた。袋の中に米粒が三粒と、糠が少々あつた。米粒は此地方で出来る芒穂と云ふ糯米で、糠は地方の砂岩を混ぜて搗いた電氣精米に依る糠だと云ふ事であつた。

渡邊倉治方の軒下にあつた血痕は、倉治は鼠の血痕だと主張した。同人の家族には月經の者も傷をした者もないと云ふので、一應人血か否かを鑑定して置く必要があつた。そこで血痕附着の竹片と木の葉を東北帝國大學醫學部法醫學教室に送つて、石川醫學博士の鑑定を求めた。之に依ると附着物は血痕で、然も人血だと云ふ事が明かとなつた。

## (四)

茲に田村郡常葉町大字西向字下の内五十六番地で生れた石井龜千代(二九)と云ふ男がある。彼は町でも相當な家に育ち、高等小學校を卒業後流浪性を發揮して十五歳の時に家出し、足尾銅山で雜役夫として勞働をした事がある。其の時他人の物を窃取した處で川越監獄に收容されたが、刑期満期後郷里へ歸り、修業年限一ヶ年の蠶業講習所に入り、同所を修了後は暫く實家で農業に精勵して居た。間もなく又家出して東京に行き、鐵板工場やモスリン工場の職工となつて働いて居た。だが此の方も思は

しくなかつたので、自分が修めた養蠶で自活しやうと思ひ立ち、千葉縣下で諸方の養蠶家に雇はれて勤める内に、印幡郡宗像村の香取忠次郎方へ婿養子に入り込み、同人の二女ナカと結婚して農業を營んで居る。郷里では窃盜の前科があるので性行不良者として甚だ評判がよくない。

何を思つたのか、此の石井龜千代が十一月十五日に突然郷里へ舞ひ戻つて實父廣治を訪れ、親族知己を訪問して居る事實がある。警察の目は彼の上にも光つた。彼は同月十八日千葉へ歸ると云つて知人に暇乞をして廻つた。それから十九日午前に無事歸國したと云ふ封書や端書が知人の家へ配達された。越へて十一月二十六日郷里へ「何か事件でも出来たのではないか。自分は村の駐在捜査の取調を受けたが」と書面を寄越した。彼は常葉町の殺人強盜事件は十一月二十二日附の東京朝日新聞の中央版を讀んで知つて居る筈なんだ。

龜千代の性行が不良だと云ふ事と、同人が最近に郷里へ立ち越したと云ふ事實を探知したのは、二年前に同町の受持であつた巡査横田勝興であつた。横田巡査は船川驛前で龜千代が戻つたと云ふ風評を耳にすると共に、下の内部署に入込んで内偵した結果、確かに龜千代が來たと云ふ事實を突き止めて捜査本部へ報告した。

茲に於て鯉淵、菅沼、石井の各巡査部長は龜千代の行動を偵査して見ると、前記の様な通信の事實が判つた。そこで龜千代が果して十九日の午前に歸國したか否かを確める必要があつたから、同所を



管轄して居る千葉縣木下警察署長に、龜千代歸宅の時刻を電報で問合して見た。其の回答に依ると彼は十九日の午後八時に漸く歸宅して居るのであつた。午前と午後だが兎に角時刻に齟齬した點がある。捜査本部は同人に對する嫌疑を深め、其の動靜を探查して見る事とした。

先づ彼龜千代が、果して十八日に常葉の町を出發して居るか否かを調べる必要があつた。石井、菅沼等の刑事巡査部長は磐越線大越、郡山間の各驛を精密に調査して居ると、郡山驛で十一月二十日午前十時二十分發上り列車が到着する前に、千葉縣木下驛行の補助切符を車掌が發行したと云ふ事實が判つた。補助切符と云ふのは正式に切符を購入する暇のない時に、車内で車掌が切つて渡す假切符である。然し其の切符を購ひ受けた者の人相着衣等は全然記憶にないと云ふのであつた。此の報告を受けた捜査指揮者刑事課長小田部警部は、直ちに刑事巡査部長石井朝次郎外一名を千葉縣下に出張させて、徹底的に補助切符の行使者と石井龜千代の動靜を捜査をする様に命じた。

千葉縣下に出張した二人の刑事は、木下驛で郡山驛發行補助切符の行衛を調べた。其の切符を持つた男は二十日の夜同驛に下車して居る。改札した驛夫の言に依ると、其の補助切符を使用した男は石井龜千代によく似て居る様だ。二人の刑事は直ぐに木下警察署へ出頭し、同署の應援を得て龜千代方へ行つて見た。龜千代は何も知らぬ様な顔をして、附近の畑の中で野良仕事をして居た。刑事は家人に龜

千代が常葉へ行つた時に着て居た着物を出させて見ると、其の袂の中から十一月二十日附郡山驛前旅館會津館の宿料領收書が出て來た。愈々同人に嫌疑が深くなつたので、一應龜千代を木下警察署へ同行して取調を開始した。然し宿屋の領收書に付ては右左だどと云つて事實の答辯をしなかつた。石井刑事は直に状況要點の報告と共に、宿屋の取調方を福島縣刑事課へ電報した。捜査本部で郡山の會津館を調べて見ると、それは田村郡深石村大字實澤百三十三番地農業佐久間喜宗(二八)と云つて泊つた者に出した領收書だと云ふ事が判つた。佐久間喜宗と云ふのは龜千代の兄重徳の妻の弟の名だ。依つて佐久間喜宗を調べて見ると、十九日にも二十日にも同人は外出した事がないと云ふ。刑事課長は石井刑事に龜千代の引致方を電命した。彼等は十二月一日福島縣三春警察署の捜査本部に護送された。

捜査本部では會津館で調べた事實や、佐久間喜宗の申立等を知らせて、彼が同旅館に泊つた事實を追窮した。彼は終に同家で宿泊した事實を認めた。彼は十八日會津館に投宿し、十九日の午前九時頃宿料二圓と巻賣朝日一ヶ代十五錢を支拂ひ、携帯の荷物を預けて置き、「市内を散歩して來る」と云つて出たまゝ、翌二十日の午前八時半迄歸らなかつた。其の間の行動は彼は頑として供述しなかつた。

捜査本部では、之はどうしても傍證を得なければならぬと云ふ事に決し、同人方の家宅搜索と、彼が西向部落に立ち入つた事實を探索する事になつた。



家宅捜索には刑事調査部長鯉淵龜五郎外一名を出張させた。鯉淵調査部長等は龜千代方捜索の結果、二重廻外套、銘仙の單衣、洋傘等を發見して持ち歸つた。之を幸四郎の近親者に見せたら、夫れは幸四郎所有の品に相違ないと證言した。

一面龜山、馬目兩調査部長は十一月十九日に龜千代が西向部落に入込んだ事實を探知し、芹澤、濱名の兩調査部長は龜千代が十八日船引驛前の雜貨店で朝天足袋一足を三十錢で買つた事實を探知した。之等の確證を得た刑事課長は茲に初めて事の真相に觸れ、詢々として情理を盡した取調を開始した。さしにも頑強兇惡な犯人龜千代も、良心の呵責と確證に依る追窮に今は包む詮術もなく、つと立つて二三歩退き、直立不動の姿勢を執つて、

「恐れ入りました」と血を吐く様に叫んだ。

動あつて彼は倒れる様に其所の椅子に身を投げ、聲を揚げて泣きながら、途切れ勝に恐ろしい犯罪事實の一切を供述した。

## (五)

龜千代が養子になつて居る千葉縣印幡郡宗像村大字吉田の香取忠次郎方では、最近協議の結果龜千代夫婦を別居させる事に話がきまつた。だが別居する事になると目に見えない相當の失費がかかる。夫れのみならず龜千代も體面上多少の金を實家から提供して呉れる様に養父達に話してあつたのだ。

彼は十一月十四日、一旦郷里へ歸つて見たが、實家の財政状態では金策を云ひ出して到底出來ない相談だと看取したので、別に資金の融通も乞はず、同月十八日暇乞をして郡山迄歸り會津館に宿泊した。其の夜彼はどうしても金の工面をせねばならぬと考へ抜いた揚句、自分が郷里に居つた折から西向部落の渡邊幸四郎が富裕な農家で、相當に貯蓄もある様だつたのを知つて居るので、同人方へ忍び入り、泥棒をしやうと云ふ決心をした。

其の夜は明けた。十九日の朝は散歩をすると云つて彼は宿屋を出で、午後一時二十分郡山驛發列車で船引驛に引返し、間道を通つて午後七時頃に被害者渡邊幸四郎方の前、土堤の蔭で時間が経つのを待つて居る内に「泥棒をすると何れは發覺して前の様に監獄に這入らねばならぬ。いつそ一家の者を皆殺にしたら、自分がやつたと云ふ事は判らずに済むだらう」と茲に初めて一家塵殺を企てた。

龜千代は、幸四郎方の厩附近で兇器になる様な物を探ね廻つた。彼は其處の軒下で木綿袋と麻繩を發見した。それから同じ軒下に有つた石塊を拾つて袋に包み、麻繩で其の口を縛り之を携帯して、幸四郎方入口に掛けてあつた綿入袴天を着た。更に彼は其の軒下に立て掛けて有つた梯子を掛けて門燈を消し、勝手口の戸締をしてない所から忍び込んだ。

中の間には幸四郎と妻のマツ、長男久雄の三人が枕を列べ前後も知らず寢入つて居た。龜千代は靜かに電燈を爐の邊に移して寢室を明るくした。彼は三人の枕元で二三十分間も思案した。彼は終に意



を決し、突然携へた石塊の包で幸四郎の頭を力の限り撲り付けた。續いてマツも久雄も其の石塊包で撲り殺した。三人の絶息したのを見届けた龜千代は、被害者等が着て居る布圍を引つ張つて頭の上から蔽ひかぶせ、勝手元の壁に吊してあつた提灯に火を點けて箆筒を探したが、求める金は何處に仕舞つてあるか判らなかつた。狼狽しながら押入戸棚を探ね廻り、漸くの事で現金七十錢在中の財布を見付けて之を窃取した。彼は又寢室へ入り、其處に掛けてある二重廻外套一枚と銘仙單衣、洋傘一本を盗み出し元來た入口から逃走した。

彼は其の足で義兄に當る渡邊倉治方へ駆け込み、幸四郎方で人殺をした事を語り、自首しやうと云つて見たりしたが又思ひ返して逃走する氣になつた。彼は其の場で兇行の時に着て居た血痕附着の綿入袴天を脱ぎ、之を縛つて提げたまゝ、間道から船引驛に逃走する途中、山根の山林へ其の袴天と兇行時に穿いて居た絹天足袋を脱ぎ捨てた。彼は二十日午前六時四十四分船引驛發の列車で郡山に行き、其の夜車中で補助切符を切つて貰ひ、午後十時三十分郡山驛發の汽車に乗り、千葉縣木下驛で下車して宗像村の自宅へ歸つて居たのであつた。

贓品は十一月二十六日迄自宅の行李の中へ入れて居たが、二十六日福島縣警察部からの照會で所轄木下警察署宗像村駐在巡查の取調があつたから、事件の發覺を虞れ、養母に依頼して妻の姉の内に隠匿して居たのを、福島縣から出張した鯉淵刑事巡查部長等に發見されたのであつた。

### 七、虫明の強盜殺人(岡山)

平野を殺して海へ沈めた犯人……………今 吉 長 一  
虫明海岸へ浮き上つた屍體の主……………平 野 幸 四 郎

一、七貫匁の石を吊つて浮き上つた屍體の主。

二、井桁餅の着衣から屍體の身元判明。

三、偽筆の遺書から「恐れ入りました」。物置小屋の盗劇

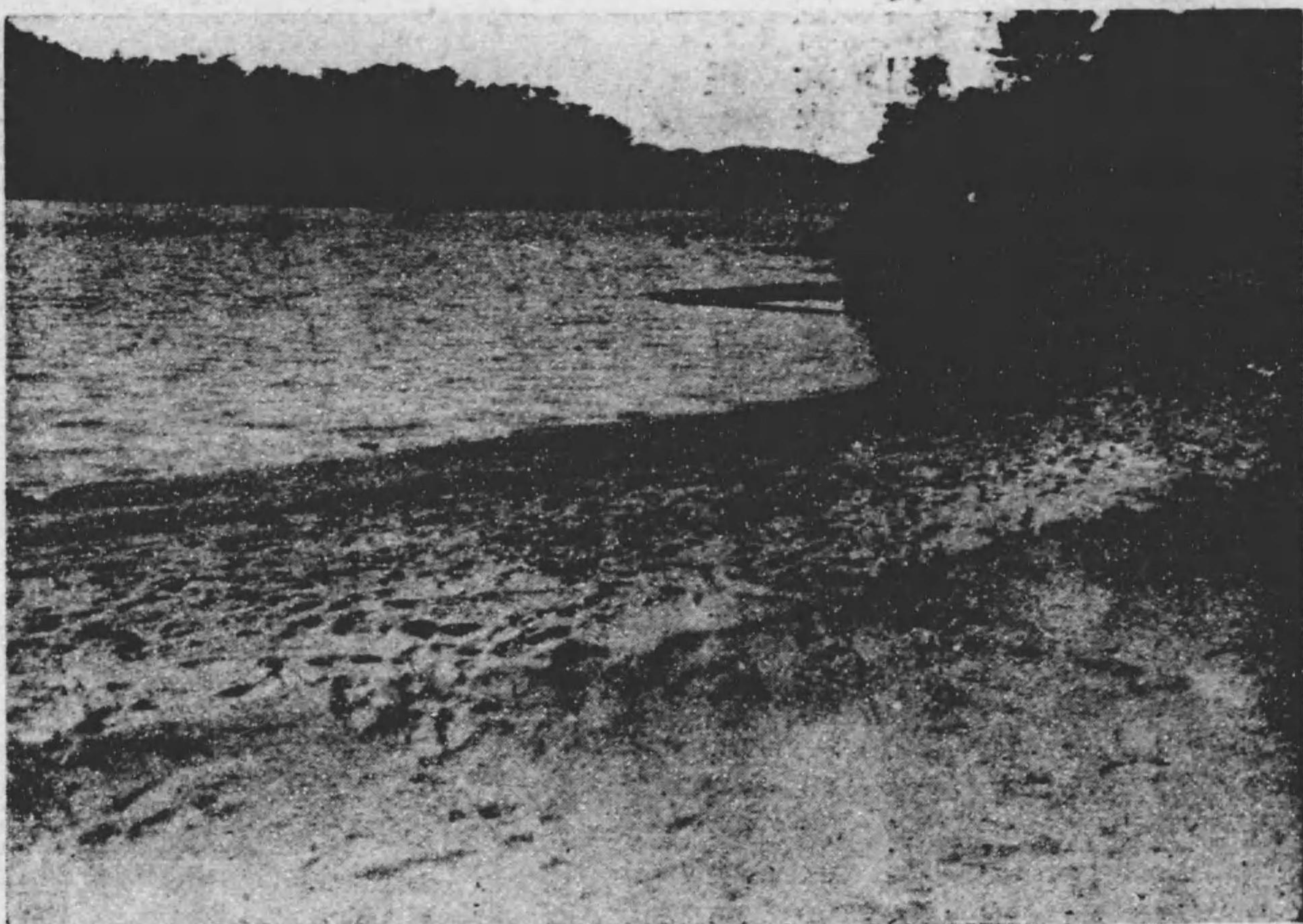
#### (一)

大正十五年十一月四日午後一時半頃邑久警察署虫明巡查派出所へ一人の漁夫が出頭して、邑久郡裳掛村大字虫明字長島の船越海岸へ、他殺の疑ある屍體が漂着して居る旨を届け出た。此の届出を受けた派出所巡查は直ぐに概況を所屬の邑久警察署長に報告した。

邑久警察署長は報告して來た巡查に對して、現場保全の方法を完全にして居る様に命ずると共に、即時縣警察部に其の旨を報告し、翌十一月五日午前七時頃の干潮時を見計ひ、署僚水上警部補、山本巡查部長等を従へて現場に出張し、其の實況を見分した。

屍體は海岸に近く、頭を下にして警部のみが水面に浮び出て居る。尙ほよく視ると、其の後頭部の





久米郡虫明港内船越海岸の通見し圖  
×印が屍體

邊に明かに裂傷の様なものが見える。而も其の頸は太い藁繩を以て縛り、其の一端には大きな石を結び付けてある。着衣は小さい井桁紺の袴である。之等の状況に依り愈々他殺だと云ふ事が明確になつたので、部下を戒めて尙一層現場保全に注意をさせると共に、其の旨第二報として警察部刑事課に報告した。

愈々此の漂着屍體が他殺に依るものである事確實と云ふ報告を受けると、縣警察部からは小林刑事課長が梶並警部補、大岡巡查部長を従へ、岡山地方裁判所検事局の樞田主席検事、二宮豫審判事、岡山醫科大學の遠藤醫學博士等と共に、其の日の午前十一時自動車で現場に急行し、同日午後二時

から現場に於て檢證を開始し、先づ其の屍體を船越海岸に引揚げ、解剖に附する事になつた。

屍體には前頭部に一ヶ所と後頭部に三ヶ所の裂傷があり、灰倉に使つて居た二尋餘の繩で頭部を二巻きして、其の一方の端に重量七貫匁もある石塊を縛り付けてある。繩の一卷は石の重みで強く緊め付けられ頭部深く喰ひ込んで居るが、今一卷は弛んで其の結び目は口の邊に來て居る。全身は膨満して強直し、表皮が所々剝離して居る所から見ると、死後十日間位を経過して居るものだと遠藤博士は檢案した。

(二)

刑事課長等は、何か證據物件を發見しなければならぬと云ふので、船越海岸一帯に至り精密な搜索をして見たけれども、終に何等の物的證據資料を發見する事は出來なかつた。

何れの場合でも、此の種の漂着屍體に依つて殺人事件等の搜索をする時には、局に當る者は常に非常な困難を感ずるものだ。此の事件に就ても矢張り最初は全く五里霧中に彷徨するの感があつた。だが捜査の基本方針を定むるには、被害者の何者であるかを明かにしなければならぬ。其所で先づ裳掛村沿岸地方で最近に家出人がありはしないか。若し家出人があつたとすれば其の着衣人相等はどうであるかを詳細に搜索をさせた。

所が十月二十五日の夜、邑久郡裳掛村大字虫明の酒造業者で、且つ裳掛村長として居る東原新次方



の店員、邑久郡鶴山村大字鶴海、平野幸四郎と云ふ者が家出をしたまゝ歸つて來ない。然も屍體の人相が幸四郎に酷似して居ると云ふ者があつた。依つて同人の纏つて居た紺緋の着物を基礎として調査をして見ると、被害者は大體平野幸四郎だと云ふ見込が付いた。尙ほ幸四郎が十月二十五日の夜東原方から家出して以來一切消息がない。又彼が家出の夜東原方では百圓の金を渡して居る。其の後東原方の酒會から幸四郎の遺書を發見した事等を探知する事が出來た。

幸四郎の主人東原方では、戸主の新次が村長を勤めて居るのは前に云つた通りだが、尙ほ長男の健次(二六)は陸軍豫備少尉で、村の在郷軍人分會長を勤めて居る。けれども彼には稍過激な性癖がある。同家は近來家計が思はしくない様な風があり、幸四郎の家出後碌々搜索もせず、此の問題には極めて冷淡である。其の上に幸四郎に家出の當夜多額の金を貸したと云ふ點から、又幸四郎の遺書が見付かつたと云ふ事を頻りに吹聴する點を考へ合して見ると、何だか此の兇行は東原家の内部で犯されたものではないかと云ふ事も推測されないうもなかつた。

けれども直ちに東原家を直接捜査をする様な事をせず、慎重な態度を執り、其の夜は被害者平野幸四郎の父銀藏を虫明巡查駐在所へ呼び出して一應の取調をした。

銀藏の申立に依ると幸四郎の友人に今吉長一と云ふ者がある。長一は以前東原健次から參拾圓の金を借り受けて居たが、「幸四郎が家出した當夜彼に托して其の金を仕拂つた」と長一から東原健次に通

知して來て居ると云ふ事を、健次から聞いたと云ふのであつた。

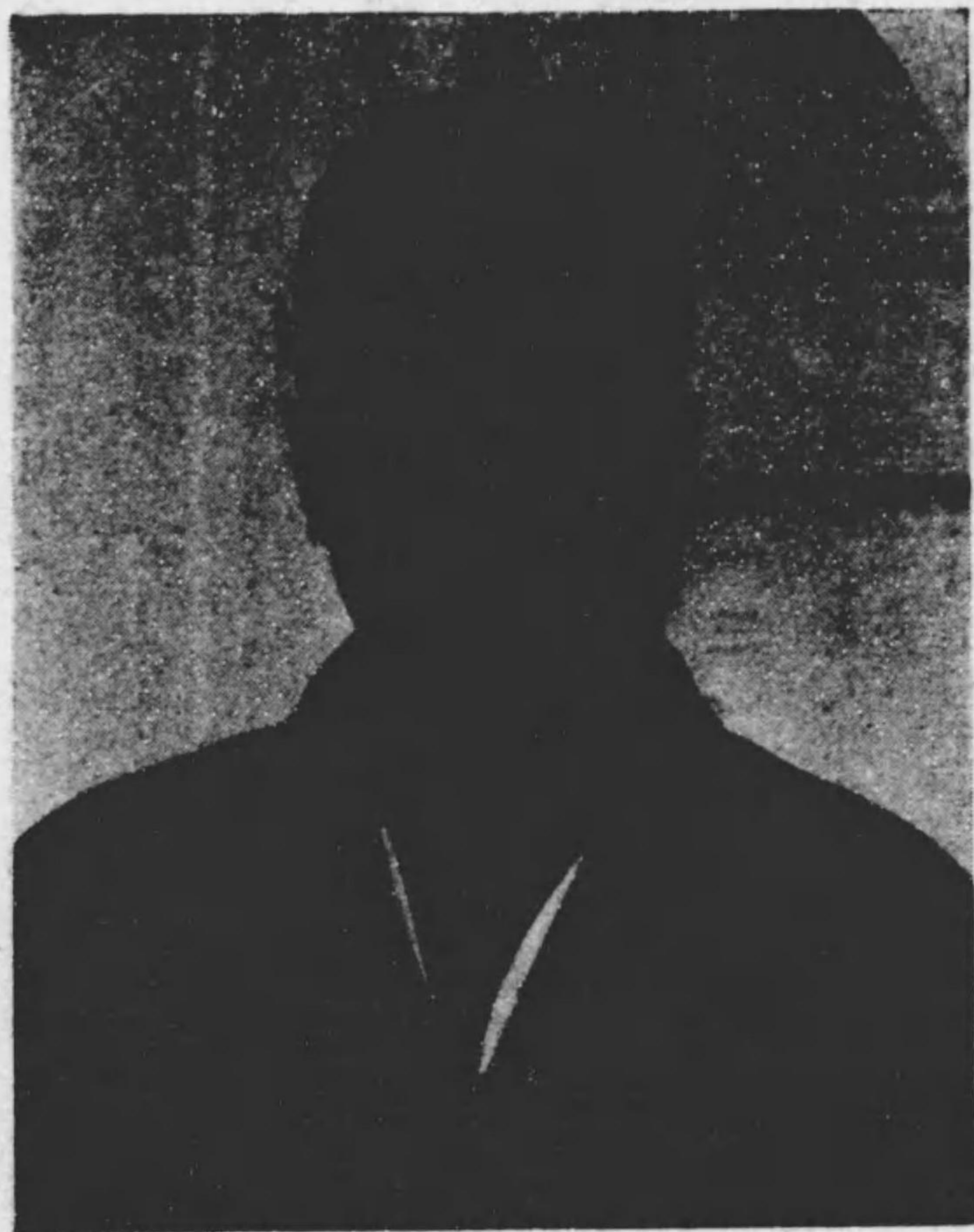
此の事實を耳にした警察當局は「長一と幸四郎の間に何等かの經緯があるのではないか」と直覺した。そこで彼を主なる關係人の一人とし、先づ同人に就き事實を明かにする必要を認め、直ちに召喚して取調を開始した。彼はどくししながら取調官に對して、

「幸四郎が家出した當夜、私は自家の附近の街路で幸四郎に出會ひました。其の時私が東原健次から借りて居た三十圓の金を幸四郎にことづけて仕拂ひました。」と云ふのであつた。何だか彼の供述は死

んだ者に責任を負はせて、借金の辨償を免れ様とする様な様子が見える。おかしいと思ひつゝ尙ほも取調を進めて居ると。

『其の時幸四郎に頼まれ、村の日用品店小西政太郎方で封筒や巻紙、鉛筆、提灯、マツチ等を買つて遣りました』等と云ひ出した。

此の外長一を調べれば調ぶる程其の申立が曖昧で、彼の其の夜の行動が怪しくなつて來た。後には取調官の頭に此の長一が犯人らしいと



犯人 今吉長一



云ふ疑が起きて來出した。

取調官は、幸四郎が家出當時に東原方へ残したと云ふ遺書を取寄せて調べて見た。すると之れにも怪しい點があつた。然も其の筆勢、字配り等が今吉長一に克く似た點がある。取調官は此の點や、彼の申立の齟齬して居る點等から段々追窮して行くと、遂には包み切れなくなり、次の様な犯罪事實を自白した。最初は恐ろしく難事件だとの豫想で取掛つた本件も、屍體檢視後僅かに半日にして其の眞犯人を檢舉する事が出來たのは、何と云つても刑事警察の成功であつた。

(三)

犯人今吉長一(二五)は邑久郡裳掛村大字虫明で農業と漁業を營んで居る今吉清吉の二男である。郷里の高等小學校一年を修了して後は實家で農や漁業に努めて居た。其の頃彼は村内で模範青年とはやされて居た。彼は、大正十二年徵集で姫路第十師團に入營し、歩兵上等兵として満期退營し、大正十五年七月村の青年訓練所指導員を命ぜられて居た。

彼は其の頃から居村の永田旅館に居る仲居と情交關係が出來、度々同家に入出入して身分不相應の遊興等を初めた。之が爲に追々金銭に窮乏し、在郷軍人分會長の東原健次から四十圓、東原の店員平野幸四郎から三十圓の借金をして居る。最近になつて幸四郎から其の金を返して呉れと度々催促されたが、どうしても其の調達の工面が付かないので非常に苦しんで居た。尙ほ其の上に青年訓練所指導員たる



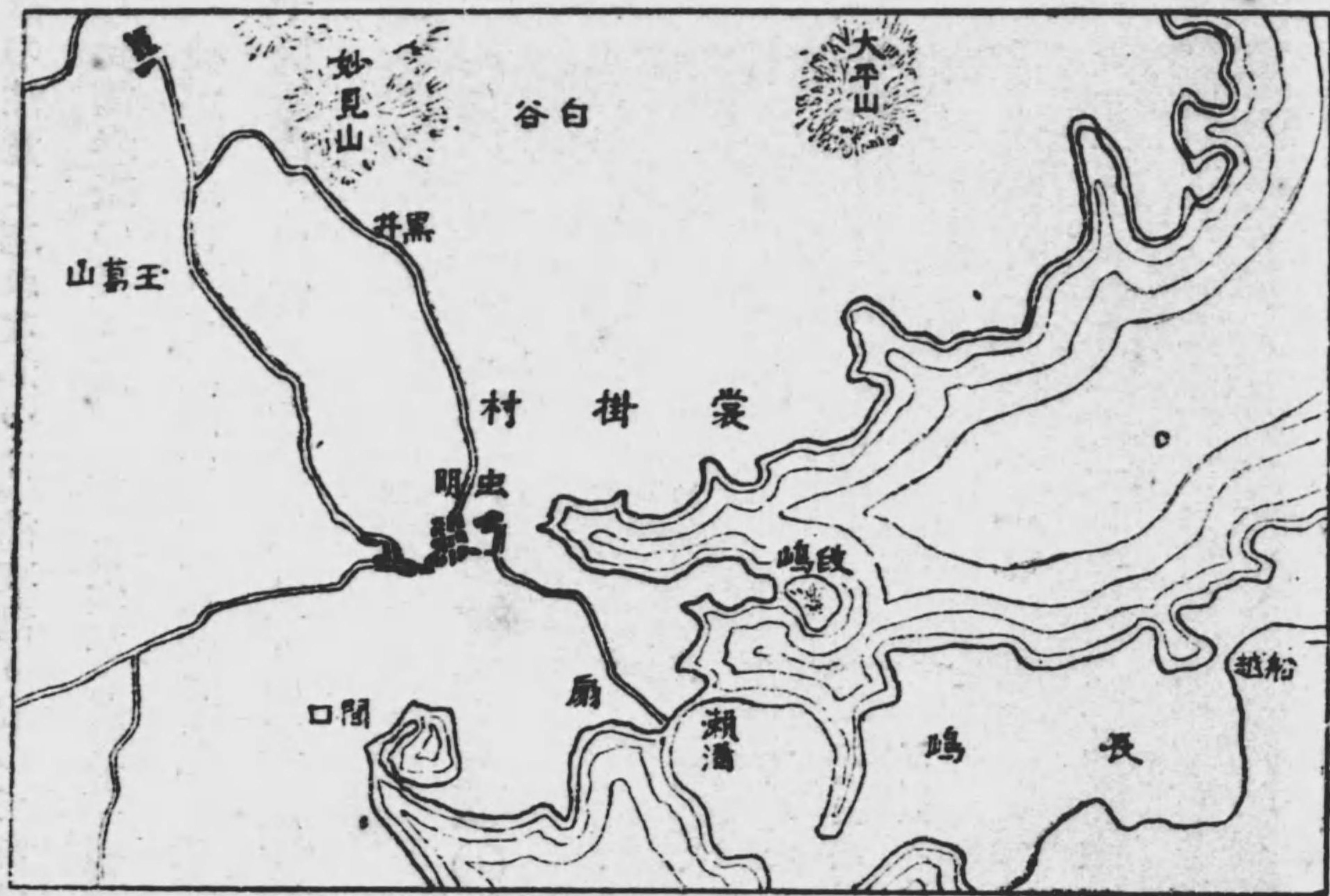
兇行現場た納る屋全景

立場から、軍服を新調しなければならぬ事になつて居るけれども、其の費用を調達する事が出來なかつた。

其の時長一の頭に浮んだ事は「此際幸ろ平野幸四郎を殺して金を奪つて遣らう」と云ふ事であつた。長一は十月二十七日の夜幸四郎に對し「百圓紙幣で支拂をするから釣銭を持つて來て呉れ」と云ふ通知をした。そんな恐ろしい企みがあるとは露知らぬ被害者の幸四郎は、其の夜の八時頃長一の宅を訪れた。其の途中で長一は幸四郎を待ち受け、之を誘つて自宅母家から大凡三十間ばかり離れた上の方にある、納家の中へ連れ込んで、蠟燭に火を點けた。

乞はるゝまゝに幸四郎は仄暗い火影で、





掛川村虫明海岸略圖

で幸四郎が家出した様に装ふ爲、幸四郎名義の遺書を偽造し、夫れを東原の酒倉の前へ投げ棄てて置いた。彼は又納家へ戻り、土間に血液が浸み込んで居るのを除草器で削り取り、其の邊に散亂して居た百五圓餘の現金と革の財布を奪ひ取り、其の夜は何喰はぬ顔をして自宅へ歸つた。

翌二十六日彼は夜に入るのを待ち、前夜隠匿した場所から屍體を擔ぎ出し、自宅から十餘丁も離れた同村宇瀬溝の海岸へ持つて行き、其所に纏めてあつた己の漁船に積み込み、東の方約七八丁の段島東沖合、深さ三尋ばかりの海中へ、屍體の頸に巻き付けた繩の一端に七貫匁程の石塊を結び付けて投げ込んだ。

彼は屍體も、之を包んだ葎も全く海底へ沈んで仕舞つたのを見済して歸宅した。彼は尙ほ證據溼



納屋内の血痕の飛沫

赤革二つ折の財布から釣鐘を取出そうとした。其の時長一は匿し持つた船材の切り落とし、二尺位の樫の木を以て幸四郎の前額部を思ひ切り撲り付けた。

「アッ！」と魂ぎる叫びと共に、幸四郎は其のまゝ前にのめつて昏倒した。長一は更に數回幸四郎の後頭部を強打した。幸四郎は遂に其の場で撲殺された。長一は其の邊にあつた灰拵用の太繩の周りが二寸五分もあるので幸四郎の頸を締め縛くり、頭部は吠で蔽ふて胴體に荒蕪を巻き、其の上から前と同じ荒繩で縛り、納家の外へ運び出した。夫れを小屋から少し西に寄つた所に積むである藁屑の中へ匿して置いた。

長一は其の足で村の日用品店小西某方へ行つて巻紙や封筒を買つて來た。彼は元の納家



滅の注意を忘れなかつた。前夜削り取つてあつた血に染んだ土塊、薬屑、兇行に使つた樫の棒、除草器から封筒巻紙の残り迄、悉く自宅から約五丁程離れた瀬溝の海中へ投棄して仕舞つたのであつた。彼が檢舉されて取調の結果に依ると、強奪した百五圓の内、軍服新調に三十六圓三十銭を費し、六十圓餘は己の借金を支拂ひ、残りの五圓餘は財布に入れたまゝ、自宅の便所に隠してあつた。

### 八、口山村針金橋の強盗殺人(徳島)

妻の兄を殺した男……………森 岡 多 平  
被 害 者……………中 浦 六右衛門

- 一、穴吹川の針金橋下に變死人あり、不審な頭の裂傷。
- 二、一緒に飲んで歩いた男が怪しい。壘の下から百九十圓。
- 三、針金橋の橋桁を抜いて一撃、多平は終に死刑になつた。

### (一)

大正十五年九月二十一日の朝、徳島縣脇町警察署へ、穴吹川に溺死者がある旨を届出でた者があつた。同署の佐野巡査部長は行政検視の命を受けて町の開業醫、藤見忠彦と共に現場に出張したが、萬一の場合を豫想して喜多刑事巡査を同伴した。



橋金針の場現罪犯

現場は美馬郡口山村大字首野の通稱カロート橋と呼ばれた針金橋の真下で、屍體は淵を爲した穴吹川に浮いて居た。巡査部長は直ぐに其の屍體を引き揚げて仔細に検視をして見ると、頭部に致命傷だと認められる裂傷がある。然も其の肌には胴巻を巻き付けて居るが、中には一厘の金も這入

つて居ない。又どう見ても水を飲んで窒息したと云ふ様な徴候はない。見上ぐれば屍體の真上の橋桁が一枚脱れて居る。

醫師は「泥酔して橋を通行中に、過つて墜落し死亡したものだ。頭部の裂傷は墜落の際に何かで強く打つたものだ」と鑑定した。けれども巡査部長には此の説明では腑に落ちない點があつた。



逕査部長は直ぐに穴吹川に木材を浮べて其の上に乗る、川の中の模様を詳しく調べて見た。其所には屍體の頭部にそんな大きな裂傷を與へる様な、岩角も木の杭も見當らない。「これは橋から落ちて死んだものではない」と直感した逕査部長は、喜多刑事に耳打をして、其の邊りを限なく搜索させた。喜多刑事は橋の上に行つて段々調べて見ると、一枚の橋板に血痕の飛沫が附いて居るのを發見した。

屍體の頭部に致命傷がある。水を飲んだ様な形跡がない。胴巻の中には金がない。橋桁の一枚には血痕が附着して居る。之れ等の状況から考へて見ると「何人か、此の男を殺して、所持金を奪つたものではないか」との疑問が二人の警察官の頭の中を往來した。だが先づ死者の身元を第一に調査しなければ捜査の見當が付かない。夫れから二人は其の身元を調べることに努めた。

屍體の身元調査は、餘り廣くない同地方では大して困難な仕事ではなかつた。間もなく夫れは美馬郡半平山村宇四合地の中浦六右衛門と云ふ者であると云ふ事が判つた。

## (二)

中浦六右衛門は、九月十八日他人に山林を賣つて三百圓の金を手に入れた。彼はそれ以來半平山村宇古宮邊りから、口山村宇首野邊の飲食店で、日頃から好きな地酒に飲み浸つて居た。

六右衛門は其の頃親族の森岡多平と何時も同伴して居た。殊に九月二十日の午後十一時頃、六右衛

門は多平と共にカロート橋の方へ話しながら歩いて居るのを見たと言ふ者も出て來た。そののみならず、多平は生來の怠け者で一家の經理も拙く、近來澤山の負債を作つて債權者からは随分殿しい催促を受けて居る。それを今の多平の家計では到底支拂ふ様な力がない。それにしても利子だけは是非入れなければならぬ状態に陥つて居た。

多平は、妻の兄に當る六右衛門が今度山を賣つて三百圓の金を手に入れたと言ふ事を聞くと、古宮や首野の飲食店へ追ひ廻して一緒に酒を飲みながら、度々金を貸して呉れと頼み込んだ。だが六右衛門はウンと云はなかつた。こんな事實が、飲食店の女達から喜多刑事の耳に入つた。刑事は兎も角も第一の嫌疑者として森岡多平を引つ張る事にした。

刑事が多平方を訪れて見ると多平は居なかつた。家族の者から同人の行動を聞けば、今朝、未明に一旦自宅へ歸つた。が間もなく徳島へ行つて來る」と云つて出て行つたと云ふのであつた。

刑事は之れを聞くと直に穴吹停車場の方へ急いだ。其の途中で、刑事は口山村の縣道に向ふからとぼく／＼と歸る多平を見付け、其の場から協町警察署へ同行した。

之れと同時に喜多刑事は、應援に來て居た縣保安課の井上刑事と共に多平方に出張して、承諾を得た上で同人の家宅を搜索した。同家では血痕の附着して居る衣類や、其の表八疊の間疊の下に匿してあつた現金百九十圓を發見して引揚げた。



佐野巡査部長は喜多刑事と共に之れ等の物的證據を突き付けて、其の辯明を求めた。最早免る事が出来ぬと知つた多平は、終に一切の犯罪事實を自白した。

## (三)

森岡多平は美馬郡口山村字首野の生れで同所に本籍住所がある。父は彼が四歳の時に家出して母の手許で育てられた。尋常小學校の四年を修了すると彼は農業に従事し、其の餘暇に山林伐木の日稼をして居た。

彼は青年時代から怠け者で、別に料理屋等で遊興をする様な事はなかつたが、小博奕を打つと云ふ評判があつた。

多平には資産は無かつた。唯内縁の妻中浦タツエが持つて來た畑五反歩程を自作し、樵夫の日稼で得る金を合して年收約五百圓位ある。それで夫婦と五人の子供の口を支へて居るのだが、年々食ひ込ひ一方で、今では大凡千五百圓ばかりの負債がある。

之等の債權者からは八釜しく催促されるけれども、今の多平の懐ではどうしても其の支拂をする資力が無い。せめては利子だけでも入れて置いて、此の難關を切り抜け度いと思つて居たが、それすら到底出来そうにもなかつた。

其の時妻タツエの兄の中浦六右衛門が、其の所有の山林を賣つて三百圓の金を手に入れ、古宮邊で飲

み廻つて居ると云ふ事を聞いた。多平は直ぐに六右衛門の跡を追つて行き、酒の相手をしながら自分の苦境を訴へて金を借して呉れる様にと依頼した。多平の平素を知つて居る六右衛門は、首を横に振つて之に應じなかつた。多平は根氣よく六右衛門を付け廻して懇請したが、六右衛門はいつかな之を聞き入れる様子はなかつた。

九月二十日の夜更けて、六右衛門は古宮の飲食店を出で、首野の方へ行くと云ひ出した。多平は六右衛門に追いて一緒に出た。二人は其の夜の十二時頃に口山村字首野の針金橋、カロート橋の袂迄來た。多平は今一度金の融通を依頼して見ようと云ふ氣になつた。

「兄貴、前から云ふ通りの譯合で、俺は非常に困つて居るのだ。どうか少々貸して呉れよ」  
だが六右衛門は頑として聽入れなかつた。

「いけないよ。お前に金を貸すのは泥溝へ放げ込む様なものだ」  
「そうか、貸せないか。仕方がない。それでは俺は茲から別れて歸るぜ」

二三步引返した多平は、つと立ち止まつた。六右衛門の懐には數百圓の金がある。四邊は暗黒の深夜で人氣は更でない。彼は突嗟に六右衛門を殺して金を取らうと決心した。彼はふと目に付いた長さ三尺位の橋板一枚を引き抜いて六右衛門の傍へ駆け寄り、同人の頭部を力一杯撲り付けた。六右衛門はばつたり橋の上に倒れた。彼は直ぐに懐へ手を入れて胴巻の中から百九十圓の金を引き出して



己れの懐へ入れた。金は手に入つたが屍體の處置に窮した彼は、暫く四邊を見廻して居たが、間もなく針金橋の橋板を一枚脱して其穴から穴吹川へ突き落した。

「これで好い。恰度橋を渡つて居た時にこの穴から足を踏み外して川に落ちて死んだ様だ」

彼は其の朝未明に、一旦我家に歸つたが、何だか落付かない。妻には「徳島の方へ急用が出来たら行つて来る」と云つて、何所かへ高飛をしようと思ひ、穴吹停車場へ行つて見ると、前から顔見知りの大塚巡査が乗降客に一々鋭い眼を放つて居る。彼は冷水を浴びた様に感じながら、又こそく、と口山の方へ歸る途中、喜多刑事と佐野巡査部長とに取押へられたのであつた。

彼は昭和二年二月十六日徳島地方裁判所で強盜殺人罪に依り死刑の宣告を受けた。

### 九、高松の高利貸池文殺(香川)

「池文」を殺した男……………多田 男  
 多田の共犯者……………松本 只一  
 殺された高利貸……………池田 文吉  
 電文案を発見した巡査……………京尾 秀太郎

一、「池文」の行衛不明。不思議な電報。

### (一)

高松市西通町に「池文」で名が通つた高利貸に池田文吉(五四)と云ふ者があつた。大正十五年三月十二日の晝過、彼は例の通り貸金の取立に行く様な風で自轉車に乗つて家を出た。彼は三時頃には歸ると云つたが夜になつても翌朝になつても歸らなかつた。

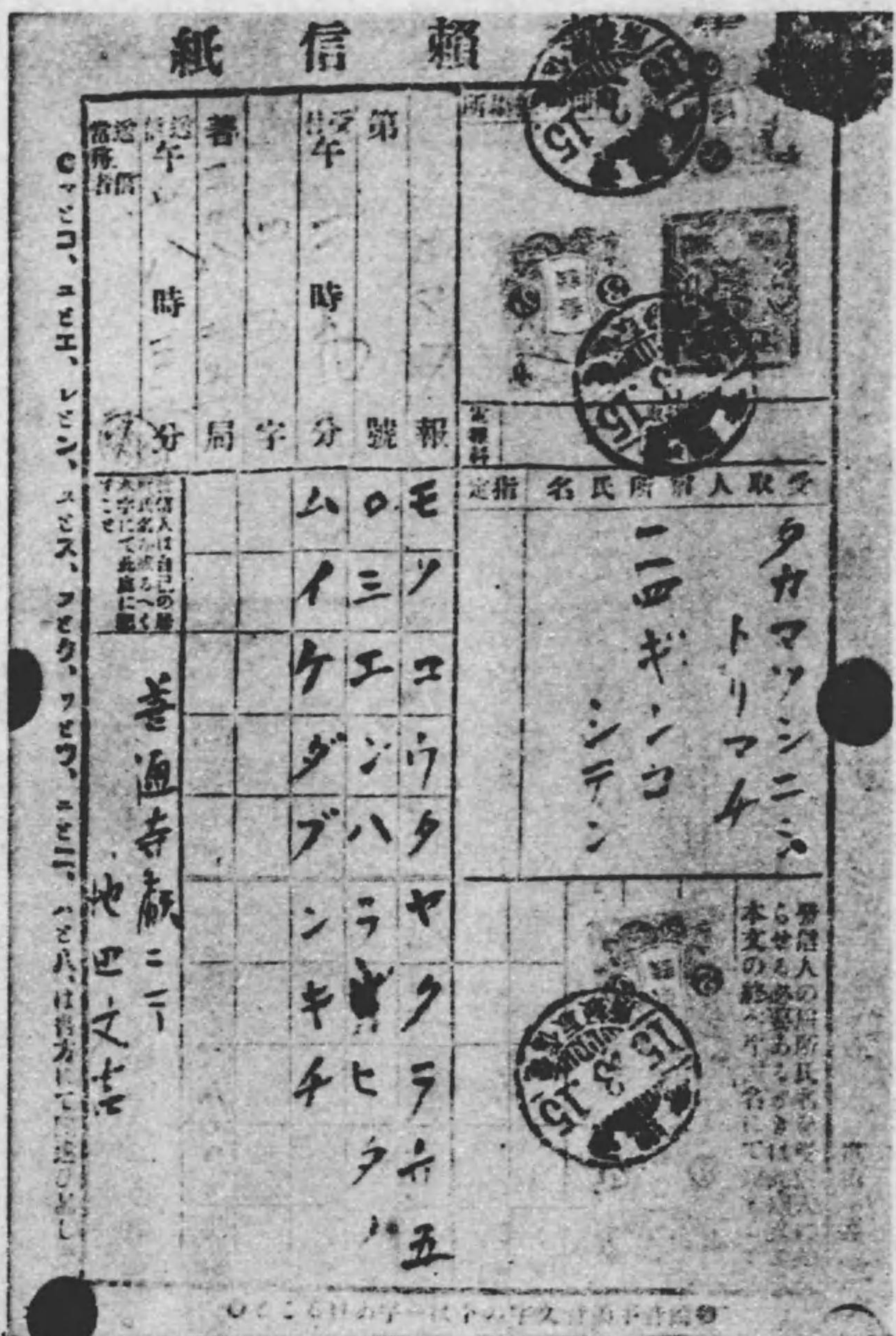
文吉は之れ迄滅多に外泊した事がない。而も其の留守宅へは十二日午後八時頃と翌十三日午後六時頃とに丸龜郵便局發で「用事が出来て此方へ來た」と云ふ様な意味の電報を寄越した。どうも其の様子に不審な點があるので、平素取引をして居る銀行へは文吉が所在不明になつた事を通知して置き、家人は色々とその行衛の心當りを搜索した。

文吉は質屋と恩給年金の立替業とを營み、高利の金貸をして約八萬圓の資産を作つて居た。彼の家庭は稍低能な内縁の妻泉川ヨネ(三八)と娘のフジエ(一〇)同マサ子(七)の四人暮しだ。彼は性狡猾で評判の守銭奴であるばかりでなく、其の貸金取立にも非常に嚴酷な行があるので、近隣知己からも指彈され、又親族中にも其の財産を手に入れ様と企むで居る者も數人あつた。



所が十三日の午後二時頃、豫て文吉と取引のある第百十四銀行西濱支店へ、徳島銀行脇町支店振出の額面六千五百圓の古小切手を、垣口久一と云ふ裏書受取人の名で受取に來た者があつた。行員が注意して見ると訂正した所に捺印がない。又字體が甚だ不鮮明だつたから其の支拂を拒絶した。其の男は其のまゝ歸つた。

越へて同月十五日の朝善通寺驛扱で「物買ふた、約手六千五百三圓支拂ひ頼む池田文吉」と云ふ電報



多田勇の電報掛紙の新聞紙

が第百十四銀行西濱支店に配達された。夫れから略一時間位経つた時に、一人の男が同銀行へ出て來て、額面六千五百三圓の約束手形を提示して其の支拂を請求した。だが其の約束手形には振出地の記載がなく、請求に來た男にも舉動に不審の點

があつたので又其の支拂を拒絶した。

文吉は四日経つても五日経つても歸らなかつた。文吉が行衛不明になつて六日目の三月十七日に至り、家人は銀行員や親族達の注意に依り、漸く高松警察署へ保護方を願ひ出た。

(三)

此の届出を受けた高松警察署では、文吉が常に多くの現金を持つて居た點、又大勢の者に貸金がある點、高利貸として非常に憎まれて居る點等から、彼は何物かに殺害されて居るのではあるまいかと考へた。そこで其の犯人は文吉から金を借りて居る者、又は文吉の財産に眼を掛けて居る親族等の中にあるのではないかと、此の方面の捜査から進行して行く事とした。そして其の時警察の耳に入つた捜査資料となる點は、三月十三日と同月十五日に第百十四銀行西濱支店へ小切手や約手の支拂を請求に來た男があるが、夫れが此の事件に係るらしいと云ふのと、行員の記憶に依ると其の男は「垣口某」と名乗つて居る年齢三十歳前後の、角帯を結んだ一見株式仲買店員風の男だと云ふ事のみであつた。

其處で捜査の目標は、文吉の屍體を發見する事、「垣口」と名乗つて銀行へ行つた男を取押へる事、文吉の乗つて出た自轉車を發見する事、等であつた。

所が文吉方へ來た電報は丸龜や善通寺の驛扱になつて居るので、同地方停車場を調査して見ると、善通寺驛に旅客手荷物として「善通寺驛上り池田文吉所有」の荷札が附いて居る自轉車があるのを、十七



日午後七時頃に発見した。其の自轉車は、高松市附近にある鬼無驛で三月十二日午後六時十三分發下り列車に積込んで来たものだ。其の依託者の人相着衣等は更に判らなかつた。

又三月二十日に到り『垣口』と云ふ姓に就ても手掛りがあつた。夫れは香川縣三豊郡觀音寺町の垣口彌助の娘キヌと云ふ者が、高松市新瓦町に住んで居る多田勇と云ふ者の妻になつて居た。其の女は大正十三年の五月に死亡したと云ふ事實がある。何だか之れに關係があり相だつたので、多田勇と池田文吉との關係有無を調査して見た。

多田勇は大正十三年十二月頃、電話を擔保に入れ、池田文吉から千二百圓の借金をして居る。夫れのみならず大正十五年一月以來、大川郡志度町高木傳十郎外四人の名を騙り、愛國貯蓄銀行高松支店で四千八百圓餘りの詐欺を働いて居る。最近被害者から其の辨償の談判を受け、非常に金策に窮して居ると云ふ事が判つたから、三月二十日午後四時頃巡査刑事等數名が同家へ臨んで取調べて見た。

多田は突然の警察官の取調にぎつくりした。だが何とかして詐欺事件だけで此の場を逃れ様としてか、極めて素直に其の取調を受けた。其の折巡査京尾秀太郎は、平素勇が所持して居る手帖の様なものを出させたら、何か面白い捜査上の資料が得られるだらうと直覺し、勇の承諾を得て其の邊りを搜索して居た。所が机の抽斗から出て来た小形の手帖に『モノコウタシンヤウオトスマクテ六五〇三エ ンハライタノム』と鉛筆で下書をして居るのを見付け出した。

此の文句は三月十五日善通寺驛から第百十四銀行高松支店宛に發信して居る、文吉名儀の電文にそつくりだつた。茲に於て文吉殺害の犯人は彼れ勇に相違ないと云ふ見當が付いた。勇は直ちに高松警察署へ引致された。確實な證據を示されて彼は昏倒せんばかりに驚ろいた。彼は遂に一切の犯罪事實を自認した。

尙ほ取調を進めて見ると、多田勇方へ三月一日頃から寄宿して居る男がある。彼は高松市栗林町松本只一(二七)と云ふのだが、三月十九日から逃走して所在不明になつて居る。彼は『垣口』と名乗つて第百



被疑者 多田勇

十四銀行に約束手形や小切手の支拂を請求に行つた男に人相が匹敵して居るので共犯だと認められ、其の行先を捜査する事になつた。只一は以前岡山縣下へ出稼をして居た事がある。大體其の見當も付いた。香川縣からは三月二十一日岡山縣下へ刑事を派遣し、岡山縣警察部刑事課の應援を得て、岡山市網之濱町後藤キヌ子方に潜伏して居た只一を逮捕して歸つた。





一 只 本 松 者 長 被

## (三)

此事件の元兇多田勇(二五)は香川県大川郡志度町に生れ同地に本籍がある。高等小學校を卒業後、大正十年一月頃から株式會社昌榮貯蓄銀行高松總代理店の店員となり、大正十一年六月から愛國貯金銀行高松支店の外交員に轉じ、大正十五年二月頃迄勤続して居た。彼は愛國貯金銀行の外務員を勤める傍、大正十三年二月頃から呉服商の月賦販賣を内職として居た。家には妻久江との間に長男勝を儲けて居る。元來勇は性質怠惰で仕事に精出さず、奢侈贅澤を好んで遊里に足を踏み入れ、盛に金錢を浪費した。又彼は株式賣買に手を出し、三年程前には二萬圓位の缺損をして以來莫大な借金を背負ひ、家計頗る困難に陥つて居る。

夫れから間のない大正十四年十二月頃、勇は自分が加入して居る電話を擔保にして今度の被害者池田文吉から千二百圓の借金をして居る。

茲に於て彼れ勇は惡計を廻らし、自分が愛國貯蓄銀行の外務員だと云ふ地位を利用し、大正十五年一

月初から二月中旬迄の間に、大川郡志度町高木傳十郎外四名の名前を騙り、自分の銀行から前後數回に亘つて四千八百餘圓の金を借用名儀で騙り出した。夫れが其の年の二月末頃に高木傳十郎等に發見せられ問題となり、爾來火の付く様な厳しい督促を受け出した。東奔西走金策を講じて見たが、信用を失墜してしまつて居る彼には何處にも取り合ふ者がなく、何れも徒勞に終つて進退谷まると云つた状態になつた。

其の頃同じ愛國貯金銀行の外交員をして居た松本只一(二七)と云ふ者が勇の内へ親しく出入をして居た。彼は高松市栗林町に本籍がある。尋常小學卒業後、鼻緒製造の見習等をして居たが、十七八歳の頃から岡山縣岡山市網ノ濱町で紙漉職工をして居た。其の後大正十三年九月郷里へ歸り愛國貯金銀行の小使に雇はれ、翌十四年八月から同行の外交員となつて働らく内、同行の行金を横領して居た事が現はれ、大正十五年二月二十八日に解雇されて以來就職口を求めて居るが一向見付からず、非常に苦しんで居る。彼は前からの同僚であつた勇方へ近來頻々と出入して、金儲けの口を鶴の目鷹の目で探し求めて居るのであつた。

## (四)

三月十日の夜も例の通、勇と只一とは金策の事で色々相談をして見た。然し思はしい良法は考へ付かなかつた。其の時勇は思入つた様な口調で只一に云つた。



「松本！俺は高利貸の池文から借金をして居るが、此の頃馬鹿に殿しく催促するので閉口して居る。所が彼奴は強慾な奴でいつも大金を持つて歩いて居るから、奴を殺して其の金を奪ひ取り、之を山分にしたらと思ふがどうか、俺も急場が免れられるし、君も當分遊んで居ても食つて行かれるぜ」

こんな恐ろしい相談を受けて、流石の只一もギョツとした様子で多田の顔を見上げた。だが、熱心に説き付ける多田に動かされた上、自分も差し迫つて相當纏つた金が欲しい處だったので、愈々共謀して池文を殺害すると云ふ相談が出来上つた。今は唯其の機会を待つのみであつた。

夫れから二日を経た十二日も、只一と勇とは金策の事でひそ／＼と協議をこらして居た。所が其の日の午後二時頃、門口に自轉車が止まつた様子がした。二人が覗いて見ると池田文吉が濫い顔をして又催促に這入つて来る風だつた。二人は互に目と目で「好機逸すべからず。決行！」と云ふ様な合圖をして文吉の来るのを待つて居た。

そんな恐ろしい金みがあるとは知らぬ高利貸の池田は、悠々と勇方の表戸を引き明けた。

「ハイ御免よ。多田勇さんは宅かへ」

「ヤア池田さんですか。どうも度々御足勞を掛けまして恐縮です。……オイ茶を入れな」

勇は何時になく下にも置かね様に待遇した。妻の久江も夫の命でいそ／＼と茶を入れて来た。池田は腰から抜き出した真入の刀豆煙管を取り出し、詰め込んだ真に火を點けて横喰へにしながら勇を横



高松寺通寺地方時圖

目でちらりと眺めた。

「多田さん。あの千二百圓はもうとうの昔に期限が過ぎて居るのでござ。べん／＼だらりと何時迄も待つては居られない。今日はどうしても何とか片を付けて貰はにやならぬ」

勇は只管に頭を下げて連約を詫びた。只一も出て来て共に金策を講じて居る事を話して猶豫を乞ふた。文吉はそんな口實は聞き入れないで盛んに怒鳴り散らした。其の時勇は妻の久江に用事を云ひ付けて外出させた。只一はつと立つて裏の物置に行き、拇指位の太さで二尺四五寸位の荒縄を見付け、其の兩端に結び目を作つて締め付ける時に辻らない様にして置き、之を左の袂に匿して再び表店の間に出て来た。

「池田さん、店先ではどうも話がしにくい。今



丁度私等が金策をして居る最中ですから一寸の間奥で待つて下さい。面白いレコードも買って居るか  
ら蓄音機でも掛けて……」

『わしは別に蓄音機なんざ聞き度くないが、金の工面をして居ると云ふなら待つて居りますよ』  
池田はさも不満らしく上り込んで、裏離れ六疊敷の座敷へ這入つた。勇は其處へ蓄音機を出し、初  
めには三十三間堂の淨瑠璃のレコードを掛けた。夫れが済んで三勝半七のレコードを掛けた。文吉が  
夫れに聞き入つて居る隙を見斗ひ、突然障子を開いて這入つて來た只一は、用意して居た荒縄を文吉  
の頸に巻き付け、力の限り締め付けつゝ其の身體を前の方へ押へ付けた。ハッと驚ろいた文吉は締め  
付けられつゝも、苦しい息の下から切れ／＼に叫んだ。

「俺が悪かつた。許して呉れ！。金が入れば幾らでも遣るから放して呉れ」

だが勿論只一は其の手を緩めなかつた。勇も直ぐに立ち上つて文吉の口を覆ひ、其の邊の布團を引  
き寄せて頭から被せて仕舞つた。只一は其の繩を二巻三巻巻き添へて頭の後ろで結んで置いた。文吉は  
約五分間位で絶命した。其處で文吉の所持品を調べて見ると、財布の中に金が三十五圓餘と文吉の實印  
や小切手、約束手形の用紙等があつた。尙此の外に貰入や襟巻、風呂敷等も彼等は奪取した。其の中で現  
金は多田が二十圓と、松本が十五圓とに分けた。彼等は勇の妻の久江が歸つて發見されては面倒だと  
思つたから、同座敷縁側の北隅にある三尺四方の押入の開戸を明けて、其の中へ押込み、上には古新

聞や襦袢を覆ふて屍體を匿して置いた。

けれども池田文吉が無断で宅へ歸らないと、自分達の犯した罪のばれる事が早い譯になる。彼等は  
相談の上文吉が未だ生きて居る様に装ふ方法を講ずる事になつた。



多田勇六の墓の間の下床「文池」の屍體

其の日午後四時頃、松本  
只一は池田文吉が乗つて來  
た自轉車に乗つて豫讃線高  
松驛の次にある鬼無驛に行  
き、善通寺迄の切符を買求  
め、其の自轉車に「池田文  
吉」と云ふ名義の荷札を附  
け、手荷物として託送し、  
午後六時十三分發琴平行の  
列車に乗つた。彼は途中丸  
龜驛で下車し、丸龜郵便局  
から池田文吉方宛に「コン



パンイナヌアス四ジカイル」と云ふ電報を打つて置き、其の夜は同地の遊廓へ泊り込んだ。

翌くれば三月十三日、彼只一は朝早く高松に引返し、其の日の午後一時頃勇の妻久江は用事にかこ付けて外出させ、二人が押入から文吉の屍體を引き出して、殺した六疊の間の畳を上げ、床板を剥いで其の床下へ埋め、元の通に床板や畳を直して素知らぬ顔をして居た。

文吉の持つて居た現金が意外に少なかつたので、二人は何とかして相當額の金を手に入れる工面をしなければならなかつた。彼等の目の前に示された材料は小切手と約束手形の用紙とであつた。日附の古い額面百圓の小切手を色々工夫して金額を六千五百圓とし、振出日附も訂正し裏書受取人を徳島銀行脇町支店内垣口久一として、其の日午後二時頃松本只一が第百十四銀行高松支店へ持参し支拂を求めた。それは訂正した箇所捺印がないと云ふので支拂を拒絶されたのは既に記述した通である。

只一は重い足を引き曳つて多田勇方へ戻つた。二人は又新しい方策を協議した。其の日彼等は文吉から盗んだ約束手形の用紙に額面六千五百三圓、振出人池田文吉、支拂人第百十四銀行高松支店、受取人徳島銀行脇町支店内垣口久一名儀の記入をして、之を行使する機を窺つて居た。

夫れから三日目の三月十五日松本只一は善通寺へ旅行した。彼は其の朝八時半頃、善通寺驛内電報扱所から第百十四銀行高松支店宛に「物買ふた約手六千五百三圓支拂頼む池田文吉」と云ふ電報を打

つて置き、午前九時頃同支店へ其の金額の支拂を求めに行つたが、約束手形に振出地が書いてなかつたので支拂を拒まれ、又々失敗に歸したのであつた。

斯くして彼等が證據湮滅と金銭騙取を企て、居る間に、天網疎にして終に漏さず、松本只一の預けた自轉車から足が付き、兇悪なる二名の強盜殺人犯人は、高松警察署の手に依つて終に逮捕されたのであつた。

彼等は大正十五年六月十五日高松地方裁判所で、又同年十一月六日大阪控訴院で罪の審を受けた。多田勇は死刑を宣告されたが之に服せず上告して居る。松本只一は無期懲役の宣告に服し、目下鐵窓の下に恐ろしい過去の罪惡を想起しつゝ、悔恨の涙に咽んで居る。

### 十、湯山村の飲食店襲殺(愛媛)

- 強盜殺人の被疑者……………安藤元治
- 被害の飲食店主人……………村上兼五郎
- 検挙に功勞のあつた自轉車屋の主人……………村上仁三郎

一、早起癖の飲食店が何時にない朝霧坊、開けると血の海。



- 二、壁切の忍込、手口の似寄った石井村の強盗強姦。  
 三、自轉車屋の機智、自轉車の空気を抜いて警察官に。  
 四、犯罪の裏には女あり。此の事件の被疑者も亦其一人。  
 五、手斧で斬りまくった惨虐な殺人、自轉車からトンビを強奪。

## (一)

松山の城下から東南へ二里、幽翠と蛇の傳説で其の地方では相當に有名な湧の淵の奥に、宿野と云ふ小さい部落がある。其の部落を貫いて湧の淵へ流れる谷川に架せられた橋の袂に一軒の飲食店があった。

大正十五年十一月二十四日午前七時頃、村の青年の一人は此の飲食店へ賈を買ひに寄つた。が平常は早起で評判の同家が其の日に限つて未だに雨戸を閉して居た。青年は不審に思つて近所の者に聞いて見ると、外出した様な風もないと云ふ。青年は再び同家へ行き裏口に廻つて見ると、炊事場の窓下に、二尺角位壁の切り破られた所がある。又裏口の戸も僅かばかり開いて居る。青年は其所から室内を覗いて見たら、同家の寢室では主人夫婦と養子の三人が、血に塗れて倒れて居た。主人と養子は既に絶息して居る風であつたが、妻女は虫の息で呻いて居た。之を見た青年は氣も顛倒せんばかりに驚ろいて近所の人に知らせた。集まつた近者の人々は「それ警察へ」とばかりに騒ぎ立て、掛り合つた

のが災難だと其の青年が警察へ届けて來たのであつた。

此の届出を受けた松山警察署では、直ちに警察部と松山地方裁判所検事局とへ報告した。松山警察署長以下の署員、警察部保安課長、松山地方裁判所検事局の検事等が現場へ臨検して檢證したのは夫れから數刻の後であつた。

被害者方は温泉郡湯山村字宿野の村上兼五郎(四八)方であつた。

先づ犯人の侵入したと思はれた所から調べて見ると、夫れは同家の裏手炊事場の窓下で、土臺から上に高さ一尺、巾二尺位の壁を切り破つて居る。何か刃物を使つたらしい。犯人は其處から忍び込み、奥の寢室へ侵入した様だ。家族の寢室になつて居る奥四疊半の間では、何れも南を枕にして就寢して居た。主人の兼五郎は顔面に二ヶ所、後頭部に五ヶ所、養子の只春(二二)は右の額に一ヶ所、後頭部に四ヶ所の重傷を負はされて絶命して居る。兼五郎の妻ダイ(四四)は右の頬に一ヶ所、後頭部に二ヶ所、兩足首に一ヶ所宛の傷を付けられ、息も絶へ絶へになつて呻いて居る。ダイは直ぐに松山市一番町の奥島病院へ擔ぎ込んで手當を加へた。何れも新割用の斧でも使つた様な裂傷だ。室内は一面血で染められ、凄惨の氣が室内にみなぎつて居る。被害者は熟睡中にやられたものらしく、抵抗した様な風が見えない。

室内を調べて見ると、箆筒の抽斗を開け放してあつたり、衣類や行李等を取り散らして何物かを物



色した様な形跡がある。そこで被害者の近親の者を呼び寄せて、紛失した品物が有るか無いかをよく調べさせて見た。所が寶溜金を入れて居た金箱が空になつて居る。其の他羅紗霜降オーバー着、男物銘仙の羽織と袷一組、男物セルの羽織と着物一組、錦紗の兵子帯一筋、ラージ號二十八吋自轉車一輛と商品卷莖敷島二十個入三箱、あやめ、はぎ等の刻莖四十匁入七袋が紛失して居る事が明かとなつた。現場には指紋も遺跡も何もなかつた。だが被害者の宅から西南へ三丁ばかり離れた谷川から、血の附いた薪割用の手斧と、縞子九文半の足袋一足とを發見した。其所は道路から其の品物を投込む事が出来る位の所であつた。

被害者方は前にも云つた様に山の中の道路沿三軒家で、戸主兼五郎は材木搬出の仲次業をして居る。妻のダイは飲食店を営む傍ら莖の小賣をして居る。又養子只春は伊豫鐵道電気株式會社の水電工手となつて毎日通勤して居る。兼五郎と只春は素行善良で近所の氣受もよい方だ。唯妻のダイは多情者で、數人の情夫を持つて居ると云ふ風評がある。然し家庭は頗る圓滿であつた。

## (二)

裏口近くの壁を切り破つて侵入する手口！臨檢した捜査官達の頭に直ぐに想起させた最近の事件がある。夫れは同年十一月七日午後十時頃の事であつた。温泉郡石井村大字朝生田の農家八塚ヒデ(四八)方の裏手、壁を切り破つて一人の強盜が侵入して來た。賊は寢入ばなのヒデを呼び起し、出刃庖丁を

振り廻して脅迫し金を出せと迫るのであつた。恐怖に戦くヒデは齒の根も合はず震へながら、巾着の紐を解いて有金七十五錢を泥棒の前に差出した。其の金を受取つた泥棒は不腹らしく呟きながら夫れを懐へ入れた。賊は行き掛の駄賃とでも思つたのか、震へるヒデを其の場に押し倒していきなり強姦した上、悠々と逃走したと云ふ事件であつた。

「手口が似て居るから同一犯人かも知れない」とは思へるけれども、其の犯人もまだ目星が付いては居なかつたのだ。

元來湯山村の宿野と云ふ所は道後平野から大分入り込んだ山の中で、旅人等の餘り通行する所ではない。又犯人が這入つた壁の破れ口は、普通の人が出入するには困難な位小さい方だつた。尙ほ谷川の中で發見した血染の手斧は、其の地方で製造され使用される型だつた。之等の事情を綜合して考へて見ると、犯人は其の附近の地理に精通する小男で、物盗りが目的であると推定された。そして犯行の慘虐な點、使用した兇器等から、附近に働いて居る土工夫、石工、又は水平部落の者ではないかと想像された。

茲に於て松山警察署では、伊藤警部を本件の捜査主任として道後湯之町巡査部長派出所に本據を構へさせ、縣保安課からは保安課長、捜査係巡査部長等が出動して協力し、大々的の捜査を開始した。先づ縣下一帯の各警察署には非常手配を命じ、汽車、汽船、自動車の發着所通路の要點には巡査を



配置して網を張り、その他山中の間道迄警戒を嚴重にした。又遺留品手斧の出所、足袋の購入先、被害者方へ出入した土工等の人物調査等は、松山署の全員を分ち捜査方面を分擔させて従事させた。尙ほ保安組合員等の應援を得たから、犯罪現場を中心にして未発見遺留品の捜索にも努めさせたが新発見はなかつた。

此の調査に依ると、兇器手斧は松山市新宅町の鍛冶屋、中村仙吉方で製造した物だと云ふ事が判つた。そこで、之れを販賣した先、又は盜難に罹つたか、若くは紛失した者を進んで捜査する事にした。遺留品の足袋には鞋こはせに「特製」と云ふ刻印がある。此の足袋は縣下で販賣して居る家が三軒あつた。其處では似寄の品を買つた男を調べて見たが仲々判明しない。尙ほ引續いて根氣よく調べさせる事にした。

贓物處分に就ても注意を拂はなければならぬので、各質屋、古物商等に手配をし、此の方面の捜査に専従して居る巡査に度々臨検視察させて発見に努めた。又盜まれた自轉車はラージで特徴があるから、各自轉車屋に手配して発見と届出方を注意して置いた。

松山市の奥島病院へ入院して居る被害者ダイには、其の病床に巡査を一人附して、病狀、言動等を一々報告する様に命じて置いた。それは或は意外の原因で犯罪が醸されて居るかも知れないので、同人の口から漏れる資料を集める爲の用意であつた。

ダイの経過は良好であつた。二十八日頃にはぼつ／＼話が出来る様になつた。ダイは途切れ途切れに、「加害者は温泉郡河野村大字九之川の近藤建作(三〇)と同所の渡部本三郎(三一)の二人だ」と云ひ出した。捜査本部は遽に色めき出した。指名された二人は直ぐに呼び出されて検事の訊問を受けた。嫌疑を受けた二人は寢耳に水を掛けられた様な顔をして事實を否認した。素より否認したからとて疑は直ぐには晴れなかつた。兩人の家宅は強制的に搜索されたが、其所からは何等の證據を見出す事も出来なかつた。そこで又々ダイの取調をして見ると、段々申立が怪しくなつて來た。間もなく夫れは恐怖に慄へたダイの幻覺だと云ふ事が明かとなつて、迷惑を蒙つた嫌疑者二人は釋放された。

(三)

話は別になるが、松山市萱町一丁目村上仁三郎と云ふ、可成り大きい自轉車屋がある。男らしいキビ／＼した性格で、警察最負を以て自任して居る面白い男であつた。時は十二月二日の朝方、店には修繕に持つて來た壊れた古自轉車や貨車が亂雑に置き列べてある。其の中で主人の仁三郎が、眞黒になつた手に糞を捻んで一服點けて居る所へ、ツカ／＼と這入つて來たのは此の邊の受持巡査竹内盛正であつた。

「オイ村上君、まだラージは見附からないかい」

「ア、武内さん又御出ですか。之れで今朝から貴方三度目ですよ。何だか私が怪しまれて居る様だ。



ハ、車の様子は私が買った品だからもう充分判つて居ます。若し見附つたら直ぐに御知らせしますよ。』

真面目な武内巡査も笑つた。彼は自分の受持区内の自轉車屋へは、毎日二度も三度も廻つて、手配を受けた自轉車の發見を催促して居るのだつた。

「判つたら直ぐに頼むよ。」

私服の巡査は、今店先を通つた自轉車を追つ駆ける様に早足で村上方を辭した。

「オイ、ラーシが通つたら氣を付けて居るんだよ」

店先で油拭をして居た小僧は、巡査の後ろ姿と主人の顔を見くらべて笑つて居た。

夫れから間もない午前十一時頃、一人の男が自轉車に乗つて来て隣の賣店村上マッショ方で莧を買つた。自轉車屋の主人仁三郎がツト表に出て其の自轉車を見るとマークは慥かにラーシだ。車體の様子にも何だか見覺のある様な氣持がする。而も湯山の村上兼五郎に賣つた車に克く似て居る。彼は心の中で「占めたッ」と叫ぼうとしたのを漸く喉佛の邊で噛み殺して、店員の山本美浦に耳打をした。美浦は直ぐに自轉車で何處かに駆け去つた。

村上仁三郎は何喰はぬ顔をして隣の賣屋へ出て行つた。彼は入口に立て掛けた自轉車を不思議相に見入りながら呟いた。

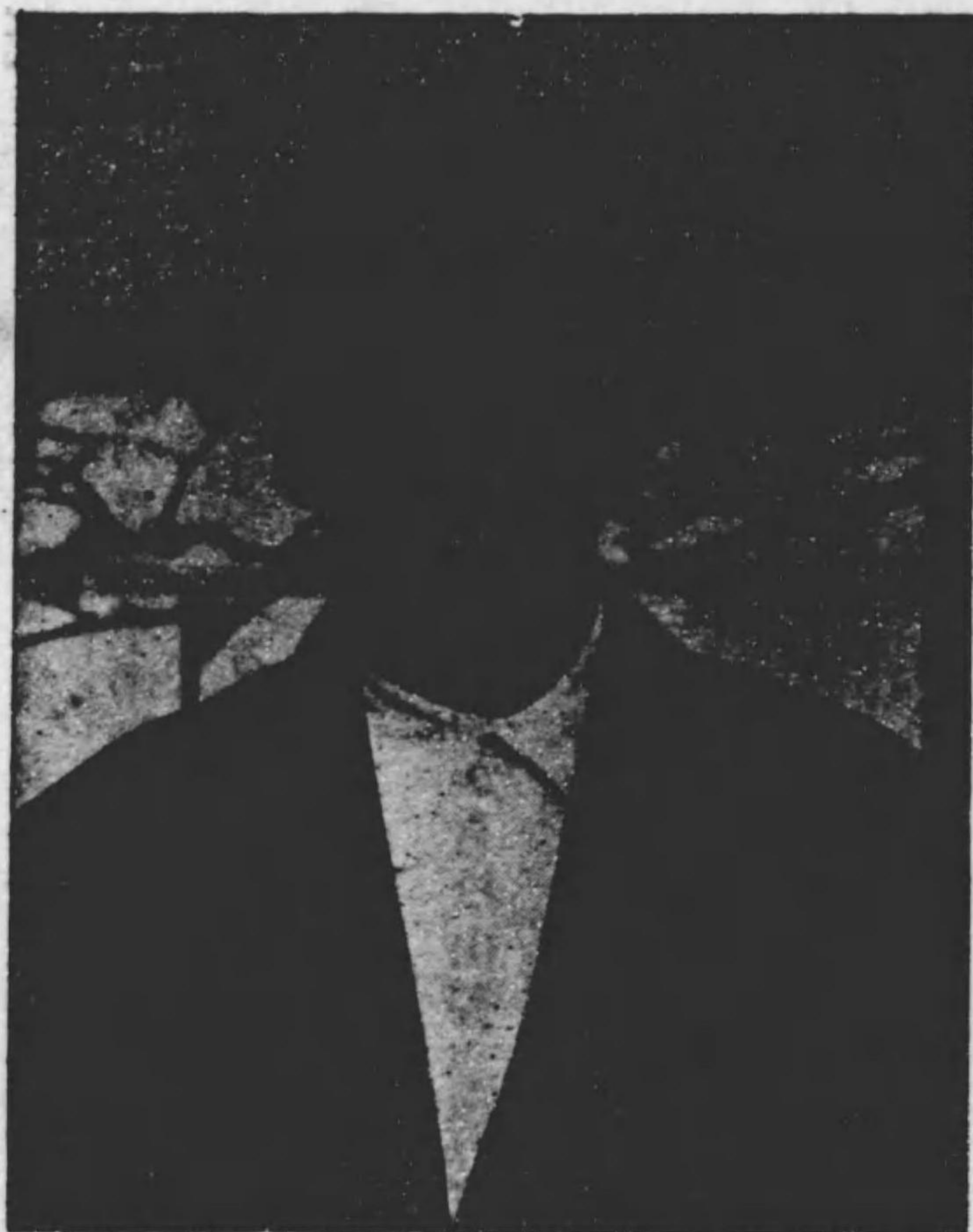
「オヤ、此の車は此の間俺の内で盗られた車そつくりだ。もし、此の車に乗つて御出でのお客さん。一寸車體を調べさせて貰ひますよ」彼は手早く虫を捻つてタイヤの空氣を出して仕舞つた。ドキッとしたりしい其の車の持主は、買った莧の口を切りながら其處へ出て來た。

「盗まれた自轉車だつて？ 戲言じゃないよ。一つよく調べて貰ひ度いもんだ」

白つばくれて居るが、何だかそわ／＼した様子が素人の目にもはつきりと映るのだ。村上自轉車屋は横にしたり、倒して見たり、車體を拭いて見たり、出来るだけ入念に調べる様な風をして其の自轉車をいぢくり廻した。ふと向ふを見れば、豫て見知り越しの秋山巡査部長と兒玉巡査が私服で急いで來るのが、町の彼方に見え出した。

「どうも済みませんでした。よく調べて見ると私の内で盗まれた品と違ひました。同じラーシだつたのでつい失禮を致しました」

村上は叮嚀に挨拶をして其の自轉車の荒拭をした上、悠々とタイヤに空氣を入れ初め



被疑者 安藤元次



た。

「オイ君か？此の自転車の持主は—」

其の男が振り返つて見ると、關羽の様な鬚をして居る目の鋭い大男が自分の肩先を掴んで居る。彼の顔色はサツと蒼白に變つた。そして恨めし相に自転車の主人を睨み付けたが、もうどうする事も出来なかつた。彼は其の場から松山警察署へ引かれた。

(四)

捜査本部は雀躍して欣んだ。取調主任の伊藤警部は股かに訊問した。彼が湯山村の強盗殺人と石井村の強盗強姦の犯人だと白状したのは、其の夜の十二時頃の事であつた。犯人は周桑郡丹原町生れて當時松山市大字竹原七十四番地に住んで居る安藤元次(二八)と云ふ石工であつた。自白に基いて同人の寓居先松浦定鹿方の家宅搜索をして見ると、贓品全部と、血痕の附着して居るズボン下や羽織を發見したので押収した。

元次は貧乏な農家に生れた。尋常小學校卒業後彼は實家で小作農の手傳をして居たが、夫れも面白くないので、二十四歳の時松山市大字竹原の石工松浦定鹿方へ弟子入した。石工の弟子としての元次は眞面目に立働いて親方にも可愛がられた。大正十四年の末に年季が明いたけれども、彼は引續き定鹿方で職人として住込んで居て、二圓五十銭の日當を貰つて居た。一人者の彼は少し宛でも貯金が出

來ると夫れに勢付けられて益々仕事に熱を入れて居た。ところが夫れから間もない事、附近土橋の飲食店徳本近太郎方へコップ酒を飲みに行つて居る間に、同家の仲居福岡ウタ(三〇)と懇懇を通ずる仲となつた。眞面目で通つた若者の心は、其の頃から賣女の甘言に蠢まれ出した。彼の日々の勞銀は、何時も彼の女の秋波を購ふ料に費された。僅かばかり出来て居た貯金ももうすつかも拂戻を受けて仕舞つた。彼の實家へは一厘の送金は云はずもがな、只一回の通信すらして居ない。彼は身も心もウタの容色に迷ひ込んで仕舞つて居るのであつた。

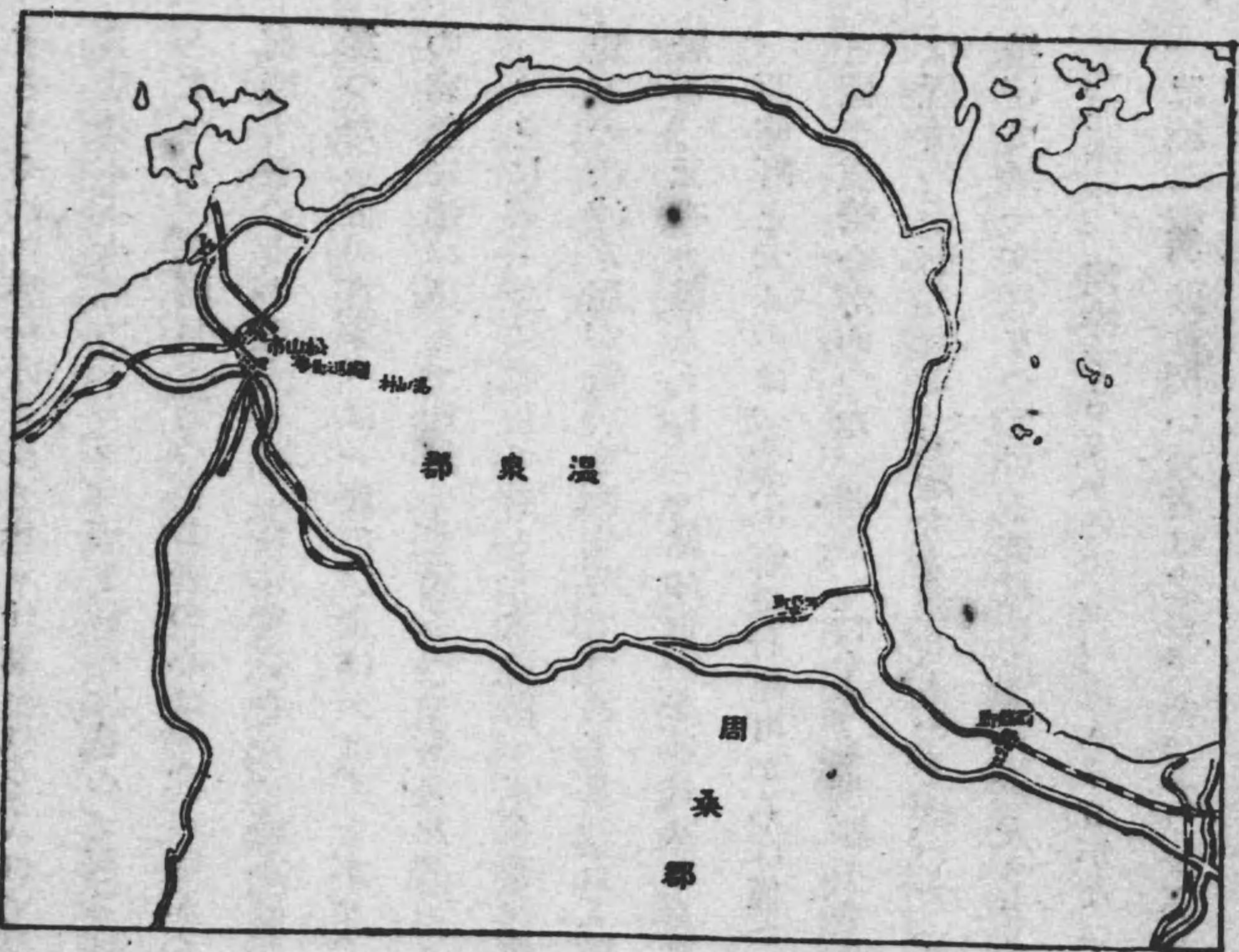
ウタに貢ぐ金に窮して居る元次の前へ、又新に纏つた金の必要を感ずる問題が湧き起つた。夫れは親方の松浦定鹿が新居郡西條町で道路工事の石工業を請負つて、近い内に其處へ出掛ける事になつて居る。元次も職人として一緒に行かなければならなかつた。

西條町と云ふのは、元次の郷里丹原町からは僅か三里位しか離れて居ない。若い彼には矢つ張り燃ゆる様な虚榮心があつた。西條へ行くなら丹原へも久方振で立寄つて祖先の墓參もしたかつた。夫れには近所の手前もある、衣類も立派なものを纏ひたい。父母にも小遣錢を渡し度い。だが今では女に入れ揚げて無一文になつて居る彼れには夫れが大きな苦勞の種であつた。

「泥棒だ。泥棒するより外に金の這入る道がな—」

單純な彼の頭に閃いた考は之れであつた。其の時と思付いたのは湯山村の村上飲食店の事であつ





山松、湯山、西條、丹原

た。大正十三年三月から同年の九月頃迄の間だったが、彼がまだ弟子時代に松浦に従つて湯山村の道路工事の仕事に行つた事がある。其の時彼は大勢の土方と共に村の飲食店村上兼五郎方で二十日程宿泊滞在した。宿を變へて後も、彼は其の邊の道路工事場で仕事をして居たので、村上方へは度々出入して其の家庭の様子はすつかり知つて居た。そして同家には何時も百圓内外の金はあると見込を付けて居たのだつた。元次が村上方を狙つたのはこんな事情があつたからだ。

(五)

それは其の年の十一月二十三日の夕景の事であつた。何だか落付かぬ素振の元

次は、親方定鹿方の内庭の隅に立掛けて居つた手斧をそつと取出して、夜の山道を湯山村へと急いだ。彼が宿野の部落へ着いたのは其の夜の九時頃の事であつた。彼は眞つ闇な同家の裏の物蔭に借んで、家人の寢静まるのを猝猛な眼を光らせながら待つて居た。

午後十一時にも成つたかと思はれる頃、高い軒の聲さへ聞え出して来た。彼はそろ／＼と匿れ場から這ひ出て、裏手の窓の下を掘り初めた。自分の身體を入れる位の穴を掘るのには物の三十分も掛らなかつた。彼は黒いモスの風呂敷で覆面して顔をかくした。四邊に氣を配りながら奥の四疊半に忍び込んで見ると、其處には家族三人が枕を並べて白河夜船の高軒をかいで寢入つて居た。彼は足音を忍ばせつゝ摺り寄つて、物をも云はず手斧を以て養子只春の頭に一撃を加へた。「ウム……」と呻る所を又一撃を與へ、引く手も遅く、其の横に臥て居た主人兼五郎の頭に骨も砕けよと打ち込んだ。續いてダイも手斧で切られた。眼の晦んだ犯人元次は、無意識に手斧を振つて倒れた三人を切りまくつた。もう呻きの聲も聞へない。彼は直ぐに店の間へ馳け込んで賣溜の錢箱を探して見たが、僅か一圓五十錢しか無かつた。案に相違した面持で其の金を懐にした彼は、店戸棚の中の敷島やあやめ等の簀を取出した。彼は再び寢室へ這入つて来て筆筒の抽斗を引き明け、押入の柳行李を引つくり返して見たが、金の在る所は判らなかつた。忌々し相に舌打をした犯人は、筆筒の中の霜降オーバ外敷の衣類を窃取し、之を、覆面して来た風呂敷に包んで、庭先にあつた自轉車に積み込み、其の夜半の零時半頃



其の自轉車に乗つて逃走したのであつた。

此の事件の檢舉に功勞のあつた者は、自轉車屋の主人村上仁三郎と伊藤警部、重川巡査部長、一色、高橋、秋山の各巡査部長、相田、松本、竹内、見玉、村上の各巡査であつた。

## 第二殺 人

### 一、久留米村森林内の女屍體(警視廳)

内縁の妻を殺した魚賣……………金子長平  
殺された女……………青木サワ

- 一、演習露營の一等卒が薪拾ひに行つて女の屍體を發見した。
- 二、警視廳技師加藤寛二郎の作つた屍體鑑定書の寫。
- 三、殆ど白骨に近い腐敗、着衣と齒の金冠から被害者の探索。
- 四、二月程前に其の邊で自動車から屍體を運び出した者がある。
- 五、捜査方針に就て議論は別れた、が先づ自動車を突止める事。
- 六、下谷の或男が、髪を切つて妻を離縁した男があると云つた。
- 七、被疑者の金子長平が女を殺すに到る迄のいきさつ。



(方上の車轉自るあ欄一) 近 附 場 現

### (一)

大正十五年六月四日、中野電信隊の一部隊は、北多摩郡内へ演習に行つて、其の夜は久留米村宇前澤の山林で露營した。

其の夜八時頃、一等卒佐川良雄(二三)は炊飯用の薪拾ひに同所雑木林へ這入り込んだ。段々林の中へ進んで行く内に何所ともなく變な臭氣が鼻を突いて来る。一等卒は「於怪しいなあ」と獨り言を云ひながら、其の臭氣の来る方へ進んで行つた。

ふと見れば木の間に漏れる薄光を透して、何だか薄黒い物が雑木の中に横たはつて居る。近寄つて見ると、それは人の屍體の様だ。一等卒は非常に驚ろいて本隊へ駆け戻り、其の次第を上官に報告した。



「何だ、本當か、兎に角四五人行つて見て来い」半ば疑の念を持つた分隊長は、再び佐川一等卒外三四名の者を現場へ遣つて見た。

其の報告に依ると、それは紛れもない腐敗した人間の屍體であつた。分隊長も驚いて、直ちに其の發見の状況を所轄田無警察署へ通報して來た。

此の通報を受けた田無警察署では係員を派して調べて見ると夫れは他殺の様だ。同署では現場看視を嚴にすると共に、事態重大だと認めたので時を移さず警視廳刑事部へ報告して來た。

其の翌未明、警視廳からは中谷刑事部長が中村捜査課長、多々羅警部以下数名の刑事巡查、鑑識課の加藤技師等と共に現場へ出張して親しく實地の檢證をした。東京地方裁判所八王子支部からも豫審判事、檢事等が檢證の爲に出張された。

現場は北多摩郡久留米村大字前澤大道西千二百十八番地、四年生位の雜木林内である。此の附近は一帶に山林、畑等で取圍まれ、最も近い人家でも北方約十町を隔たつて居ると云ふ人里離れた所である。従つて交通の便も大變悪く、南の方には小金井街道、北の方には所澤街道が相當の距離を置いて通じて居るのみである。

其の屍體は推定年齢二十歳前後の女性で、全身腐爛してしまつて蛆が這ひ出て居ると云ふ始末、人相等は更に判明しないが、唯前齒の一枚に金を被せて居るのが光つて見えた。屍體の頭部から一尺六

七寸も離れた所には、舊式の束髪に結ふたまゝの頭髮がぼつくり脱け落ちて轉がつて居る。其の邊に一枚の齒も抜けて居た。

屍體の頸部には、長さ一尺七寸位羽二重絞様の細紐を二重に巻き、それを左頸部で花形に結んである。着衣の模様から見ると、どうも飲食店の女中か、又は女工らしい。

事件は、大體の見當を付けて見ると三ヶ月位以前に發生したものらしい。何分屍體全部が腐爛して居るので加害の方法等は一切判らない。が地上に黴ずんだ條痕を残して居る所から見ると、檢證した日から十數日前位に、何者か、最初の位置から現在の所へ引摺つたものに違ひない。

屍體に附いて居た物としては卷煙ゴールデンバットの吸ひ残しが二本と、九本残つて居る箱入一個、大正十五年三月三日の記事がある新聞紙片とのみであつた。

### (二)

屍體の状況を明確にする爲と、其の他の點に參考となる箇所が多いから、其の當時立會した加藤技師の鑑定書の全文を次に掲げて見よう。

### 鑑 定 書

大正十五年六月五日、東京府下北多摩郡久留米村大字前澤大道西千二百十八番地先、雜木山林中に於ける屍體につき、東京地方裁判所八王子支部檢事片山拓より、同所に於て其死



因を鑑定すべく命ぜられたり。  
依つて同日午前十一時三十分、現場に於て屍體の現存せる部分を剖検し、由つて得たる所見結果を記述すること左の如し。

外表検査  
女性屍體

一、屍體の一般状態

屍體は仰臥の位置にて、左右の上肢は肘關節にて屈曲し、體の兩側にあり。左右の下肢は右關節にて強く屈曲し、右は伸展す。身長は正確ならざるも、骨格の連接等より推測するに、四尺七寸前後を有し、全身の上半部及び上肢下肢の大部分は腐爛脱肉し、汚穢暗褐色或は汚穢黄色を呈し、特殊の臭氣を有し、露出せる骨部は白色にして、腹部脊部等は、着衣により被覆せられたる爲め、上皮腐爛するも外表の腐敗甚しからず。屍體は強直なく、上肢下肢の末梢關節は離散し、形態完全ならざるも、大關節は靱帯の連接に依り聯絡す。全身に蛆虫群集す。

二、頭部

頭髮及頭皮全く脱落離離し、全頭の頭髮は結髮の形態を存して尺餘の所に離散し、頭顱白骨と化し、頭内の腦質も溶融し何物も存せず、頭骨内空虚なり。頭骨の各部には何等異狀を認めず。

離散せる頭髮を検するに、頭髮は約六寸位に剪断せられたるものに、「ハイカラ」鬚を取りつけ、頭髮散亂せず、よく形態を存す。

三、顔面

左右頬部に於て、暗褐革皮組織片を以て僅かに頸部と連接するも、爾餘の部分は全く軟部組織を止めず白骨と化し、上下の歯牙は齒槽より脱落し、周圍に散亂し、左右上下の第三大臼齒「知齒」は發生の痕を認めず。

口内亦軟部組織は潰盡して形痕を止めず。顔面の諸骨に外傷異狀を認めず。

四、頸部

頸部前面の軟部組織、臟器たる喉頭氣管食道潰爛し形態を存せず。僅かに喉頭軟骨の一部分存在するも其連接を缺き、前頸部には脊柱骨の前面露出し、汚穢暗色を呈し、頸部の上方には絹製索條物を二回頸圍を周廻し、左側頸部に於て蝶形に結縛し、軟部組織の溶融により骨面に密着し、緩帶となり、索條物の色は暗褐色となり固有の色を變ず。後頸部に於ては、一部分尙ほ軟部組織殘存するも半ば潰爛す。

五、胸部

胸骨は上面軟部組織消失し、骨面露出し、粗糙となり、左右上部の肋間は軟部組織潰滅し、肋間露出し、左右の胸腔内を洞見す。

乳房、乳嘴等は存在明かならず。

六、腹部

腹部は着衣の被覆に依り上皮は腐爛するも腹壁の組織現存し、所々冒針頭大の穿孔あり。蛆虫出づ。腹部の色蒼白、甚だしく膨滿し、胸部陷沒す。

七、脊部



八、上肢 上皮腐爛剝脱し、色、淡赤、蒼白、外傷異状を認めず。

左右上肢は骨面露出し、腕關節以下の指骨關節は多く離断し、指骨散亂し、現存せる軟部組織は汚穢暗色又は淡褐藍色を呈し、特に異状を認めず。

九、下肢 左右下肢は所々に於て骨面露出し、殊に下方に多く、大腿部臀部等は軟部組織現存し、汚穢褐黄色を呈す。

左足は蹠趾とも趾首蹠首關節部より同列に滅失す。

一〇、外陰部及肛門

外陰部一帯は軟部組織靡爛状を呈して溶融し、汚穢暗色を呈し、蛆虫群族し、恥骨縫合の骨面突出す。

外陰部個々の構造は明かならざるも、大體の輪廓により女性外陰部たることを認めらる。

肛門は開き、腰卷には多量の淡褐色の糞便を附着す。

内量所見

一一、頭腔

頭顱骨質のみを存し、頭腔内は空虚なり。

一二、胸腔開檢

胸骨を肋軟骨より切離し、胸腔内を開檢するに、胸腔臓器は萎縮し或は溶融す。血管

内は空虚にして何れの部分を切離するも一滴の血液を漏さず。

一三、肺 臟

左右肺臟は萎縮溶融し一團となり、暗褐色の泥狀物となりて左右の胸腔内に沈降し、檢査不能。

一四、心 臟

心嚢内には内容液はなく、心臓は膜様物となりて萎縮沈降し淡赤色を呈し、心臓固有の形態を存せず。所見を求むる能はず。

一五、腹腔開檢

腹壁の脂肪層薄く、腹壁切離に際し血液を出さず。筋肉の色淡桃色、腹膜は腹壁と癒着せず、白色滑澤、大網膜には脂肪沈着し、腸管甚だしく膨滿し、腹腔内には異狀の液なし。

一六、胃

胃内空虚にして僅かに濕潤し、表面内面淡桃色の外、爾餘の檢査不能

一七、肝 臟

萎縮し且表面稍々乾燥し皺襞を存し、色淡黑色、断面亦黒く、各小葉の別不明にして血量其他の所見亦明かならず。

一八、脾 臟

暗黒色に萎縮し、断面は白色、爾餘の檢査不明

一九、脾 臟



淡桃色萎縮し、検査所見不明。

二〇、腸

腸管一般に膨満し、瓦斯充滿し色帯赤、僅かに濕潤し、内面亦均しく、上半部は内容なく、下半部の上方は黄色軟泥状の糞便を存し、血量等不明なり。

二一、腎 臓

左右共、色暗黒色萎縮し、断面は表面と均しく、内面軟泥状となり、皮質隨質の別も明かならず、爾餘の検査所見も亦不明なり。

二二、膀 胱

白色、内面又白色稍々濕潤し、膀胱内は空虚にして異状を認めず。

二三、子 宮

色白色、稍萎縮状を呈し、長さ約三寸、子宮外口は扁平となり、子宮内を切検するに内面又白色、妊娠の存在を認めず。

二四、爾餘内生殖器

外方に潰破せるため、卵巢、輸卵管等は確實に検査する能はず。

二五、頸部臓器

喉頭、氣管、食道等は頸部に於て其形態に存せず。食道は胃の起始部に僅かに存在せるのみ、従つて之等臓器の検査所見を求むる能はず。

說 明

以上外表及内量検査により、本屍の死因を説明すること左の如し。

- 一、本屍の死因は、屍體の腐敗現象甚だしく、且あるものは腐敗の経過も終り滅失せる状態にあるを以て、學術上死因を断定する能はず。
- 一、本屍の頸部に纏絡せられし索條物は、結縛の方法部位等より他爲的手段と推測するも、此結果たる屍體現象は腐敗高度にして不明なり。
- 一、本屍の年齢は、齒牙の發生状態、骨化點等を綜合するに、二十歳以上三十歳位の間にあるものと推定せらる。
- 一、死後の経過は、氣温、空氣の流通、湿度の多少等により、同一場所にあつても腐敗の道程を異にするを以て、正確なる推測を下す能はざるも、本屍は死後十日間以上を経過せるものと推測せらる。

鑑 定

以上所見及説明の理由により、鑑定の結果を約査すること左の如し。

- 一、本屍は、腐敗現象高度にして死因不明なるも、頸部を周廻せる索條物の結繫、部位、方法は自的になし得ざる手段と認む。

年齢は二十歳以上三十歳位の間にあり、死後十日間以上を経過す。

右鑑定候也

本鑑定は大正十五年六月五日着手、同年同月十七日終了

大正十五年六月十七日

東京市日本橋區濱町二丁目十四番地

鑑定人 加藤寛二郎



警察當局ではどうしても本件は他殺だと認められた。此の犯罪を検挙するには、第一段として被害者の身元発見に努め、其の後に犯人の捜査に着手するのが順序である。

屍體の纏つて居る衣類携帯品等から判断して見ると、被害者は飲食店、カフェー、料理店、旅人宿等の女中であるか、或は以前に斯んな仕事をして居た者らしい。若しそうでないとすれば、土工夫の妻女か、工場通ひの女工か、遊藝稼人、行商人位の範圍を出でないと認められた。

現場の様相から考へ合して見ると、被害者は遠方から来た者ではなく、少く共、同地を中心にして隣接した警察署の管轄内に住んで居た者らしい。

屍體の頸部に巻き付けてあつた細紐は、叮嚀に花結にしてある處から見ても、被害者が死亡した後、何人かゞ結んだものに相違ないと思はれた。

調査本部では以上の状況を基礎として、其の日次の様な捜査方針を樹てた。

- イ、飲食店、カフェー、料理屋、宿屋等で、女中、泊つた者、飲食した者を調べること、ロ、小井の花時に、臨時に出来た飲食店で雇はれて居た女中の調をすること、ハ、遊藝稼人を調べること、ニ、煙草店を調べて、着衣等が符合して居る者がゴールデンバットを買求めた者を調べること、ホ、各種の工場で女工の行衛不明となつた者を調べること、ヘ、土工部屋で女子を調べること、ト、屍

體の齒に加工してあつた金冠を歯科醫に鑑定させ、技術の巧拙、金冠を施した年月日推定等を知り、其の後歯科醫を調べて被害者探知の端緒とすること、チ、自己の受持内から他地方へ奉公に出て居る者が、果して其の場所に居るか否かを受持巡査に調べさせること、リ、屍體着衣の品質、模様、仕立の巧拙、流行時期、調和の状況等を鑑定させて、其の年齢職業等を判断すること、ヌ、現場を中心として聞込をすること、

而して、衣類と齒の金冠に就ての鑑定はかうであつた。

衣類は田無警察分署に、附近の質屋、古物商等を集めて鑑定させた。袴纏は木綿地に大形の押掛がある。元祿袖で襟には黒の毛襦子を掛けて居り、裏は木綿の赤と黒の辨慶格子縞である。袷は綿ネル鼠色無地で、襟は黒の瓦斯八丈を掛けて居り、裏には真岡木綿の中形浴衣を使ひ、藤色木綿で裾廻しをして居る。帯はメリンス腹合の半幅物で、焦茶流紅葉に菊花の模様があつた。長襦袢の表胸はモス、裾廻は萩、桔梗、菊模様の新モス、裏の胸は紅木綿で、裾廻は青色のメリンスを使つて居る。

腰巻は肉色ネル、前懸は村山銘仙の緋である。衣類の仕立は甚だ拙い。先づやつと裁縫をする事が出来る位の者が仕立てたのだと見られた。

袷と長襦袢は調和が取れて居るが、袴纏とはどうも調和が取れぬ。之等の柄模様は近頃流行したものではなす。



斯様な衣類を纏つて居るものは、堅氣の素人には決してない。先づ土方の妻女か、行商人か、小料理屋の女中等が動かぬところで、年は三十歳前後の女が着て居つたものと云ふのであつた。

齒の金冠に就ては、東京市芝區田村町の齒科醫荒木盛英に鑑定させた。之に依ると、年の若い女の上顎右第二門齒に加工したもので、金冠を施してから先づ二ヶ年位を經過して居る。技術は拙い方ではないが、亂暴なやり方で、餘り構の大きくない開業齒科醫師が嵌合したものと云ふのであつた。

尙ほ屍體の頭髮は生前、最近に中程から切斷して、入毛で髪を結つて居るものであつたと云ふ事も判明した。

翌六月六日には、中谷刑事部長は警視廳管下の板橋、中野、杉並、府中、八王子、青梅の六警察本分署の司法主任を田無警察分署に召集して、事件の状況を説明し、尙ほ前に記載した捜査方針を示し之に基いて本件の捜査に當り、各々協力一致して本犯檢舉に努力され度いと指示督勵された。

其の席には埼玉縣所澤警察署の司法主任も加つて此の協議に與つた。

#### (四)

捜査の経路を述べるに就ては、先づ聞込の状況から進めて行かうと思ふ。

此の方面の擔任に當つたのは鈴木(榮)鈴木(照)吉村、金子の各刑事捜査と外に田無警察分署員數名であつた。之等の人々は被害者の着衣の模様を寫真に寫して持つて居た。又屍體は斷髪して居ると云

ふ事も固より參考にして話の緒口を引き出すことに努めて居た。

ところが、田無警察分署の久留米村前澤巡查駐在所詰の水口覺巡查は、こんな事を聞込んで來た。

久留米村字前澤七百四十一番地の農家に三澤竹次郎と云ふ者がある。四月二日の事、竹次郎は自宅の庭先に盛土をしゃうと思ひ付き、妻の實家隣り部落の三澤文藏方から牛を借りて來て、土砂の運搬をして居た。其の時牛の草鞋が破れ相になつたので、長女のふみ(二二)を文藏方へ使に遣つて、牛の草鞋を取寄せさせた。

其の日の午後三時頃の事である。ふみは文藏の娘みつ(二〇)と一緒に其の草鞋を持つて歸つて居る途中、今度の屍體が発見され場所から一丁計り離れた、所澤街道の四つ辻に差し掛らうとした。

其の時一臺の自動車が恐ろしい音を立てながら、小金井の方から前澤の方へ向けて疾走して來た。此の音響を聞いた二人の子供は、物珍らしさに夫れを見ようとして、急いで前澤街道の方へ駈けて行つた。

自動車は赤く塗つた小型のもので、中には若い洋服を着た男女が乗つて居た。其の自動車は恰度今度屍體のあつた場所に近い所で停つて、乗つて居た二人の男女は車から降りた。其の二人は何だか死んだ女の様な物を自動車から引き下し、左側の雜木林の中へ運んで行つた。男は其の死人の頭の方を抱へ、女は腰の方を持つて居た。



二人の子供は其の自動車の後を追つ掛けて、停車して居る所から五十間位手前迄行つた時に、前澤の方からやつて来た長襦袢を着た若い男に出會つた。

「叔父さん。あの自動車は怖くないの？」と其の青年に尋ねて見た。

「あ、怖くないよ。お前達は早くお歸り」

若い男はそう云つたが、何だか變な氣がしたので、急いで歸つて母親に其の事を話した。ふみの母は一笑に附して取合はなかつた。

ふみは其の夕方みつを連れて、他の途を廻り文藏方へ行き、其の翌日は神武天皇祭で、又其の翌日は日曜日だつたから文藏方に二泊したと云ふのである。ふみの云ふ月日の記憶も之れに依つて明かにされたものらしい。

尙ほ自動車の様子や、乗つて居た男女の人相等に就てふみは斯う云つた。

「自動車は幌のない赤い色の二人乗でした。左の方に運轉する把手がありました。型は之れです」と云つてふみに示したカタログのロートスター型を指した。

「乗つて居た女の人は赤い洋服を着て居ました。年は若く、顔は細い方で、お化粧をして居る奇麗な人でした。頭の髪は何と云ふのか知りませんが、丸かつた様です。男の方は霜降の洋服を着て居りました。オーバも帽子も被つては居ません。色は淺黒い方で髪は縮れて居り、横の方で分けて居まし

た。どちらかと云ふと瘦せた方で、丈は五尺二三寸位、年の頃は私のお父さんよりも若い様でした」ふみの父竹次郎は當年三十三歳であつた。

此の少女の供述が本當だとすれば、此の犯罪は何所か他地方で敢行され、屍體を自動車に積んで持つて来て投棄したものだと思はれる。

犯罪の動機に就て推測して見ると、其の男と被害者とは關係があつたものとして、男が洋装の女と同棲して居る所へ、被害者が尋ねて来てごた／＼が起り、其の時男が其の女を殺してしまつたものとも思へる。又男と被害者と同棲して居る所へ、男と情婦關係のある洋装の婦人が訪ねて来て彼是紛紜の末が、終に被害者の殺害となつたものだとも思へる。何れにしても戀愛の三角關係から出来た犯罪だと推測するのが、無理のない所であつた。之等の状況は直ぐに刑事部長に報告せられた。

(五)

此の報告を受けた中谷刑事部長も中村捜査課長も、大體此の意見に同意した。だが目撃したと云ふ現場へ其の少女を連れて行き、實地見分をした上で捜査方針を定めた方がよいと云ふ事となり、翌六月七日には府中、青梅、八王寺の各警察署司法主任、刑事巡査を同地に召集して、刑事部長、捜査課長等も出張し、自動車を目撃した少女三澤ふみを連れて現場の見分をしつゝ、ふみから當時の状況を親しく聞き取つた。

其の結果「ふみが目撃した自動車から、女の屍體を山林中へ抱き入れたのは眞實と認められる。初



めは道の左側の方へ運び込んだが、其所の雑木は太かつたので見透しが利く爲に、屍體を發見されるのが容易である。故に更に反對側の雑木の小さい山林中へ移したものと認められる。そうだとすると、先づ自動車と調査して運轉手を知り、其の身元を調べた上被害者との連鎖を辿り、犯人を檢舉するのが最も捷徑だ」と云ふ事になり、刑事部長は其の方針を關係捜査官に訓示した。

之に對しては相當有力な反對意見もあつた。それに依ると「ふみが見たと云ふ自動車の男女と被害者との間には、服装から考へて見ても非常に懸け離れた所がある。それに晝日中間の屍體を自動車で運んで棄て去る等と云ふ事は、どうも常識で判断に苦しむ點がある。ふみの見た自動車は此の事件とは全然關係がなく、ふみが屍體を運んだと見たのは子供に用便でもさせたのか、又は山遊か密會等の爲に、男女二人が毛布類を持込んだものを人間の屍體だと錯覺したものではないかと思はれる。若しそうだとすると自動車を搜索するのは全く無益だ」と云ふのであつた。

又「自動車が犯罪に關係ありとしても、最初に現場を中心として被害者の身元を聞込捜査で發見し、其の後に自動車と結び付けるのが得策だ」と云ふ意見もあつた。

尙ほ説を爲す者は、「此の事件は自動車が疾走中に被害者と衝突して轢殺したのを、其の犯罪の發覺を虞れて絞殺されたものらしく装ひ、自動車の積んで来て茲へ投棄したものだ」と主張した。だが「過失致死罪は高が罰金刑だ。それを殊更に屍體を隠匿して、懲役に該る様な犯罪をすると云ふ事は甚だ

不條理で取るに足らない」と云つて捜査課長等が此の意見を容れなかつた。

色々議論の末刑事部長は「兎に角先づ自動車から搜索せよ」との命令を下し、保安部交通課で自動車の「カード」から二人乗自動車の所有者を調査し、翌日から芝區方面には金子、高木の兩刑事調査、日本橋區、麻布區、荏原郡の方面は吉村、大益の兩刑事調査、赤坂區、小石川區方面には鈴木(照)健田の兩刑事調査、麴町區、牛込區、下谷區方面は鈴木(榮)武田の兩刑事調査を擔當として調査させたが、何れからも何等得る所がなかつた。

自動車の搜索から思はしい端緒を得られなかつた捜査本部では、被害者發見の方面に力を注ぐ様になつて來た。夫れには新聞紙に發表して家出人の届出を懲憑するのが都合がよいと云ふので、各新聞社の記者を集めて被害者の着衣其他を詳しく話した。

其の翌日、都下の新聞は争つて此の事件の憶測を掲載し出した。其の結果續々と風體の似寄つた家出人の届出があつた。然し夫等は何れも被害者とは別人であつた。

(六)

麴町區から牛込、下谷方面の捜査を命ぜられた警視廳捜査課の鈴木(榮一郎)武田の兩刑事調査は、順次捜査を進めて、六月九日には下谷の方を奔走した。

茲に下谷區龍泉寺町三百六十七番地に重田金三郎と云ふ老人がある。彼は以前人力車夫や町内の小



使等をして居た事があり、附近一帯の地理にも通じ、昔からの出来事等をよく記憶して居る。それに江戸の子一流の俠気があつて、警察官にも重賞がられて居つた。

武田、鈴木の兩刑事巡査は一緒に重田方を訪れた。

「爺さん宅かい？」

「やあ旦那方御揃で何事です。まあどうぞ」と金三郎爺さんは愛想よく二人を迎へた。

「實は爺さん困つた事件があるんだよ。例の久留米村の女殺しさ。女は髪を切つて居るんだが……何か面白い聞込はないかい」二人の刑事は笑ひながら溢茶を啜つた。

「へえ、あれはまだ擧らないのですか。随分新聞に八ヶ間敷書き立て、居る相ですね。……そう、別に之が怪しいと云ふ譯ではありませんが、髪を切られた女があるのです。……時に依ると其の女かも知れませんよ。」

「何、それは耳寄りだ。一體夫れは何所の者だ」二人の刑事は聞耳を立て、すり寄つた。重田の話は斯ふである。

埼玉縣入間郡名細村字小堤の荒井久藏と云ふのは重田の親戚である。其の親戚だから矢張り重田にも親戚に當る者に金子長平（四一）と云ふ者がある。矢張り名細村字小堤の者だが、七日程前に八歳ばかりの女の子を連れて重田方を訪れ、二三日厄介になり度いと云ふのであつた。重田は之を承諾して二

三日間泊めてやつた。

重田の娘にみのると云ふのがある。同町内の鳶職關五郎壽方へ嫁いで居る。金子が田無に住んで居た時、みのるは同人方へ心易く出入して居た爲に、長平は五郎壽とも心易くして居た。そんな關係で長平は五日前から五郎壽方へ移つて同家で滞在して居る。

金子は以前所澤で生魚の行商をして居たものだが妻に死別れて後妻を迎へたけれども思はしくなかつた。彼は其の後、后妻を離別して上京したので、適當な家を見付けたら東京で又生魚の行商をする積りだと語つて居た。

六月七日には久留米村前澤山林の殺人事件が新聞紙に掲載された。五郎壽は金子の傍で其の記事を讀み上げた。其の日は、別に金子の舉動を不審だとも思はなかつた。

其の翌日、久留米村の事件は更に詳しく新聞に載つた。五郎壽は又金子の前で其の記事を讀みながら事件の噂を始めた。どうしたのか金子は次第に顔色を變へて來た。彼はそわ／＼して一向落付かない。其の事件の話を聞いて居るのが如何にも苦しい様に見える。五郎壽は不審に思つて后妻を離別した原因や現在居る場所等を尋ねて見た。金子は苦しげに云ひ淀みながら、「夫婦喧嘩の末、頭の髪を切つて離縁した、」と云ふのであつた。現在居る所は云はなかつた。

「大體そんな都合ですから、私の考では時に依ると其の女が離縁された後に何所か男を拵へて痴話喧



嘩の末、殺られてしまつたのかも知れないと思ひますよ。第一、頭の髪を切つて居ると云ふのがびつたり来るではありませんか」と重田は貰の煙を輪に吹いた。

二人の刑事は直ぐに關五郎壽方へ行つて、金子長平を警察へ引つ張つた。

元來が悪人でない長平は、離別した妻の行衛を追窮されて、苦もなく一切の犯罪事實を自白した。

(七)

金子長平(四二)の本籍は埼玉縣入間郡名細村字小堤三百二十六番地にある。彼は先年妻に死別れ、愛娘の直枝(八)を連れて、大正十五年一月頃から入間郡所濱町字旭町の古谷タイ方に同居し、生魚の行商をして居た。

其の頃同町内に青木サワ(三二)と云ふ女が住んで居た。彼の女は元神奈川縣都筑郡中川村字茅ヶ崎青木島吉の妻で、今に其所に籍がある。其の頃サワは入間郡柳瀬村字城の地持百姓、長倉武藏の妾となつて暮して居た。

サワは北多摩郡小金井村字貫井の農家鴨下岩太郎の妹だが、性質放縱で物事に飽き易く、飲食店や小料理屋の女中をして轉々し、人妻となつても一つの所に永續のしないと云ふ厄介な女であつた。

サワの此の氣質を知つた旦那の長倉武藏も、近頃ではサワを疎んずる様になつて來た。サワも亦漸く武藏に飽が來た時、毎日魚を賣りに來る金子長平と何時の間にか人目を忍ぶ仲となつた。それは一月

下旬の事であつた。

此の關係を薄々感付いた武藏はサワと手を切つた。之れ幸ひと長平は二月中旬からサワ方へ入込んで同棲し、毎日魚の行商に出て、久し振に持つた家庭の樂しみに浸つて居た。

ところがサワは例の飽き性を遺憾なく發揮して、二月三月する内に度々家出して長平を困らせた。長平は其の都度方々を探し廻り、サワの居所を見付け出しては連れ歸つて居た。サワの兄鴨下岩太郎も其の放縱性に困り抜いて居た所へ、眞面目な働き者の長平が妹の亭主となつて呉れたのだから、此の機にサワを落付いた氣持にさせ度いと、度々サワに意見をした。

五月二十三日も、サワは之と云ふ原因なしにぶいと家出をした。長平は商賣にも出ないで方々尋ね廻り、其の夕、サワの次の兄小金井村字前原の鴨下大次郎方でサワを見付けた。長平は言葉を盡して歸つて呉れと口説いたが、サワは頑として應じなかつた。途方に暮れた長平は、平素已に好意を寄せて呉れる岩太郎に意見をして貰つたら、サワが歸る氣になるかも知れぬと考へ付いたので、其の夜十二時頃嫌がるサワを連れ出して岩太郎方へ赴いた。岩太郎は直ぐに起き出て、二人が交る／＼長平方へ歸る様にサワを諭したが、彼の女はどうしても之を承諾しなかつた。仕方がないので又明日でも宥めて見ると云ふ事になり、其の夜は何れも岩太郎方で泊る事になつた。

サワは翌朝六時頃、何と思つてか岩太郎方を飛出した、長平も驚ろいて直ぐに其の跡を追つた。道



々「戻れ」「いや歸らぬ」と押問答をしつゝ、サワが前澤の方へずん／＼歩むので、長平も詮方なく其の跡に尾いて歩いて居た。午前七時半頃、二人が小半村野中新田善組、中島與三郎方附近の道路を通つて居る時に、サワの弟嶋下文藏に出會つたが、唯一言二言挨拶をしたのみで同人とは別れた。

午前八時頃、二人が前澤大道と作場道の十字路附近に行つた時、彼等の口論は段々烈しくなつて來た。執拗に歸宅を促す長平を尻目に掛けたサワは、さも憎さげな態度で終には彼を罵倒し出した。

「そんなに脳味噌が悪いから樂な金は使えないのだ。意氣地なしの馬鹿野郎！」

流石の長平も、もう堪へられなくなつた。「己れ！」と云ひ様、長平はサワの左の肩骨の邊を力に任せて突き飛ばした。よろ／＼とよろめきながらも、踏止まつたサワは、

「おや、よざけた真似をよしてないよ。妻をどうするつてんだい」と叫びながら、長平に武者振付いで來た。

堪へ忍んだ憤りが一時に發した長平は、思はず握つた拳で女の首を突き飛ばした。當り所が悪かつたのか、サワは其の場に昏倒してしまつた。長平は暫し傍に佇んで思案に暮れた。

「あゝ飛んでもない事をしてしまつた。こんな處を人に見られては全く困る。何所かへ連れて行つてやらう」と獨語を云ひながら、ぐにや／＼になつたサワを擔ぎ上げて山林の中をさまよつた。長平は其の十字路から一丁ばかり東北に離れた四年生位の雜木林の中へサワを卸した。此のまゝに捨て置

くと女が蘇生する事を知つて居る長平は、いつそ茲でサワを殺して自殺した方がよいと思ひ出した。

長平は女の腰紐を解いて其の首に巻き付け、終に女を絞め殺してしまつた。

ほつとして起ち上つた時、長平の頭に浮んだのは先妻との仲に出來た愛娘、直枝の事であつた。一旦思ひ立つた自殺も、彼は子の愛着にひかされて其の決心を翻した。彼は一度直枝の顔を見た上で其の筋へ自首して出ようと考へた。彼はサワの下駄を提げて其の場を逃げ出し、三丁ばかり離れた山林と畑との間の叢にそれを匿して、其の夜の八時頃所澤の自宅に歸つた。娘の可憐な姿を見ると、彼はもう自首する氣も失せてしまつた。

長平は其の夜家財道具を全部賣り拂つて金に代へた。其の翌二十六日、彼は直枝を連れ、少しの知べを便つて三河島町宇町屋の鳶職重田勇次郎方へ身を寄せた。それから順次に知己を便つて下谷區龍泉寺町の重田金三郎、關五郎壽方等を轉々して居る所を鈴木、武田の兩刑事に逮捕されたのであつた。

長平は殺人及屍體遺棄罪に依り東京地方裁判所八王子支部で審理の結果、情狀酌量される點があつて懲役二年六ヶ月に處せられた。

## 二、龍野町の六人殺(兵庫)

犯罪を否認し續ける六人殺被疑者……高 見 次 夫



- 一、五寸釘を打込まれた四人の屍體、妻は死兒を背負ふて姦死。
- 二、次夫は、其の時靴室で熟眠して居たとの申立。
- 三、否認一點張の被疑者、外部から證據蒐集。
- 四、靴室で四時間も辛棒が出来ぬ、隣家で聞いたキクエの悲鳴。

(一)

大正十五年五月十六日午前二時五十分と云ふ眞夜中に、龍野警察署へ二人の男が息急々切つて馳け込んで来た。

「私共は下河原の高見と云ふ靴屋の職人ですが、只今主人方に人殺しがあつて、大勢が殺されて居りますから、どうか早く来て下さい」

二人ながら驚きと怖れとに色も蒼さめ、碌々口もさけない様子であつた。當直の巡査部長が調べて見ると、彼等は龍野町下河原靴製造業、高見太助方の雇人、井戸又市、内海徳松と云ふ二人であつた。二人共通の靴職人で、其の日の仕事を終へ自宅に歸つて寢て居た。夜半の二時頃、若主人の次夫は突然井戸又市方へ来て、「自宅には家中の者が皆何者かに殺されて居る」と語つた。又市は不審に思ひながら徳松を誘つて高見方へ行つて見れば、家内中が血塗れになつて殺されて居る。二人は驚ろいて直ぐ



現場たぬを弄

に警察署へ届出たのだと云ふのであつた。

すわと云ふので同署長警部中出忠七郎は司法主任以下を従へて直ちに現場に出張すると共に、龍野區裁判所検事局と神戸地方裁判所姫路支部検事局へ電話報告をして、検事の檢證を請求したのであつた。

現場は高見家奥六疊の間で、其處には太藏の妻つね(五八)と次夫の長女晴子(五)は同じ夜着の中で殺されて居た。何でも木槌様の物で頭部を強打し、失神した時に鑿を打込み、出刃庖丁で頭部を刺して殺した様だ。又其の傍には太藏の長男基夫の遺兒朝子(一二)同絢子(九)の二人が熟睡して居た所を、殆ど前と同様に刃庖丁か肉切庖丁の様な物で頭部を刺し通されて殺害されて居る。犯人は更に次夫の



長男基一郎(四)を絞殺して、絢子の屍體の側に伏臥せてあつた。次夫の妻キクエ(二八)は絞殺された二女妙子(二)の屍體を脊負つて、同室椽側の梁に兵子帯を掛けて縊死して居た。

之れ等の者が殺害されて居る模様は眞に慘鼻の極であつた。つねと晴子と朝子、絢子の屍體には頭部から顔面、胸部、背部等には何れも三四本宛の五寸釘を打込んであつた。殊に朝子の頭部には鐵の火箸を、又胸部には田刃庖丁を突き刺してあつた。夫れは殛んだ後にした様だが、何れにしても非常な恨みを持つた者の所爲としか思はれなかつた。

キクエの様子を見れば晴着に着替へて、薄化粧をさへ施して居た。其の長男基一郎も二女の妙子も亦死出の晴着と着換へさせて居た所を見ると、キクエは覺悟の自殺だと云ふのは間違のない様だつた。

## (二)

此の恐ろしい兇行のあつた高見太助方は資産約五萬圓を有し、靴の製造で年々大凡三四千圓の収益を得て居る町内でも有福な暮しであつた。家庭には太藏と妻つね(五八)二男次夫(三五)次夫妻キクエ(二八)次夫長女晴子(五)同長男基一郎(四)同二女妙子(二)と太藏五男五郎、先年死んだ太藏長男基夫の遺子朝子(二)絢子(九)の十人暮で、外に下女が一人と通勤の靴職人が二人あつた。兇行のあつた前日、太藏は五男五郎と共に骨休めだと云つて京都の方へ旅行し、其の日は恰度不在だつた。下女も用事が出来たと云つて實家に歸つて居なかつた。職人二人も仕事が済んだので皆歸つて仕舞つて居た。

其の夜同家に居たのは次夫と、他は皆死んで仕舞つて居る女子供ばかりであつた。

中出署長が現場に臨検した時には、次夫も居なかつた。彼は恐ろしい兇行の模様を同家の職人井戸又市方へ知らせに行つて、其まゝ又市方に居たのだつた。署長は直ぐに次夫を呼び返して當時の様子を取糺して見た。次夫の申立ては何の淀みもなかつた。夫れに依ると「昨夜(十五日夜のこと)自分は一合餘の酒を飲んで外出を仕様と思つたが、先づ何時もの通り一應靴室の見廻をした。其の時妙に睡氣を催したから、室の中で一寝入仕様と思つて横になり、其のまゝ遂に睡入り込んで仕舞つた。それから暫くして夜半の二時頃、表戸の方で戸を敲く様な音がするから、何心なく起き出て見ると、前記の様な怖ろしい兇行が演ぜられて居たので、驚いて急ぎ井戸又市方へ知らせたのであつた。自分は兇行が何時何人の手に依つて行はれたのか、一向に知らない」と云ふのであつた。

兇行の時間は、屍體の模様から夜半の十二時前後であつたと推定された。朝子の如きは前夜の八時頃に食べた饅頭の片が、頸部の傷口から露出して居た。

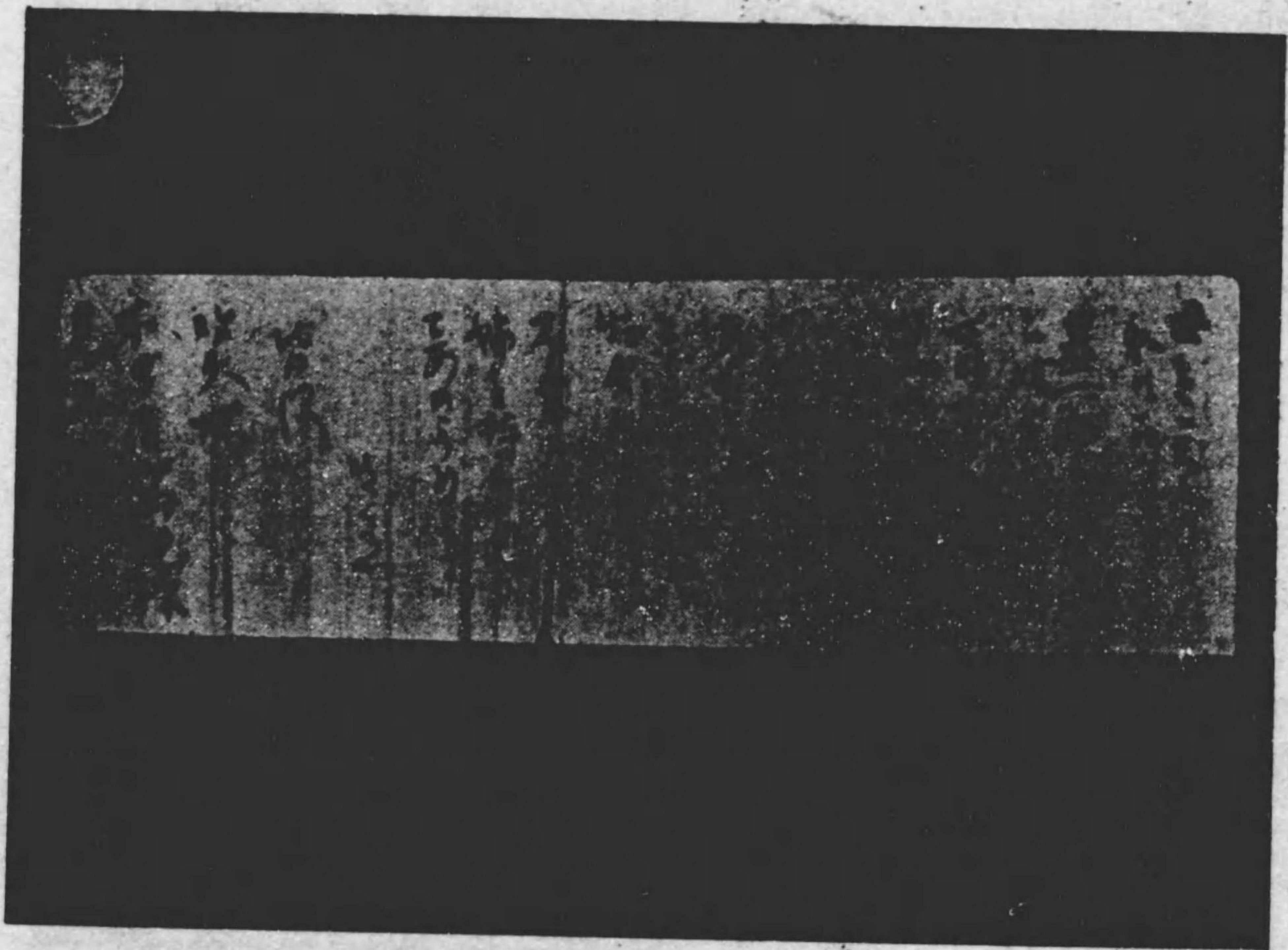
兇行に用ひた五寸釘、出刃庖丁、木槌等は皆高見家の物ばかりで、他から持込んだ様な形跡は更になかつた。此の犯罪が一室内で同時に犯され、然も四人共睡入つたまゝで殺されて居る所を見ると、餘程深い眠に陥つて居たものと思はれた。そこで色々調べて居ると、次夫夫婦の寢室の枕許と思しき所に、催睡劑カルモチンの容器と工業用の硫酸とがあつた。之れに依つて見ると、夕食の時知らぬ間



にカラムチンを食物の中へ混ぜて置いて、家族の者等に服ませたものと推測する事が出来るのであつた。

尙ほ其の犯罪の證據を湮滅する爲めだと思はれるが、同家の井戸端で手足の血痕を洗ひ落した様な形跡が歴然と残つて居た。そこで次夫の手足から身體を調べて見たが、血の附いて居た様な痕跡は全然なかつた。然し縊死して居るキクエの手の一部には、一旦洗ひ落したが尙ほ残つて居る様な血痕が附着して居るのを明かに認める事が出来た。夫れのみならず、キクエの常着だと見られる大島紬が二階にあつたが、之れにも血痕が附着して居る。又十六日の正午頃から行はれたキクエの屍體解剖の際、其の内懐から上掲寫眞の様な遺書

キクエの遺書



が現はれたりしたので、犯人は適切キクエだと認定するより外はなかつた。

之に反し次夫は、殺害に關して一點の物的證據も舉らないばかりでなく、家族知己の口から漏れる家庭の折合や本人の性行は、凡て次夫に有利なもののみであつた。けれどもよく考へて見ると、署長等が臨檢した當時に於ける言語態度や周圍の狀況が、どうしても腑に落ちない點がある。又其の犯行が、一時に四人に對し如何にも惨虐な殺し方をして居るのみならず、如何に熟睡して居たとは云ひながら、同一家屋内然も同じ室内で斯くの如き大事件が行はれた事を、全然知らないと言辯する等の

被疑者 高見次夫

點は全く諒解に苦しむ所であつた。茲に於て次夫は少くともキクエと共犯關係があつたものだと云ふ認定が付いたので、現行犯人現場に在りたるものとして、檢證と同時に龍野警察署へ逮捕引致して、彼に對する取調を進める事とした。

(三)

以上の通り、當時其の家に居合はした八人の家族が其の七人迄も死亡し、残る一人たる

高見次





次夫は枕室こしむろの中で熟睡して居て何も知らないといひ張り、殊に兇行と犯人とを結び付けるに足る物的證據が一つも無いので、檢證した檢事すら適確だと思はれる捜査方針を樹てる事が出来なかつた。只其の中で多少の手掛りとなるのは、殺されたつねと縊死して居るキクエとは嫁姑の關係で平素から多少不和の間柄であつた事や、其の日キクエは雇職人の内海徳松に五寸釘を買はせて居るが、其の五寸釘をつね等の屍體に打込んで居る點、キクエの自殺した事、其の遺書の内容等で、薄弱ながら眞犯人はキクエだとの認定を下した。同時に次夫も當夜常着を外出着に替へ、更に冷酒一合餘を飲んで枕室の中へ這入り、其のまゝ午前二時頃迄寢入り込んだと云ふのが於怪しい。夫れに斯程の大兇行が演ぜられたのだから、假りに枕室の中で寢入つて居たからとて、全然之れを知らないといふ事はない筈だと思はれる。更に斯様な大兇行が可憐な女性一人の所爲だとはどうも信ぜられない。其の他色々の事情を綜合して見ると、次夫も少くとも共犯者の關係はあるだらう。事に依ると次夫一人の所爲かも知れない。或は又最初の考の通り、全くキクエ一人の犯行かも知れない。要は此の三點に歸着するものだとして捜査の歩を進める事にした。

以來兇行のあつた高見家の内外搜索は固より、同家の近隣、出入の者、キクエの實家下津屋家、又次夫の知人、親族、情婦、出入の料亭等殆ど餘す所なく調べて見たが、次夫を犯人と認定するに足る證據は更に手に入らなかつた。夫れのみならず、キクエの遺書は其の内容に疑の點はあるが自筆に相

違なく、且つ被害者の屍體を解剖をした結果、創傷の様は何れも女性でも充分に行ふ事が出来ると云ふ鑑定もあつたりして、キクエ一人の犯行だと認めらるゝ點が深まる一方であつた。

一方次夫に對しても嚴重取調を行つて見たが、當初の申立を固執して全然犯行を否認するのみ、又之に迫るだけの物的證據もなく、共犯又は單獨犯人だと認定する資料がないので、尙ほ疑は残しながら檢事命令に依る引致後三十七時間を経過した十七日午後四時、一先づ彼を釋放するの止むなきに到つたのであつた。

けれども龍野警察署は彼次夫を其の監視の眼から放さなかつた。次夫の舉動、犯行當時の状態、慘虐なる現場の狀景等に鑑みて有力なる嫌疑者と認め、動かす事の出来ない證據を掴んで彼を一舉に檢舉しやうと決心した。茲に於て同署長は刑事水田巡查の外に、大津巡查部長外二名の外動巡查を以て特別捜査隊を組織し、釋放後に於ける次夫の言動探知と證據蒐集とに専従せしめた。

此の事件は眞犯人次夫が妻キクエの柔順な性質を利用し、巧に犯行の全部を彼の女に轉嫁しやうと、最初から十二分の用意と計劃とを以て敢行されたもので、物的證據の湮滅には特に細心の注意を拂つて居た爲に、捜査官意は随分苦心をさせられたのであつた。殊に其の事件に就て有力な證據資料を持つて居る隣家の高見なほを初め、キクエの實家下津屋家でも、何故か其の當時は一切口を緘して語らず、反つて次夫を庇護する様な狀況が見えた。



だが之等の困難を排して根氣よく捜査の歩を進めて行く内に、十八日の夜から段々證據資料が集まり、十九日朝迄には次夫を犯人として疑ふに足るべき次の様な數點の資料を蒐集する事が出来た。

一、キクエは性質温順な女で、姑つねとは仲が好いと云ふ方ではないが、左りとて又不和だと云ふ程でもなく、キクエを知つて居る程の近隣知人は、平素の人となりや言動から見て、キクエが斯くの如き慘虐な罪を犯す筈がないと噂をして居ること。

二、キクエが縊死して居た時の着衣は婚禮の時に着た晴着で、之れには血痕の附着がなかつた。又木綿の常着にも血痕がないので、之等は兇行の際着用して居たものではないと思はれた。キクエの着衣で血痕の付いて居たのは外出着の大島紬のみであつたから、檢證の際は之を着て兇行を演じたものと認められて居たが、之れとても斯く迄の大兇行を行つた際着用して居たものだとはどうしても思はれない。之等の點を見るも、寧ろ兇行はキクエの手で行はれたものではないと云ふ資料になる。

三、兇行當時の内偵では次夫は性質温順柔和だと云ふ事になつて居たが、實は平素から鳥獸等を捕獲したりして慘虐性があり、殊に酒を飲むと非常な粗暴性を發揮する事實があつた。

四、次夫は金錢慾の爲には骨肉の情等を省みて居る男でないと云ふ様な風評もあつた。

又キクエの遺書は其の自筆には相違ない様だ。けれども平素からのキクエの文章癖から考へても、斯かる大兇行を演ずるものとせば、今少し詳細に書いて死後世人の同情を受ける程度のもとする筈

た。然るに其の遺書が頗る簡單で然も亂雑で、一通に數人の宛名を書、等と云ふ點から見ても、此の遺書はキクエが何人かから威嚇されて書いたか、又は詐かれて認めたものとも想像をする事が出来る。又假りにキクエが單獨で犯したものとしても、其の時次夫は枕室の中で寝て居たとは云ひながら同一家屋内に居るのだから、直ぐに其の物音を聞き付けて出て来て之を止め、殺害の目的を達する事が出来ないと云ふ事は子供でも考へ付く事だ。

之等の事情は、何れも、次夫に對する容疑の證據として有力なものであつた。之に勢を付けられて更に捜査の歩を進めて居ると、十九日の午後に至つて一層確實な證據を掴む事が出来た。

夫れは兇行の當夜の事であつた。兇行のあつた高見家の隣家高見なほが、夜半十一時過見るともなしに隣家の方を眺めて居ると、死んだキクエが長男の基一郎を抱いたまゝ、悲鳴を擧げて二階座敷から表の屋根へ逃げ出して來た。續いて血相を變へた次夫が追ひ駆けて來て直ぐにキクエを捕へ、無理に引戻して二階へ連れ込んだ。夫婦喧嘩かと簡單に思つて居ると翌朝になればあの騒ぎだつたので、なほは膽を潰して仕舞つた。若し滅多な事を口走ると掛り合になつては面倒だと思つて、口外しなかつたと云ふのであつた。

其の日(十九日)の夕景に、キクエの實兄で當時東京高等師範學校の助教授をして居た下津屋俊夫が龍野警察署へ出頭して、キクエの性行を詳細に語り、尙ほ大正十四年八月中旬頃、次夫は財産分配家



督相續の事で家族と争論し、一家慶殺を企て、毒薬を準備した事があると云ふ事を、キクエから通知して来た事實もあると申し立てた。

之等の情報を得た中出龍野署長は、最早寸刻も猶豫すべきでない認め、同夜十二時頃巡査部長明石美雄を派して極秘の間に次夫を龍野警察署へ再引致し、其の状況を警察部長や管轄検事に報告した。

## (四)

此の事件は當初から計画的、組織的に巧妙に行はれたもので、證據の蒐集に骨の折れる事は一通りでなかつた。犯人は、一家内の何人も窺知するを得ない場所で、而も裸體となつて敢行したものらしく、全く一點の物證をも残して居ない。尙ほ兇行後も彼は餘裕綽々として充分に證據淨滅を圖つた様な風だ。

再引致後も、次夫は兇行當時は糞室の中で熟睡をして居たので全然知らないと断言して變らない。之れは何人も一應信用する否認の材料としては有力なる口實であつた。依つて其の否認を覆すには他から證據を求めなければならぬと思はれたので、彼の否認を聞き流して反對證據の蒐集に努めた。

先づ彼が糞室内で午後十時頃から翌未明午前二時半頃迄、約四時間以上も熟睡したと主張する事實が果して可能の事であるかを檢する爲、五月十八日の夜龍野警察署員と、糞製造に經驗のある者等三人に、次夫の着て居たと同様の着衣を纏はせ、次夫と大凡酒量の同じ位の一人には彼が用ひたと同じ様に

一合の冷酒を飲ませ、同温度の他の糞室で何時迄辛棒が出来るものか驗して見た。所が最も長く堪へ得る者で約一時間、早い者は僅か十分間位で到底辛棒が出来ないと云つて出て来た。赤裸の儘なれば兎も角、袴や綿入を着たまゝ、糞室の中で數時間も閉居し、殊に熟睡する等と云ふ事は全く不可能の事だと云ふ事を知る事が出来た。

又睡眠薬のカルモチンの買入先の調査をして見ると、之れも次夫が買入れに行き、彼が其の後も所持して居た事實が判つた。

五寸釘もキクエが買ひに遣つたのは事實だが、キクエが雇職人の内海徳松に之れを言ひ付ける時も、『若旦那が五寸釘が要ると云ふから買つて来て呉れ……』と云つた事實がある。之に依つて見ると、キクエは最初次夫から五寸釘を買つて来る様に云ひ付けられた時には次夫に斯る計劃があるとは知らず、云はるゝまゝに正直に雇人に云つたものらしい。若しキクエ自らが殺人の用に使ふものなれば、そんな無用な事は云はない筈だ。

以上幾多の事實や、之に關係した證人、参考人の供述等で、つね以下の殺人はキクエに非ず、次夫の所爲だと云ふ事が明かとなつた。

本件の被疑者高見次夫は、五月二十三日檢事の強制處分に依り拘留せられ、六月一日起訴、十月二十三日有罪の豫審終結決定があつた。



此の事件の檢舉に依つて特に感じた事は、民衆が刑事警察に理解のない點であつた。高見一家は暫く措いて問はずとするも、キクエが悲鳴を擧げて逃げ出し、之を次夫が追駈けて引戻した事實を現に見て居た隣家の高見なほも、甚だしいのは血縁のキクエが甚だ不利の推測を受けて居るキクエの實家下津屋一家の者も、一時は事件に關した事は一切口を緘んで語らなかつた。其の中で苦心慘憺、漸く事件の真相を掴み、兇惡無比の殺人鬼高見次夫を逮捕するに功勞のあつた警察官は、龍野警察署長警部中出忠七郎、同署刑事巡查水田勘治、及び同署の巡查部長大津悦夫、同明石美雄等であつた。

### 三、千葉の鬼熊事件(千葉)

- 「鬼熊」と呼ばれた放火殺人犯……………岩淵熊次郎
- 熊次郎に殺された其の情婦……………吉澤けい
- 「けい」の情夫、熊次郎の狙つて居た懸敵……………菅澤寅松
- 「けい」と熊次郎との仲裁をして恨まれ、居宅に放火された人……………菅澤種雄
- 熊次郎の情婦「はな」を逃がしたと思はれて殺された人……………岩井長松
- 「はな」を預つて逃したと疑はれ、狙はれて居た人……………土屋忠治

- 五木田太郎吉方妻込中に殉職した巡查……………河野昱太郎
- 出沼の田圃で熊と二十分間格闘負傷した刑事巡查……………山越信司

- 
- 一、廣茫五千四百四十四萬五千八百坪に餘る捜査區域。
  - 二、熊次郎の生ひ立、性行閱歴、家庭の状況。
  - 三、熊次郎は「けい」を殺し、種雄方に放火し、長松を斬殺した。
  - 四、山越刑事の奮闘、二十分間も田圃の中で。
  - 五、山狩、戸口調査、張込、晝夜を分たず檢舉に努めた。
  - 六、警察官二百名と消防組員三千名の大山狩。
  - 七、河野巡查の殉職、……間の中で犯人と間違へて組打。
  - 八、熊次郎發見！祖先の墓地附近で自殺を企てた。
  - 九、熊次郎の背後には彼の逃走を援助する一團があつた。
  - 一〇、鬼熊事、岩淵熊次郎檢舉の遅延した様々の理由。
- 

### (一)

大正十五年八月十九日、千葉縣香取郡の一寒村久賀村大字出沼の岩淵熊次郎(三五)と云ふ一荷馬車輓が、痴情の結果其の情婦外二名の者を殺害し、三名に傷害を與へ、他人の住宅に放火して山林内へ逃げ込んだと云ふ事件が発生した。



事件は簡單だつたが、逃げ込んだ山林と云ふのが周圍二十六里餘、面積五千四百四十四萬五千八百坪もあると云ふ、廣漠たる森林帶原野で、既に開墾されて居る所ですら隣家への距離が概ね四五丁もあらうと云ふ、捜査上甚だ困難な場所であつた爲、之が檢舉の衝に當つた千葉縣警察部の苦心は言語に絶し、其の捜査に従事した警察官の延人員六千八百九十九人、經費の總額三萬三千四百二十八圓、而も山林に遁入後四十日を経過した後、自殺を企てた瀕死の犯人を漸く逮捕する事が出来たと云ふ様な、犯罪捜査としては外見上餘り煮しからの結果を示した。

本件捜査の狀況が一度新聞紙に依つて報道されると、其の地方の地理を皆目知らない世間の人々は「渺たる一殺人放火犯人の逮捕に、一縣警察官の殆ど全部を擧げて専従し、其上幾千百の消防組員迄繰出しても尙ほ犯人を檢舉する事が出来ず、反つて數次の犠牲者を出す様では警察權も甚だ心細いものだ」等と段々縣警察の無能を云々する者が出来て來た。之と共に犯人熊次郎の名は次第に天下に鳴り渡り、「千葉の鬼熊」と云へば兒童走卒も之を口にして一代の人氣男となつてしまつた。

獨り本件のみではない。凡て世の批難の的となる様な事件に直接衝に當つて居る當局者は、世人からは更に顧みられない數知れぬ苦勞を包藏して居るものだ。我等は自己の管内に若し同様な事件が起つて同様な條件に置かれた時には、或は同様な苦心と同様な批判の中に立たねばならない身分にあるのだ。故に我々は結果のみを見て漫然と冷評する様な態度に出づる事なく、落付いて其の捜査の状

況を研究し、千葉縣警察官諸子の苦心の跡を偲びつゝ、又他山の石として我等の捜査思案を肥やそうではないか。

### (二)

話は先づ問題の中心人物、岩淵熊次郎の人となりや家庭の狀況から進めて行こう。

熊次郎は村の尋常小學校を三年で退いて、土地の富豪五木田太郎吉方へ百姓奉公をして居た事がある。成長して後は兄岩淵岩次郎の家で農業や牛馬商の手傳をし、時々兄の代理となつて牛馬の賣買交換等に従事して居た。斯様に幼少の頃から牛馬に馴れて居た爲に、新馬を訓練するには特別の技能があり、附近の農民に依頼されて新馬を仕込んで遣つたりするので調法がられて居た。現在では彼は荷馬車輓を業とし、家屋二棟、輓馬一頭、荷馬車一臺とを所有して、自己の勞働収入と妻の小作農に依る收穫とで一家の生計を支へて居た。家族は妻よね(三五)と十三を頭に當歳迄の男女四人の子供がある。

熊次郎は生來任俠氣のある男で、職業仲間や近所の人々と會飲しても、其の割前を多少でも餘分に出して、他人から兄哥兄哥と立てられるのを非常に得意にし、自分も亦兄哥を以て任じて居た。斯様な關係で村の飲食店や小料理屋等へ出入する様な機會が少くなかつた。

其の頃同村内の高津原に上州屋と云ふ居酒屋があつた。主人は吉澤啓十郎(七〇)と云ふ爺さんで、



妻の「とみ」(六九)と孫「けい」(二七)の三人暮だつた。濫皮の剥げた「けい」の愛嬌が客を呼んで、村の居酒屋としては相當に繁昌して居た。熊次郎も同家に入居して居る中に、大正十一年の五月頃から「けい」との間に關係が出来た。熱し易い熊次郎は日を経るに従つて「けい」に對する愛情は深まる一方であつた。

夫れで居て熊次郎は多情者であつた。大正十四年六月頃の事同縣山武郡大總村字坂田の柳橋新一と云ふ者の妻「けん」が夫婦喧嘩をして家出し、久賀村字四角山の旅人宿松野屋事土屋忠治方に住込んで「はな」と云つて女中をして居た。熊次郎は此の「はな」とも何時しか情事の關係が出来て、之れを落籍しようとして忠治に申込んだ。忠治は「はな」の前借金は五十圓あると云つて熊次郎から其の金を受取り暫く熊次郎の依頼に依つて「はな」を預つて居た。だが間もなく「はな」は忠治方に前借金は一厘もなかつたのを、忠治が假装して詐取したのだと云ふ様な噂が熊次郎の耳に這入つたので、忠治との間に紛紜が出来て、熊次郎は「はな」を同村の荒物屋岩井長松(四九)方へ預け替へた。「はな」は長松方で熊次郎と溫柔しく同棲して居たのは僅か七日に過ぎなかつた。彼の女は熊次郎の油断を見計つて同家を逃走し、先夫柳橋新一の許に走つて仕舞つた。熊次郎は地團駄を踏んで残念がつた。「はな」の逃走は土屋忠治も岩井長松も同腹で、自分を一杯喰はしたのに違ひないと思ひ詰めて同人等を恨んで居た。

「はな」に逃げられた熊次郎は向つ腹で「けい」方を訪れ、其の愛情に抱擁されて自ら慰め様とした。所が「けい」も既に昔の「けい」ではなかつた。同人は既に本年三月頃から同じ高津原の菅澤寅松(二五)と

云ふ若い情人が出来て、熊次郎などには更に見向きもしなかつた。重ね々女に振られた熊次郎は嫉妬と憤怒とに燃え上つた。熊次郎は「けい」が憎かつた。「はな」が憎かつた。寅松も憎かつた。忠治も憎かつた。長松も憎かつた。長松は其の上「はな」の滞在中の費用だと云つて、三十餘圓の飲食代を熊次郎に要求した。熊次郎は之等の者等が共謀して己を苦しめて居る様に取りつてしまつた。

熊次郎は又評判の子煩悩であつた。熱し易い氣の短い彼は、幾度も恨みに思ふ奴等を思ふ存分にしてやり度いと拳を握つたが、子供の上を思つては流石に思ひ切つた事も出来ず、唯「けい」方へ押し掛けては、寅松との關係を詰つたり嚇したりするのみであつた。「けい」の心は其の頃すつかり熊次郎を離れて、寅松の方に走つて居るのが其の素振で窺はれるのであつた。

戀に盲目となつた熊次郎は煩悶に煩悶を續けた末、もう居ても立つても居られなくなつた。それは大正十四年七月五日の事であつた。熊次郎は眞夜半の暗路を辿つて「けい」方の裏口から其の寢室へ忍び込んだ。

「オイ起きろ。話があるから起きろ！」

鋭い聲に呼び起された「けい」は、熊次郎を見上げて五月蠅そうに起き上り乍ら呟いた。

「何ですの？夜半に忍んで來たりしてさ！」

「外でもないが、前から度々尋ねて居る通り、手前は寅松と譯が有るのだらう。サア何も彼も云つ



て仕舞へ。虚言を吐くと承知しないぞ！」

血走る様な眼で「けい」を睨み据へた様子は凄かつた。「けい」は何だか薄気味悪い様な氣もせぬではないが、態と平氣な風で應對した。

「何を云つて居るの？……此の人は。お前近頃どうかして居るよ。自分は勝手な事をしてさ……妾、そんな事は知らないよ……」

眞面目に相手にしないので、熊次郎も暫く其處へ手持無沙汰に突立つて居た。愛する女と面と向つては彼の氣分も次第に和らいで來た。彼は今夜は泊つて行くと云ひ出した。が「けい」は之を聽かなかつた。

「駄目だよ！お前さん……私は月の物があつて不淨の身體だから側へ寄つてお呉れでないよ……」

「けい」は横を向いてツンとした。熊次郎はカッと成つて突然「けい」の襟首を捉へてポカ／＼と五ツ六ツ頭を續け様に擲り付けた。「けい」は悲鳴を擧げて救を求めた。熊次郎は「けい」の頭髮を掴んで引据へたり曳摺つたりし乍ら、罵詈雑言を殘して一旦自宅へ引き上げた。其の時はもう夜半の二時にも成つて居た。

散々打擲された「けい」は亂れた髪の毛を握つて村の駐在所へ駆け込み、向後巡査に事情を訴へて保護を求めた。巡査は直ぐに熊次郎の跡を追つたが、「けい」が駐在所に願出たといふ事を知つた熊次郎

は間もなく自ら駐在所へ出頭して來た。向後巡査が駐在所へ歸つた時には熊次郎は既に駐在所に來て居て、極力「けい」を毆打したと云ふ事實を否認した。向後巡査も前から彼等の仲を知つて居るので、双方へ説諭して將來を戒めた。二人は其の日は其のまゝ引き取つた。

けれども熊次郎の心は益々憤怒に燃へるのみであつた。「けい」は俺を告訴したのだ。彼奴は俺を嫌つて寅松を愛して居るのだ。どうしても彼奴を取り戻さねばならぬ。考の單純な彼は「けい」の多情を憎んでも彼の女を思ひ切る事は出來なかつた。

其所へ仲裁に這入つたのが同村の菅澤種雄（四二）であつた。だが種雄の仲裁は「けい」の方ばかりに理を持たせて、熊次郎を押へ付ける様を取つてしまつた。種雄も寅松の廻し者かも知れぬと云ふ様な疑が彼の頭に閃くと、又急に種雄迄が憎くて堪らなくなつて來た。熊次郎は今一度「けい」に直接談判をして、場合に依れば、殺して遣ると脅かしても彼の女を我手に入れねばならぬと決心した。

其の翌七日午前十時頃、「けい」は同村内の麥畑へ野良仕事に行つて居た。夫れを聞き付けた熊次郎は直ぐに其の跡を追つ駈けて野良へ行つた。

「おけい」用事があるから一寸歸れ！」

「何を云つて居るのだよ、お前さん……妾しは今來た所だから歸らないよ。お前さんは亂暴ばかりするし、夫れに昨日の談なら種さんの仲裁で済んで居るでないか……」



熊次郎は承知しなかつた。

「此の女郎！ 歸らないか！」

ツカ／＼と「けい」の傍に迫つた熊次郎は、嫌がるのを無理に引き摺つて「けい」の宅へ連れて歸つた。熊次郎は其の日の午後四時頃迄、寅松との關係を責めたり、昨日告訴した不都合を詰つたりして「けい」を苦しめたが、もう嫌氣のさした熊次郎の懐へは、戻り相な様子が見えなかつた。自暴自棄に成つた熊次郎は自宅から持つて來た、刃渡二寸五分位の鰻割庖丁を「けい」の面前に突き付けて、殺して仕舞ふと威嚇した。

此の様子を見て唯事でないと思つた家人は、ソツと駐在所へ訴へ出て保護を求めた。駐在向後巡查は直ぐに其の場へ馳せ付けて、庖丁を振り廻す熊次郎を脅迫罪の現行犯として逮捕した。

熊次郎は多古警察分署の取調を受けた後、身柄と共に八日市場區裁判所検事局に送られたが、八月十八日同裁判所で懲役三ヶ月、三年間刑の執行を猶豫されて、刑務所から釋放され、親族知己に引取られて、其の夜は久し振で妻子と共に一夜を明かした。

(三)

兇行の日は來た。それは八月十九日だつたのだ。抑へ切れぬ悶々の情を抱いた熊次郎は其の夜九時頃、「けい」方を訪れた。コップ酒を飲みに来た村の誰れ彼は、熊次郎が災難だつたと云つて見舞を述べた。

兄哥氣取の熊次郎は常に似ず沈み勝で「けい」の素振をのみ見張つて居る様であつた。熊次郎は別に之と云ふ用事もなしに何時迄も坐つて居た。其處へ折悪しく戀敵の菅澤寅松が這入つて來た。熊次郎の眼は見る／＼内に血走つて來た。「けい」が親しげに寅松を待遇する様子を見てはもう堪へる事が出来なくなつた。

「あけい」貴様はよくも俺の面に泥を塗つたな！」

狂氣の様に成つて立ち上つて來た熊次郎は、突然「けい」の頭髪を鷲掴にして戶外へ引き摺り出した。恐ろしい熊次郎の血相を見て寅松は表へ飛び出し、暗に紛れて隣家の津島啓藏方へ逃げ込んだ。「けい」を庭先へ引き摺り出した熊次郎は、蹴つたり擲つたりして居たが、ふと目に付いた土間の薪木束から手頃の太さの薪を一本抜き出して來て、「けい」の腦天に一撃を加へた。キャッ！と叫んで起き上らうとする處を、所嫌はず續け様に打ち据へた。「けい」は其の場で撲殺されて仕舞つた。夫れは其の夜の十二時過の事であつた。

最前から此の様を眺めて居た「けい」の祖母「とみ」は仰天しながら駆け寄つて來た。

「熊さん！ お前は何をやるのだよ。あけいを殺すのか？」

よぼ／＼しながら熊次郎の薪を奪ひ取らうとする様に立ち掛つて來た。

「貴様も敵の片割れだ！」



血に餓へて猛獸の様に荒れ狂つた熊次郎は、老姥「とみ」の頭にも薪棒の一撃を加へた。「とみ」はウンと云つたまま、其の場へ打ち倒れた。熊次郎は倒れた「とみ」を尙ほも殴り付けて其の場を立ち去つた。彼は寅松を狙つて居るのだ。

寅松の宅は「けい」方から三丁ばかりしか離れて居なかつた。熊次郎は寅松方へ行て寅松の在否を聞いて見た。寅松の父丑松は不審相な顔をして出て來た。

「寅は居ないよ……」

「そうかい……では燐寸を一つ呉れないか」

「ウン、遣らうよ」

貰でも吸ふのかと思つた様で、丑松は熊次郎に燐寸の小箱を一個與へた。熊次郎は夫れを貰つて其所を立ち去つた。

熊次郎は其の足で菅澤種雄方へ行つて閉つた表戸の外から怒鳴り散らした。

「種雄出て來い！此の間の御禮に來た。「けい」は今殺して來たのだ。サア出て來い」

種雄方では驚ろいた。家族の者は皆裏口から逃げ出して仕舞つた。誰れも居なくなつたと云ふ事を悟つた熊次郎は、悠々と其の場を立ち去つて再び「けい」方へ戻つて來た。熊次郎は表庭に齒を喰ひしばつて打倒れた「けい」の死相を眺めて、凄しい淋しい笑を浮べた。

熊次郎は「けい」方の軒下に在つた鐵を見付けて夫れを携へ種雄方へ引返して來た。彼は其所の木小屋へ放火した。炎々と燃へ上る焰はやがて住宅の軒へ延焼した。

種雄方の火の手を見て駆け付けたのは村の消防手菅澤榮助(三〇)菅澤茂吉(六一)等であつた。

「火を消すと承知しなうぞー」

鐵を構へて燃へ上る火の手を看視して居た熊次郎は大聲で叫んだ。戲言の様に思つた消防手榮助等は、相手にしないで消防に努め様と火の傍に進んで行つた。熊次郎は矢庭に飛び掛つて榮助の前額部を得物の鐵で殴り付けた。之を見て驚ろいた茂吉が逃げ様とする背後を鐵の柄で殴り付けた。

「何奴でも火を消そうとする奴は撲り殺すぞー」

恐ろしい眼を光らせて熊次郎が頑張つて居るので、消防の手が付けられなかつた。種雄の住家は斯くして完全に焼け落ちて仕舞つた。熊次郎は今度は駐在所へ足を向けた。

之より先菅澤種雄は、押掛けて來た熊次郎が怒鳴り散らして立去つた隙を窺つて、久賀村巡査駐在所へ届出て、向後巡査の保護を求めた。

「どうも仕方のない奴だ。」

巡査は私服の儘威勢よく自轉車に乗つて種雄方へ駆け付け、熊次郎の跡を追つて其の所在を探索して居た。



熊次郎が駐在所へ押掛けて来たのは其の直後であつた。向後巡査の家族は全部郷里へ歸つて不在であつた。熊次郎は駐在所の事務室から居間の方へ侵入して、帽子懸に掛つて居た向後巡査の佩剣を盗み出し、其所から一寸ばかり離れた、岩井長松方を襲つて行つた。

「長松さん、一寸開けて呉れ！急用が出来た」

表戸外から呼び起すのは熊次郎の聲である。長松は何気なく表兩戸を一枚引き明けた。其の時待ち構へた熊次郎は、佩剣を抜いて長松の真向から一刀を浴せた。

「アッ！」と叫び乍ら長松は表へヨロけ出て、其の儘道路を馳け出した。駐在所へ駆け込み考だつたらしい。熊次郎は佩剣を振り上げて追つ駆けた。長松が駐在所の直下、村役場の門前迄逃げて来た時、遂に熊次郎は追付いて又一刀を浴せ掛けた。長松は其の場に打倒れた。熊次郎は乘し掛つて二太刀、三太刀斬り付けた。長松は遂に其の路傍で斬殺されたのであつた。

(四)

多古警察署が殺人放火事件の報告を受けたのは八月二十日午前一時の事であつた。現場に急行した署長は被害者等の關係を見て、犯人は岩淵熊次郎だとの見込を付け、即時署員十二名の非常召集を行つて現場に急行させた。署長は折から消防の爲め現場に集まつた消防組員四人乃至五人を一組とし、之れに警察官一名宛を加へ、犯罪現場から被疑者熊次郎の居宅を中心として要所の手配をすると共に、其の

旨を警察部長に報告した。

恐ろしい兇行を演じた熊次郎は一旦自宅へ引上げ様と思つてか、暗の山道を二十町も辿つて出沼の方に歩いて居た。

其の夜、捜査の命を受けた多古署の刑事巡査山越信司は、消防手五名と共に熊次郎の兄岩淵清次郎方附近の田圃道に張込んで居た。夏の夜は短かい。東の方から段々白んで來出した午前四時頃、高津原の方から一人の男がトボ／＼と此方に歩いて來る。山越刑事は「占めたッ」と心で叫んで捕縄の蛇口を緩めた。其の男は紛ふ方なき熊次郎だつた。

「熊次郎待てッ！」

凍とした聲で呼び止めた。熊次郎はギョツとして立ち止まつた。山越刑事は猶豫なく熊次郎に飛び付いて、バラ／＼と捕縄を捌いた。熊次郎は匿し持つた佩剣で刑事の前額深く斬り付けた。アツと額に手を當てた隙を見て逃げ出そうとする熊次郎に追ひ絶つて組付いた。熊次郎は振り向様に、頭と云はず手と云はず佩剣を打振つて山越刑事に數ヶ所の重軽傷を負はせた。此の體を眺めた五名の消防手達は怖氣立つて其の場を逃走して仕舞つた。刑事は更に怯まなかつた。尙ほも深く熊次郎の體に喰入る様に組付き、満身の力を籠めて其の場に捻じ倒した。刑事は熊次郎の手から刀を抜き取つて二三間も側の方へ投げ捨てた。熊次郎は又刎ね起きた。上になり下になり狭い田圃道から二人は稻田の中へ



頭り込み、物の二十分間ばかりも格闘をした。熊次郎は刑事の拇指に咬み付いた。漸く上になつた熊次郎は脱兎の様に逃げ出した。山越刑事は泥と血に塗れた身體を起し、よろめき乍ら一丁ばかり追跡してパッタリ路傍に倒れた。熊次郎は其の場から山中へ籠つて仕舞つた。

消防手等の報告で、應援の警察官が駆け付けた時には、勇敢な山越刑事は虫の息で倒れて居た。山越刑事の受けた創傷は前頭部に二ヶ所、左上膊部に二ヶ所、何れも骨膜に達する重傷と、左の示指には骨に達する切傷、右手拇指に咬傷一ヶ所とであつた。之等の傷創中、切傷は一ヶ月程の加療で癒へたけれども、拇指の咬まれた傷が化膿して、其の拇指と第一掌骨とを切除しなければならなかつた。

(五)

千葉縣警察部は、「山越刑事斬らる」の報が一度至るや、直ちに警部補以下警察官五十名を應援として多古警察署に急派した。此の應援を得た多古署に於ては、平素の熊次郎の性格と犯罪の状況とに鑑みて、決して遠くへ逃走したのではなく、必ず附近に借んで居て、時機を見て寅松等に危害を加へる目的で出現するものに違ひないと云ふ考の下に、附近の消防手三百名を召集し、熊次郎が潜伏して居る見込のある地域四里四方を包圍して山狩をする事にした。夫れと共に熊次郎の立廻先六ヶ所には巡査二名宛を組合はして張込ませて置いた。然し其の山狩も何等の効果なく、張込先へも姿を見せなかつた。熊次郎が逃げ込んだ山林の地勢は前にも一寸書いて置いた通り、周圍は一帶の開墾地域で、次から

次へ密林が並んで居る。人家があつても夫れは極めて疎な開墾地で、何れも十數町の間隔がある。而も、恰度時節が夏作物の收穫期だつたので、西瓜や瓜が到る所の畑に成熟して居り、玉蜀黍も食べ頃に實つて居た。故にたとへ他から食物を供給されなく共、之等の物を振ぎ取つて食つて居れば當分餓死の虞は無かつた。夫れかあらぬか熊次郎は山林へ逃げ込んでから八月二十四日の夜迄、更に其の姿を現はさなかつた。

警察の方でも張込巡査の數を増したり、刑事巡査で別動搜索隊を編成して包圍地内に散在する千三百戸の戸別捜査を行つて見たが、熊次郎の消息は矢張り不明であつた。「熊は何所かの森林中で首でも縊つて居るのではないか、腹でも切つて居るのではないか」と噂する者も出来て來た。

果然八月二十四日の午後八時頃、熊次郎に睨まれて居る土屋忠治方の前の暗い道路を歩いて居る影の様な男があつた。警戒中の消防組員が「誰れだッ」と誰可すると、怪しい男はものをも云はずに山林中へ逃げ込んだ。適切に熊次郎だと云ふので又騒ぎ出した。其の翌二十五日午前二時頃、熊次郎は又菅澤寅松方の庭に現はれ、寅松の母に發見されて逃走した。

茲に於て熊次郎は附近の山林に潜み、土屋忠治、菅澤寅松を狙つて居ると云ふのが瞭きりと判つた。其處で八月二十四日、同二十六日、同二十七日の三回に順次應援警察官の數を増加して、百三十名とし、樞要地點の警戒を嚴重にすると共に、開墾地内の人家を戸口調査的に檢索して見たが、矢つ張り手掛



りが無かつた。

斯くも嚴密な捜査隊の目を晦ましつゝ、熊次郎は二十五日の午後九時頃、多古町飯笹登戸開墾地の権名利一郎方へ遣つて来て同家に潜み、二十七日午前一時頃に同家を立ち去つた。利一郎は元荷馬車輓で熊次郎とは心安かつたので、彼れが立ち去る時には飯を炊いて握り飯を作つて遣つた。

其の日の午後八時頃、印旛郡遠山村字駒の頭の十字路を歩いて居る男があるので警戒員が誰可ずると、彼は驚ろいて山林中に逃走した。警戒員等が其の跡を追駈けて見ると、其處には一枚の單衣が遺留されてあつた。其の單衣は熊次郎が平素着用して居た物であつたので、逃走した怪しい男は熊次郎であつたと云ふ事が明かとなつた。

夫れから一時間位を経た二十七日午後九時頃、熊次郎は香取郡本大須賀村多良貝開墾地の遠藤喜四郎方へ出て来て、食事をさせて呉れと頼んだ。喜四郎が彼に飯を食べさせて、單衣一枚と握飯とを與へたら、又其のまゝ山林深く籠つて仕舞つた。夫れから四日目の八月三十一日午後十時頃、久賀村高津原開墾地の石田彦治方へ出て来て、飯が慾しいと泣き付いた。彦治も前から知合の間柄なので、乞ふがまゝに飯を炊いて食べさせ、握飯と鶏卵とを與へたら熊次郎は夫れを持つて又山の中へ遁入つて行つてしまつた。

斯様に熊次郎は度々出没し出した。けれども食事を與へたり、品物を恵んだりした人々は彼に同情

をしてか、夫れ共後難を恐れてか、捜査官憲へ届けて来るのは、何れも熊次郎が立ち去つて十數時間も、甚だしいのになると一晝夜以上も経過した後であつた。故にそれが直接に足取捜査の資とは成らなかつた。其所で彼の親戚、知己、職業上の關係等の立廻見込先を調査し、名簿を作つて見ると久賀村栗澤村、本大須賀村、多古町、山倉村、大須賀村、香西村、遠山村、富里村、千代田村、東條村、常盤村、鳴濱村、八街町の二町十二ヶ村に亘つて百五十八家の多きに達した。勿論之等の關係筋へは特別の注意を怠らなかつた。

(六)

相手は高が一人の殺人放火犯人だ。其の犯人逮捕に多數の警察官が専從して、大體其の居る場所の見當も付きながら往復數日を経過するのは如何にも残念であつたので、警察當局は斷然大規模の捜査法を執り、一舉に犯人を検挙仕様と決心して、警察官二百名と消防組員三千名を召集した。

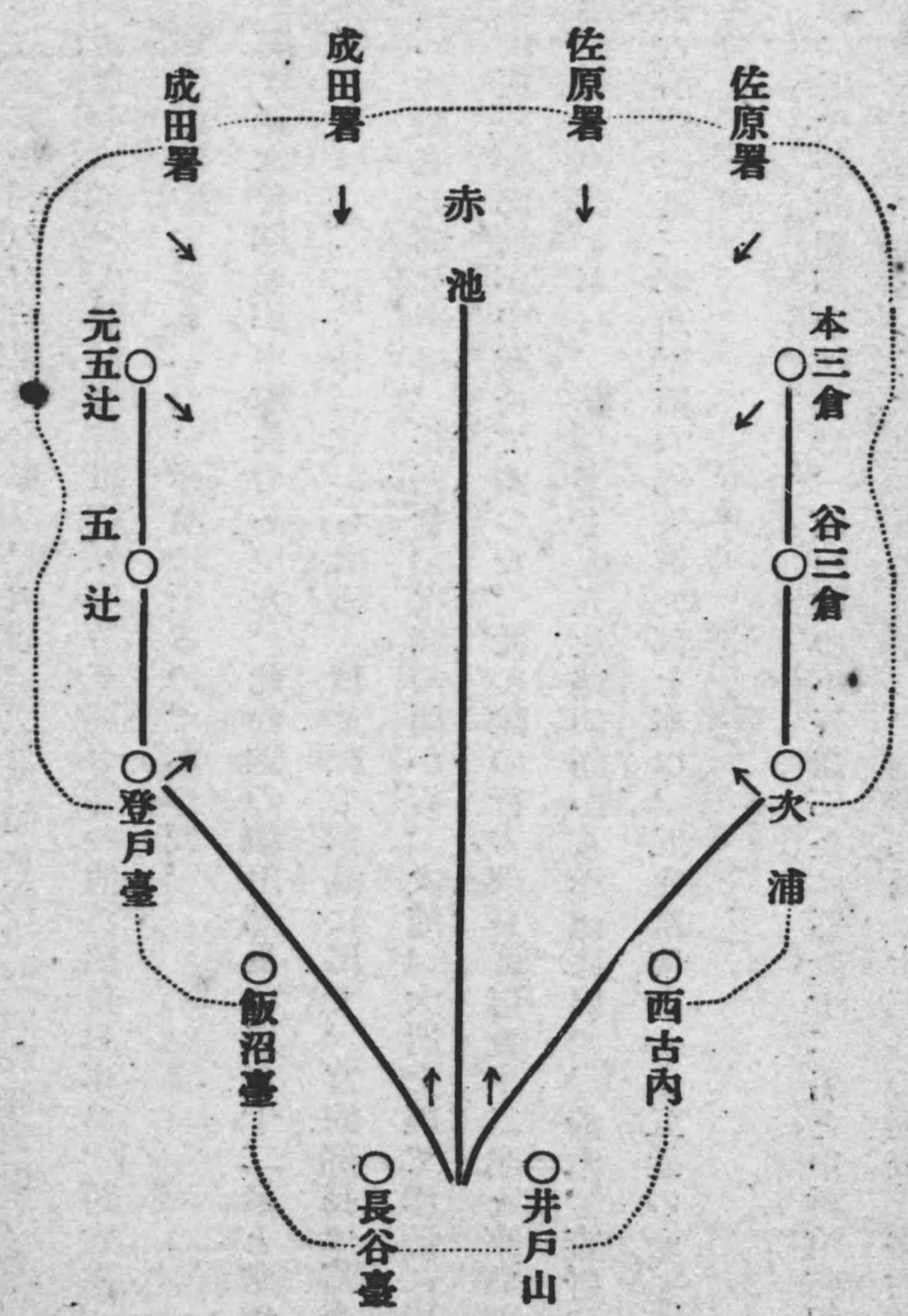
茲に於て野村千葉縣警察部長は捜査本部を多古警察署に置き、刑事課長、保安課長、高等課長を參謀として包圍檢索の方策を樹てた。之に依ると警察官百名に消防手七百名を以て搜索區域の周圍警戒と要所の張込に當らせて犯人の脱出を防止し置き、他の警察官百名と消防組員二千三百名を以て大搜索隊を組織し、包圍區域内の山と云はず野と云はず、風潰しに狩り立て、見る事にした。其の搜索隊は四ヶ中隊と別動搜索中隊とで編成され、大宮警部を大隊長として之を指揮せしめた。







屬し、遊撃的に包圍地内一圓を檢索する事に定めた。之を圖示すると次の通である。



此の搜索に當つて搜索員に達せられた注意事項は次の通であつた。

- 一、服装は正服とし（正服なき者は左上胸部に白布に「警」字を標示すること）足許を充分にし、辨當及護身用具を携帯すること。
  - 一、搜索開始前進の場合は、濫に難路を避け又は深藪、鬱林内等の搜索を等閑にするが如きこと斷じて無之こと。
  - 一、搜索區域内の居宅内等にして、犯人の潜伏したりと認めらるゝ處は、承諾を得て搜索すること。
  - 一、濫りに前進にのみ努め、搜索の粗漏に亘るが如きこと絶対になきこと。
  - 一、輕舉盲動を戒め、風聲鶴唳に惑はされ隊形を亂さざること。
  - 一、前進の際は左右部隊と連絡を保ち、一部のみ特別行動に出づるが如きことなき様、時々配屬巡查に於て警笛を吹くこと。
  - 一、搜索に當りては地上のみならず樹上其他屋上等にも注意すべし。
  - 一、舉動不審者取調の際は消防組に於て之を包圍せしめ、警察官に於て取調をなすこと。
  - 一、犯人發見の場合は銃を連射（獵銃又は拳銃）して合圖とす。（以上）
- 而して搜索員が護身用として携帯して居た武器は、縣から貸與した拳銃二十五挺と、其の他は木劍又は棍棒の類であつた。



以上の様な計劃の下に堂々たる隊形を作つて、終日威勢よく山狩を行つて見た。だが此の時も岩淵熊次郎は、天に匿れたのか地に潜んだのか影も形も見せなかつた。

此の山狩に失敗した捜査本部は、九月二日から人員を減じ、百五十名の警察官を以て菅澤寅松方外七ヶ所の張込警護と、本大須賀村開墾地方面の捜索に當らせたが、九月四日に至る迄熊次郎の消息は絶へて聞えなかつた。

尤も九月二日の午後九時頃、菅澤寅松方の裏手山林中で、ガサ／＼と人が潜行して居る様な氣配がした。警戒員は耳を聳て注意して居たが、間もなく其の物音も止むで仕舞つた。地域の關係で夫れは熊次郎で有つたらしいと想像するだけに過ぎなかつた。

所が九月四日の夜、彼は久賀村字出沼の山倉東一郎方へ来て食事を乞ひ、握飯若干を恵まれて姿を晦ましたと云ふ情報があつた。越へて九月七日の夜久賀村出沼の山倉軍司方で草刈鎌を一挺窃取されたが、夫れは熊次郎の仕業であつた。其の翌九月八日午後十時頃、彼は又出沼に現はれて、以前からの友人山倉寅吉方へ行き、飯を食はせて呉れと頼んだ。寅吉は之を承諾して米五合に麥二合を入れて炊いて遣ると、彼は夫れを食つて後握飯を三個作つて又もや山林中へ逃げ込んだ。

話は別だが九月五日多古町消防組第七部の消防手小野田好一(四二)と云ふ人が心臓病で死亡した。小野田消防手は以前から心臓病の持病があつたのだ。九月一日の大山狩には小野田消防手も包圍線に

立つ一人として加はつて居たので、事あれかしと待ち構へて居た新聞紙は兎熊捜査の直接犠牲者の様な風に書き立てた。山狩勤務が少しでも同消防手の病を重らせたものとするれば、洵にも氣の毒な次第であつた。

話は戻つて、九月九日の夜、大頭、小川の二巡査は、熊次郎の懸敵菅澤寅松の兄に當る、久賀村字高津原の菅澤茂平方物置の蔭に隠込んだ。其の夜同家の、軒下に蹲まつて、土臺を軽くゴト／＼と叩く者があつた。二巡査は

「誰れかッ」と聲可すると、物をも云はずに立ち上つて一目散に逃げ出した。「熊次郎だ」と思つた巡査は直に其の跡を追跡したが、暗の中に其の姿を没して終に空しく長蛇を逸した。夫れは午後八時半頃の事であつた。

其の翌十日午後八時頃、熊次郎は親族に當る久賀村字大門の菅澤鐘衛方へ現はれた。彼は鐘衛方で夕食を喫し、米一升を炊かせて夫れを炊に入れ、梅干一握程を貰つて午後十一時頃同家を立ち去つた。

例に依つて、出沒したと云ふ届出は十數時間も経過後で、今更追跡の仕様もない。捜査に従事して居る警察官は、何れも唾拳を握つて残念がるより外は詮すべが無かつた。

九月五日からは警察官を百名に減じて包圍的の警戒を解き、犯人脱走の道を開いて夜間樞要地點八



ヶ所に張込み、熊次郎が出て来る所を逮捕し様と企てた。又開墾地内の民家を風潰しに捜査して廻る事が一再でなかつたが、何れも徒勞に終つて捜査官憲の苦心は酬ひられなかつた。

## (七)

九月十一日も前日同様に、晝は開墾地内の戸別を捜索したが、熊次郎の消息が判明しないので、其の夜又もや要所に張込をする事になつた。熊次郎の舊主人であり、彼が敬服して居る五木田太郎吉方も前から張込の場所の一に這入つて居た。其の夜五木田方の張込を命ぜられたのは多古署の河野、伊藤の兩巡査であつた。

五木田の家は村でも屈指の富豪で、土蔵、



林森近附方治忠屋土原津高村賀久

長屋門、厩舎等があり屋敷内も相當に廣かつた。河野、伊藤の二巡査は同家居宅の裏手にある山際の檜の植込に蔭れて様子を窺つて居た。時刻は正に宵闇とも云ふべき午後八時半頃、裏山の夏草を踏んで、忍びやかに降りて来る一人の男があつた。彼は前後を見廻しながら二段になつた高さ一間ばかりの山道をおづ／＼辿りつつ裏庭に降り切つて、居宅の裏口へ向つて歩いて居た。其の時河野巡査は隠れ場所からつと飛び出して誰可した。

## 「熊次郎待て！」

飛び上る程驚いた黒い影法師の様な男は、振り返つて元來た山路へ逃げ入らうとした。河野巡査はいさなり彼に組付かうとして飛び掛つた。キツと見返つた男は無言の儘、手にした長柄の鎌を横に振つて巡査の左頸に斬り込んだ。河野巡査は「ウム……」と唸つたまま前にのめつた。怪しい男はあわてふためいて山の中へ這ひ上らうとした。四五間離れた所に張込んで居た清水巡査も、闇の中から河野巡査と殆ど同時に飛び出し、影の様な男に追ひ縋りながら得物の棍棒で思ふ様打ち据へた。確かに手應へがあつたが、曲者は又這ひ上つて一目散に生ひ茂る闇の山中へ駆け込んで姿を消した。四五間追ひ駆けたが、清水巡査は闇の山林中で方角が立たなくなり、直ぐに引返して倒れた河野巡査を抱き起した。見れば左の頸部を深々と斬込まれて既に息は絶へ果て、居た。嗚呼！悲惨。多古警察署勤務巡査河野昱太郎は哀れ三十歳を一期として、草深き久賀村の野邊で兇漢岩淵熊次郎の毒手に蒐り、悲壯な殉職



を遂げたのであつた。

清水巡査は即刻河野巡査殉職の顛末を上司に報告した。此の報を得た上司も同僚も皆泣いた。其の翌日新に増派された警察官を合して三百餘名は、多古署演舞場に設けられた祭壇に安置されて居る河野巡査の靈前で、涙の中に嚴肅な式を擧げ「近く必ず兇漢岩淵熊次郎を逮捕して地下の英靈を慰める」と云ふ事を誓つた。

九月十二日河野巡査の弔合戦の様に勇み立つた三百名の警察官は、今日こそ熊次郎を逮捕し様と云ふ意氣込で、周圍四里餘の地域内を隅から隅迄探索したが、其の時も亦効果はなかつた。翌十三日も前日と同様に専ら三百名の警察官で山狩をして見たが、矢つ張り之と云ふ端緒が得られなかつた。日の落つるに連れて緊張し切つた三百餘名の警察官も悲憤の拳を握り締めて、思はず太息を吐く者もあつた。十二日の夜から熊次郎の立廻る見込のある家には警察官が泊り込み、睨まれて居る者等の宅へは張込んで警戒し、樞要地點の手配等も更に其の手を緩めなかつた。

熊次郎は暫く姿を見せなかつたが、夫れから四日目の九月十四日午後八時頃、栗源町字澤の堀越松五郎方へ出て来て食を求め、尙ほ握飯を作らせて持つて出た。其の夜十二時頃、久賀村四角山の土屋忠治方に張込んで警戒して居つた宮崎巡査部長が、後ろの山中で人の忍び歩く様な足音を聞いたので懐中電燈を照して調べて見たが何の事もなかつた。暫くすると又一方の立樹の枝に立て掛けてあつた

材木がばたりと倒れた。部長は直ぐに駆け付けて其の邊りに蹲んで居た黒い影を目掛けて、手に持つ竹棒でウンと一つ擲り付けた。アツと云つて立ち上つた所を又續け様に二ツ三ツ擲り付け、怯む隙に持つた竹棒を投げ棄て、組付いた。勇ましい聲で巡査部長は叫んだ。

「熊次郎！ 静かにしろ」

「僕だ、僕です、加瀬巡査です！」

組敷かれた黒い影は加瀬巡査であつた。加瀬巡査も何だか立樹の影で怪しい物音がしたので熊次郎が出たのだと思ひ、足音を忍ばせつゝ這ふ様にして茂の中を物色して居たのであつた。宮崎部長も顔を赭めて頭を掻いた。腫れ上つた殴打の跡を押へて立ち上つた加瀬巡査も、淋しい苦笑を浮べた。何分闇の中の活動であつたので、こんな喜劇も演ぜられたのだ。

熊次郎は其の後も度々出没した。九月十八日の午後十二時頃には久賀村出沼の穴澤芳治方で鶏一羽を盗んで逃げた。其の夜同所の三枝侃治方の炊事場から、白米が一升位入つて居る桶を盗んだ。同月十九日の午後七時半頃には、出沼の山倉要藏方に遣つて来て、前夜盗んだ鶏と米とを出し鳥飯を炊いて呉れと云つた。要藏が其の通りに鳥飯を炊いて遣ると、夫れを食つた上握飯を拵へて又山籠をした。例に依つて夫等の届出は、何れも熊次郎が立ち去つてから相當時間を経過した後であつたので、警察側でも洵に困つた。



九月二十日に至つても、多数の警察官は唯奔命に疲れるのみで更に効果が擧らない。捜査本部では其の方針を變更し、夫れ迄百三十餘名であつた専従者を八十名に減員した。而して戀敵菅澤寅松、寅松の兄菅澤茂平、及情婦を逃がさせたと思はれて居る土屋忠治の三家へは、三名乃至八名宛の警察官を警護を兼ねて常置的に張込ませ、熊次郎の兄岩淵清次郎、舊主人五木田太郎吉方及び熊次郎の妻「よね」の弟五木田清方へは、各四名宛を配置して監視をさせた。捜索係は刑事事務の巡查二名又は三名を一組とし、手分をして包圍地内一帯を根氣よく探索させる事にした。之等の監督は警部二名と警部補四名が之に當り、鈴木刑事課長が之を統べて居た。尙ほ本部には十名の豫備員を置いて、配置員の補缺、不時の事變には何時でも應ぜらるゝ様にして居た。以上の外捜査従事員の健康保全と、傷病救護の爲め衛生技師一名が現場に来て捜査本部に詰めて居る事にした。

此の外、佐原署管内では警部以下三十四名、小見川署管内では十名、成田署では二十七名、成東署では二十八名の警察官を以てこれが捜査に當らせる事と定めた。

所が九月二十一日の事、熊次郎が立廻る虞があるとして看視的に警察官を張込ませてある五木田太郎吉は、熊次郎の兄清次郎外一名の名で自首勧告の印刷物を二千枚印刷して、出沼を中心にした開墾地内の各戸に配布し、尙ほ二十二日からは山の中へ這入つて撒布し度いから諒解をして呉れと、捜査本部へ申し出た。夫れは「どうか其の通り御依頼する」と云ふべき性質のものでもないが、又別に捜査に

支障を來す様な點もなかつたので、其の自由に任せて置いた。

熊次郎は又九月二十一日午後九時頃、栗源町宇澤の明石正治方へ来て食事をした上、握飯を持つて出て行つた。翌二十二日の夜は久賀村出沼開墾地の山倉寅吉方から鷄一羽を盗んで行つた。

警察の捜査は引續いて行はれたが、之と云ふ目星しい端緒も得なかつた。九月二十三日の午後六時半頃、警戒勤務で交代の爲めに四名の巡查が張込地點へ向つて行く途中、佐原街道から四五丁出沼の方に寄つた山道で熊次郎の様な風の男を見付けた。ソレッ！と云ふので四名は一齊に其の男を追駈けた。一番先に立つた巡查は殆ど追つ付いたので、手にした鹿口を以て背後から一撃を加へた。彼れは夫れにも怯まず、道なき山中の藪の中へ潜り込んで其の姿を晦ました。四名は懐中電燈を照して四邊を隈なく探し求めたが終に發見するに至らなかつた。

斯くして日數は次第に重ねられて行く。世人は様々の方面から捜査當局を批難する。地元では又種々の流言を流布する者があつて捜査方策に支障を來さしめる點も少くなかつた。二十四日の夕刻、久賀村二本松の桑畑で十四歳になる少女が熊次郎に出會ひ「俺が此所に居ると云ふ事を人に話すと殺すぞ」と脅されたと云つて泣く／＼歸つたと云ふ様な浮説があつた。調べて見ると、二本松の自轉車屋の近所へ、大勢の子供が集まつて騒々しいので、若い者が「騒ぐと熊が出て來て殺されるぞ」と戯言を云つたのが、尾に嘘が付いて噂となつたのであつた。





林森中送る至に地報開徒飯町古多りよ原津高村賀久

九月二十四日からは熊次郎の消息は全く聞へなくなつた。同人に同情を持つた消防組幹部山倉多四郎等が其の隠匿行爲を初めたからだと云ふ事は後で明かになつた。茲に於て捜査本部に於ては、九月二十八日最後の方策として、熊次郎が狙つて居る菅澤寅松や土屋忠治の居所を變へ、彼を誘ひ出して逮捕し様とした。之は一面に於て是等の人々を保護する上に於ても必要であつたからだ。其處で菅澤寅松は印旛郡公津村字宗吾に、土屋忠治は東京市内に何れも警察官保護の下に其の居所を移轉させた。同時に一夜十一ヶ所乃至三十二ヶ所の張込を爲し、晝間は戸口調査又は山林、洞穴、空家、木小屋等の検索を爲して犯人檢

舉に出来る限りの努力を拂つた。

以上の様な状態で、熊次郎檢舉の爲めに行はれた捜査の手段は、山狩二十四回、内消防組員を參加させたのが五回あつた。木小屋、洞穴、空家等の検索二十五回、立廻見込地域内の戸數千九百十七戸に對して、戸口調査的に捜査を爲したのが十四回乃至三十四回であつた。

(八)

連日捜査の疲勞は兎も角も、犯人の消息が五里霧中に入つて居るので、多古警察分署の捜査本部は重々しい空氣に包まれて居た。

九月二十九日の夜も空しく明けて三十日の光が僅かに東の空を白めて居る。其の時夜露でしつとりとした消防服の若者二人が、あわたくしく多古署の受附へ駆け込んで來た。

「熊次郎が居りました。出沼の山の中に潜伏して居るのを發見しました。」

「何！熊が居た？」

「何所だ！何處に居たんだ？」

捜査本部には遽かに明るい空氣が漲つた。豫備の警戒員も出て來た。休息中の私服も飛び出して來た。何れも甦き上つた様な晴々しい顔色をして二人の消防手を取圍んだ。

消防手の報告は直ぐに刑事課長に達せられた。「捜査班に屬する巡査十五名と、附近張込警戒中の九



名、及多古署員十名を以て、発見した熊次郎潜伏地點の山林を包圍し、之れを逮捕せよ」と云ふ命令は猶豫なく發せられた。命を受けた警察官は二人の消防手を案内として宙を飛ぶ様に現場に駆け付けた。現場と云ふのは香取郡久賀村字出沼の通稱「イモジ」と云ふ、同所多田益四郎所有の松や雑木が繁茂して居る丘陵の中腹であつた。該處には熊次郎が、頭を西にして藁蓆を枕にし、仰向に寝ながら苦悶して居るのであつた。逮捕に向つた警察官は案に相違して暫く手持無沙汰に突立つた。其處には兄の清次郎を始め、五木田太郎や消防部長山倉多四郎外數名が犯人を取巻いて居る。熊次郎は頸部に六ヶ所の剃刀で切つた傷がある。身體の一部は痙攣を起して既に瀕死の状態にあつたのだ。調べて見ると発見に到る迄の様子は斯うだと云ふのだ。

二十九日の夜は久賀村字出沼の消防組員十六名が三名宛一組となつて、交代に区内の巡邏警戒をして居た。最後の巡邏番に當つたのは、同所の多田益四郎(三七)日下部三次呂(二七)鈴木一郎(三一)の三名であつた。彼等が区内の山倉源太郎方屋敷内を巡邏して居ると、谷を隔てた西の方二丁ばかりの山の中から人が苦悶して居る様な唸り聲が聞えるのであつた。其の方向には熊次郎方の墓地があるので、熊次郎が自殺でもして苦しんで居るのだと直覺した。三人は直ぐに兄の岩淵清次郎に急報した。清次郎は丁度來合して居た親戚の和氣佐次郎と共に其の場に行つて見たら、夫れは頸を切つて自殺を企て苦悶して居る熊次郎であつた。兄が來た事を知つた熊次郎は

「五木田の旦那を迎へに行け」と苦しげに一言云つた切りで昏睡状態に陥つた。清次郎は和氣佐次郎と相談して五木田太郎吉に其の旨を報ずると共に、消防組員二人を捜査本部へ急がせて届出たのだと云ふのであつた。熊次郎を発見したのは九月三十日午前四時頃の事であつた。熊次郎の倒れた場所から東の方十一間位の所には岩淵清次郎方の墓地があつた。

警察は直ちに大竹警察技手外二名の醫師を呼んで應急の手當をした。熊次郎の傷は前頸部に長さ十糎半、深さ皮下に達する切傷と外に五ヶ所の擦過傷があつた。だが身體が妙に衰弱して身體の一局部には痙攣を起して居る所もあつた。此の創傷の様子では、特殊の變化なき限り生命には別條がないと云ふのが、一致した醫者の意見であつた。熊次郎の倒れた場所には米飯や茄子の漬物の混つた吐瀉物があつた「茄子の漬物」夫れは現場に臨んだ警察官の注意を引かないでは置かなかつた。

熊次郎は、兎も角も一旦兄清次郎の家人擔ぎ込んで療養を加へる事になつた。「鬼熊」の名で天下に語られた岩淵熊次郎も、其の日の午前十一時二十分兄清次郎方で靜かに瞑目した。全國の各新聞は何れも「鬼熊逮捕さる」と云ふ號外を出して久賀村の一殺人放火犯人の最後を騒ぎ立てた。

## (九)

「熊次郎が此の嚴密な捜査網の中で巧に其の處在を晦まして居るのは、誰れか彼に其の便宜を與へて居るのではないか？」と云ふ疑は、獨り警察當局のみならず、世間一般の人々も抱いて居た。けれ



ども彼れ熊次郎が逮捕される時迄、終に其の確證が擧らなかつた。

熊次郎發見の報を得て現場に駆け付けた警察官は、其の嘔吐物たる茄子漬の残片や、白飯の出所に先づ疑の目を光らせた。見れば彼の顔貌は疲勞に瘦せが見えるけれども、頭髮等は剃刈して大して日數を經過して居ない様だ。夫れに彼の枕許に集まつた兄清次郎や多田幾四郎等の様子がどうも變である。尙ほ又熊次郎は毒物を嚥下して居る様な風もある。其の上こんな風評も官憲の耳に入つた。二十八日の夜、村の某が熊次郎宅の傍を通行した所が、空家の筈の其の家の中で咳拂の聲がしたのを聞いたと云ふのである。夫れのみならず、二十九日には兄清次郎の宅へ熊次郎が立廻つたと云ふ風評が高かつた。そこで愈々捜査の歩を進めて見ると、久賀村消防組第七部長山倉長次郎(三九)同小頭三枝侃治(三八)同副小頭多田幾四郎(三七)同消防手鈴木一郎(三二)東京日々新聞社佐原町通信員坂本齊一(三八)熊次郎兄岩淵清次郎(四二)熊次郎義兄脇佐次郎(三九)等が夫の様に犯人藏匿又は自殺幫助等の犯罪を犯して居た事が判明した。

夫れは九月二十五日の夕暮の事であつた。久賀村消防組の第七部長を勤めて居る山倉長次郎が所用があつてふと表に出ると、土藏の蔭に一人の男が忍びやかに蹲つて居る。長次郎が夕闇を透してよく見ると、夫れは紛れもない熊次郎であつた。長次郎はツカ／＼と其の側へ行つて小聲で囁いた。「オイ熊さんじゃないか！どうしたのだ」

月餘に亘る山籠に、流石の熊次郎もげつそり瘦が見えて、鬚も頭髮も伸び放題、さながら山男の様な顔の中から爛々たる眼が鋭い光を放つて居た。

「俺アもう駄目だ！俺ア三日の中に自殺する者になつた。俺もどうせ死ぬるのなら今一度生れた家の飯が食ひ度いのだ。兄貴に傳言をして呉れないか？……其れから多田の幾さんに遇ひ度いのだが何とか骨を折つて呉れないか？」

弱々しい聲で熊次郎は哀願するのであつた。長次郎は可愛想だと思つた。

「ウムよし俺れが引受けた。幾四郎に遣はせて遣らう。じゃア彼處の火の見櫓の下で待つて居れ。それから清次郎さん方へも云つて遣らう」と請合つた。長次郎は其の足で幾四郎方へ行て同人を呼び出し、一緒に火の見櫓の下で熊次郎と密に會合した。

「熊さん、もう自首したらどうだい。俺等は其の方がよいと思ふが」

二人は交る／＼自首をする様に勸めて見た。けれども熊次郎は聽かなかつた。

「いや、俺は死ぬる。自首するのは嫌だ。」

どうしても熊次郎が自首する事を肯じないので、幾四郎と長次郎も當分熊次郎が見付けられない様にして置いて、自殺をさせて遣る方がよからうと相談を決めた。

「熊さん、お前は自殺すると云ふが、どうして死ぬるんだ」と幾四郎は聞いた。



「俺は剃刀を持つて居るから之れで喉を切らうと思つて居る。だがもう錆びて切れ相にない。お前これを磨いで来て呉れないか。」と云つて幾四郎に錆びた一挺の剃刀を出して渡した。幾四郎は之を承諾して受取つた。

其の夜十時頃、二人は熊次郎を長次郎方の裏山に匿して置き、幾四郎は握飯三個と漬物を持つて行って食事をさせ、尙ほ菓子一袋と藁草履一足を與へた。

其の翌二十八日の朝、多田幾四郎は久賀村出沼の消防事務所で山倉長次郎に出會つた。幾四郎は長次郎を物蔭へ呼んで。

「長さん、熊を何時迄も彼處に置いては見付かるかも知れないから、山倉憲三郎さんに頼んで彼所の裏山へ匿そうではないか」と相談した。長次郎はかぶりを振つた。

「駄目だよ幾さん、そんな事をしては却つて見付けられる元だ、憲さんには知らさない方がよいよ」二人は熊次郎の匿れ場所を變へる事は見合した。だが熊次郎が弱つて居るから今晚鳥飯でも炊いて持つて行き、焼酎を飲まして遣らうと相談した。長次郎が歸つて間もなく三枝侃治が消防事務所に遣つて來た。同人は平素から熊次郎に好意を持つて居たのを幾四郎は知つて居るので、熊次郎を山倉長次郎方の裏山へ匿して居る事や、彼が自殺の決心をして自首を仕様としない事を話した。侃治も早速熊次郎を匿す事に同意した。そして彼に食べさせる鳥飯や焼酎は自分の方で提供すると申し出た。

其の日の夕方、佐原町の東京日々新聞通信員坂本齊一（三八）が多田幾四郎方を訪ねて來た。坂本は此の事件發生以來、他の多くの新聞記者と共に其の情報の蒐集に東奔西走して居たが、幾四郎と熊次郎は前から特別に心安いと云ふ事を知つて居たので、「前から變つた事があれば知らして呉れ、お禮はする」と依頼して居たのだ。幾四郎は坂本を見ると昨朝山倉長次郎方の裏山で熊次郎に遣つた顛末から、熊次郎が自殺の決心をして居る事等を漏なく話した。之を聞いた坂本は他の新聞社を出し抜いて自分の社に熊次郎自殺又は自首の状況を報告して己の手腕を現はそうと考へた。それには當分熊次郎が捜査官憲に發見逮捕される事を防止して置き、其の間に自殺をさせるか、又は自分が差圖をして自首させ様と決心した。坂本は警察が明二十七日に出沼の方の山狩をする計劃がある事を探知して居たので、此の儘に放任して置けば必ず明日は逮捕されるから、幾四郎に熊次郎の匿し場を變へる様に夫れとなく山狩舉行を仄めかして置いた。

其の夜九時頃、幾四郎は侃治から受取つた鳥飯七八合と焼酎一升と外に菰一枚茶碗一個を熊次郎に持つて行て遣つた。長次郎は剃刀と之を磨ぐ爲めの砥石一個とを與へた。其の時明日出沼一帯を警察で山狩すると云ふから、茲を逃げる考で居れと注意を與へた。其の夜十二時頃、消防組部長の山倉長次郎や小頭の多田幾四郎は多古署の越川巡査部長から、「明二十七日の未明に出沼附近の山狩を行ふから消防手の應援を出して呉れ」と云ふ交渉を受けた。二人は承知しましたと云つた。越川部長が歸つ



て後に、二人は愈々熊次郎が発見される虞れの迫つた事を悟つて當惑した。二人は相談して其の夜半二時頃(二十七日)熊次郎の所へ行つて明朝の山狩の話をした上、捜査區域外なる同村字檜小字向田、通稱向山と云ふ所の久藏辰之助所有の山林へ連れて行つて匿した。

坂本齊一は二十七日朝八時頃、多田幾四郎の案内で向山の熊次郎潜伏場所に来て、彼と密に會つた。其の時坂本は熊次郎の行動を賞揚して、此の際自首をした方がよいと勸めて見た。熊次郎は頑として自首する事には應じなかつた。茲に於て到底彼の自殺の決心は翻す事が出来ぬと知つた坂本は、「宜しい、夫れでは君の最期を見届けて上げる。男らしく確かり遣れ。最期の様子は新聞紙に掲せてやるから」と云ふ様な事を云つて自殺を奨励した。熊次郎は賞められて乗氣になつた。自殺の決意は益々固くなつた。けれども其の夜は熊次郎が焼酎に酔つて其の場で熟睡をして仕舞つたので、一旦之を呼び起し、明二十八日に兩人が立會の上で自殺を決行すると云ふ事にして、其の場を引き上げた。其の翌二十八日の夜八時頃、坂本等は又向山の熊次郎の所へ出掛けた。

「熊さん。後の事は心配すな、俺達が前の最後を見届けて遣るから確りと遣りなさい」と彼に勢を付けて附近の肥作場へ伴ふた。熊次郎は其の夜十一時頃、其處で剃刀を以て頸部を斬つた。けれども傷が浅くて死ぬ事が出来なかつた。熊次郎は首を縊ると云ひ出した。彼は其の側にあつた松の樹に兵子帯を吊して其の樹に登つた。けれども兩手で枝を確りと握つて放さない。熊次郎が逡巡躊躇して居る様



熊次郎が死せんとした場所

を見て坂本は云つた。

「熊さん、手を放せ。手を放したら死ぬるのだよ」

それでも熊次郎は手を放さなかつた。そして哀れな聲を出して自分の足を引つ張つて呉れと頼んだ。坂本は傍の多田幾四郎と鈴木一郎とに、三百圓位は自分が出すから熊次郎の足を引つ張つて遣つて呉れと云つた。二人は夫れを承諾して樹の下に進んで熊次郎の足を捉へ様とした。

「俺はもう首を縊るのは嫌だ。外の方法で死ぬる」と云つて其の樹から降りて來た。仕方なく其の日は自殺を中止する事となつた。頸を斬つた時に肥作場に滴つた血痕は、他人に見付けられると熊次郎が此の邊に潜んで居



ると云ふ事が判るからと云つて、幾四郎等はそれを取り去つた。

「何か自殺する刃物を工面して呉れ」と熊次郎は幾四郎に頼んだ。

「では明日の晩俺が出刃庖丁を持つて来て遣るから、それですつぱりと遣れ」と云つて彼等は其の場を引き揚げた。

二十九日になつた。其の日の午後三時頃、多田幾四郎は熊次郎の兄清次郎方へ行た。清次郎方には恰度熊次郎の姉婿に當る脇佐次郎も來合して居た。

「清さん、恰度佐次郎さんも居られるが、昨夜山の中で熊さんが自殺を仕様として手頃の刃物がないので仕損なつた。何か都合の好い刃物があれば持つて行て遣るが、お前さん等二人で介錯して遣つたらどうだ」と勧めた。けれども清次郎も佐次郎も介錯をして遣る考は無かつた。色々相談の末刃物でやるよりも毒を嚙ませる方がよいと云ふ事に協議が纏つて、佐次郎の方で毒物を手に入れる事になつた。

其の日の午後四時頃、脇佐次郎は多田幾四郎と共に本大須賀村字前林の自宅へ歸つて別居して居る父福松の所へ行き、熊次郎が自殺を決心して居るのだが、其の死ぬ方法に困つて居るから、毒藥ストリキニト木を呉れると云つて貰つて歸つた。佐次郎は又自宅から「もなか」二個を持ち出した。彼は出沼に歸る途中で之を割り、餌の部分に其の毒藥を入れて元の通に合した。二人は夫れを持つて其の日午後

八時頃、清次郎方の裏手竹藪の中に匿れて居る熊次郎の所へ來た。幾四郎は其の附近に立つて見張をした。佐次郎は熊次郎の傍に行つて

「之を食つたら死ぬる事が出来るから」と云つて「もなか」を與へた。熊次郎は夫れを食つた。時間の經つに従ひ毒藥が廻つて、熊次郎は嘔吐をしたり痙攣を起したりして容體が悪くなつた。幾四郎等が「熊次郎を發見した」と云つて捜査本部へ届出させたのは其の日の未明であつたのだ。

(十)

「千葉の鬼熊事件」は犯人の死亡のみでは片付かないで、犯人藏匿とか自殺補助とか色々面倒な問題を後に残した。

本件の捜査に於て、一人の犯人逮捕に斯くの如く多數の専従警察官を要し、斯くの如く永き日數を費した事情には色々の原因があるが、先づ次の様な諸點が其の主なるものであつた。

- 一、地勢が原野、密林、開墾地等であつて、包圍區域が恐ろしく廣大であつたこと。
- 二、犯人熊次郎は其の邊りの地理に精通して居るのに反し、應援警察官は地理に通じて居なかつたこと。

三、恰度其の季節は農作物の繁茂期で、身を隠すのにも野宿生活をするにも便利であつたこと。

四、同地方は政黨關係の軋轢が烈しく、其の前に貴族院議員選舉違反事件を檢舉した事があり、本



件に就ても各種の流言が多く、動もすると此の機に警察を利用せんとする傾向があつたこと。

五、新聞通信の特派員五十餘名も同地に入り込み、動もすると捜査の敏活を妨げたり、捜査方針の秘密を保つに困難であつたこと。

六、捜査区域内の下流民は一般に犯人に同情を寄せる者が多く、又中流以上の者は後難を慮れて積極的に捜査に便宜を興へると云ふ様な事をしないで、犯人立廻先の申告も常に遅延勝であつたこと。

等だが、何と云つても此の事件は刑事警察の成功ではなかつた。我等は之に似寄つた事件發生の際に於て執るべき方策を研究して置いて、有事の場合に備へ得らるゝ様に豫め準備をして置かなければならない。

### 三、狐憑だと云つて尊屬慘殺(千葉)

日蓮宗信者、いよとやすを責め殺した發頭人……………藤田 勝五郎

やすの實子、勝五郎と共に母と祖母を責め殺した娘……………同 すすい

責められた老姥……………同 いよ

狐が憑いたと云ふので殺された女……………同 や す

- 一、狐の憑いた女は叫ぶ「わしは甚左衛門稻荷の狐だ」
- 二、狐憑の言葉を信じて正氣の老姥を責め殺す
- 三、發頭人の勝五郎は座敷牢の中で酒々、親殺の娘は半狂亂

### (一)

日本の飛行機がローマ迄飛んだ。太平洋の真中を通る汽船と東京とで話が出来る大正十五年の今日、僻陬の片田舎だとは云へ、未だに江戸時代其のまゝの狐憑や狸憑の説が相當な權威を以つて信ぜられて居るのは、日本の文化の爲に何だか心細いものがあるではないか。然も眞實の子や孫達が寄り集り、親身の母や祖母を打つ蹴る、果ては七穴へ熱蠟を流し込んで責め殺したと云ふ事件が、實際にあつたのだから全く驚ろかされる。

千葉縣東葛飾郡福田村と云ふのは、醤油の製造で名高い野田の町から二里半ばかり東南にある淋しい農村である。其の村に藤田忠一と云ふ農夫があつた。彼は、大正十四年一月頃から無断で家出して、其の留守宅には祖母「いよ」(七九)母「やす」(四五)叔父勝五郎(三九)妹「すすい」(一九)の四人が小さい家屋敷と一反餘の畑を持ち、他人の田三反歩畑六反歩を小作して微かに生計を管んで居た。

平和な暮しにも忠一の身を案じ過ぎた爲か、大正十五年七月十五日頃から突然に母「やす」の氣が變



になつて来た。「やす」は手付から顔付まで、まるで狐の様な素振をする。赤飯や油揚を慾しがつて途方もない事を口走る。家族の者は「適切り之れは狐が憑付いたのだ」と信じて仕舞つた。

忠一の叔父の勝五郎(三九)は、忠一の祖母「いよ」の長男で「やす」には實弟になる。勝五郎は尋常小學四年で學校を下つて後は農業に従事して居たが、大正九年頃から二三年東京府下三輪町の屠殺場で屠手として居た事もある。二三年前からどうも氣が變になり、日蓮宗の信者となつてからは其の動作が愈々狂的になつて来た。曾ては中山法華經寺を始め、各地の法華宗の寺を修業して廻り、同郡内小金町の法華寺でも修業するのだと云つてお籠をして居た事もあつた。それが本年一月三日に福田村の自宅へ歸り、佛前に日蓮の軸物を掲げ、夜も晝も碌々食事もせず太鼓を敲いてお題目を唱へ續けて居るのであつた。時には自分ばかりでなく家内の者にも一緒になつて題目を上げさせ、食事もさせない様な事が度々あるので、家族もほと／＼持て餘して居た。勝五郎は姉の「やす」に狐が憑いたと云ふ事になつてからと云ふものは、家族の者に信心が足らないからだど叱り付け、「日蓮様を信心してお題目を唱へて居れば狐は逃げ出す」と云つて、眞言宗であつた同家を全部日蓮宗に改宗させ、尙ほ懸命にお題目を唱へさせた。それが「やす」の狐を追い出す唯一の方法だと彼は素より信じ切つて居り、家族の者にもとう／＼信じさせてしまつた。

## (二)

「やす」の病勢は夫れ以來暮る一方であつた。藤田の家からは毎日毎夜、法華太鼓に合わせて皺枯れた題目の聲が喧しく漏れて来て、近所の人々に眉を曇めさせた。

一月十七日の事であつた。藤田の家では大變な事が持ち上つた。

初め「やす」は妙な手附をして起ち上つた。

「わしは甚左衛門殿のお稻荷様から来た狐だ。さあ油揚を持つて来い。赤飯はないか」等と飛んでもない事を喋べり出した。

家族は素より親戚の藤田勘左衛門や荒井紋左衛門等は心配して、醫者を頼もうか御祈禱をして貰つたものかと、色々協議をして見たが、勿論彼等によい工夫は浮ばなかつた。

其の夜も勝五郎は家族や親戚を佛間に集め、一心に太鼓の音に合わせてお題目を唱へて居た。其の時「やす」は突然に起ち上つて、老母の「いよ」を指しながら叫んだ。

「わしの狐は此の婆さんから来たのだ。一疋来たのは歸したが。又来た。あの婆さんが大きな口をバク／＼と開ける度に、狐がビョ／＼飛び出して来て、わしの身體に這入つて来る」

一座の視線は「やす」に集まつた。「やす」はグ／＼笑ひ乍ら老母の「いよ」を指して狐の様な手付をして居る。

夫れ迄お題目を唱へ續けて居た勝五郎は屹となつて振り返つた。彼の眼光は異様に輝いて居る。



「そうか？そんなら俺が追ひ出してやる。さあ「すい」も来い。紋左さんも勘左衛門どんも手を貸して呉れ」

勝五郎はツト立ち上つて爐の邊に暖まつて居る老母「いよ」の手首を掴んだ。何の病氣も持たぬ正氣の老母は驚ろいた。

「わしは狐じゃない。「やす」の狐はわしから出たのではない。わしには狐は居らない」

勝五郎の血相を見て、老母はどうも自分に危険が迫つて来る様な氣がするので、一生懸命に辯解をするばかり、立ち上らうとはしなかつた。

「何を云ふのだ。此奴は強情な狐だ。さア立て、おのれ立たんか」

と怒鳴り散らし乍ら、逃げ様ともかく老母「いよ」を無理に座敷に引き摺つて来た。老母は生きた心地もなく其所に坐つて居た。

「俺が狐を追出して遣る。紋左さんと勘左衛門どんは足を押へて居てお呉れ。「すい」も前もお祖母さんに憑付いて居る狐を追出すのだから早く来て一緒に手傳へ。お祖母さんじゃない。狐だから狐と思つて遣るんだよ」

呆然と坐つたまゝ見て居た「すい」も、叔父の言に従つて立つて来た。勝五郎と「すい」とは「いよ」の左右から手を執つて仰向に倒した。紋左衛門と勘左衛門は其の兩足を押へ付けた。

「サア狐奴！出て行け！出ないか！」

勝五郎は倒れた「いよ」の手を持つたまゝ、米俵でも締める様な態で胸の邊を力を込めて蹴つた。「すい」も勝五郎に見習つて、同じ様に祖母の胸を蹴つた。

「フツ」と聲を擧げて「いよ」は苦しさに喚き叫んで泣き立てた。

「サア出よ。ど狐奴！之れでも出ないか？」

勝五郎は「すい」を勵ましながら、尙ほも力を入れて數十回蹴り立てた。「いよ」は肋骨を殆ど全部挫折され、肺出血を起して人事不省に陥つた。

「こうして置けば狐は逃げるのだ。だが狐は毛の中に棲んで居るから、隠れる所がない様に毛を焼いて仕舞はねばならぬ。蠟燭に火を點けて持つて来い。」

「すい」は勝五郎の云ふが儘に蠟燭に火を點けて来た。勝五郎は之れを以て、「いよ」の頭髪から眉毛腋毛、隠毛迄、毛と云ふ毛は大部分焼いて仕舞つた。焼け付く熱さを感じて「いよ」が身動をすると「それ狐が動くのだ。狐は穴の中に居るものだから」と云ひ乍ら「いよ」の鼻やら口やら耳やら、果ては目から肛門、隠門に迄、一寸の軸や火の點じた蠟燭を詰め込み、其の上に熱蠟を溶かし込んで大火傷をさせ、終に「いよ」を殺して仕舞つた。

此の様を見ても別に逃げ様ともしない「やす」は、立つたり坐つたりしながらニヤ／＼笑つて見て居



るのみであつた。

「今度はお前だ！さア来い！」

勝五郎は「やす」を捕へて又押し倒した。無智と迷信とに固まつた「すい」も、紋左衛門も、勘左衛門も、無残にも責め殺された老母の姿を見ては流石に躊躇せざるを得なかつた。けれども狂氣の様になつた勝五郎に急ぎ立てられて、又もや「やす」の手足を押へ共々に打つ蹴るして氣絶をさせ、其の毛と云ふ毛を悉く焼き盡し、其の上、鼻、口、耳から肛門へ迄燐寸の軸や蠟燭を詰め込み熱燭を流し込んで「いよ」同様に虐殺して仕舞つた。夫れは大正十五年一月十七日の夜十時頃から夜半の十二時頃迄に行はれた惨劇であつた。

(三)

事件發生の翌十八日、福田村巡査駐在所へ一人の男が四邊を見廻しながら這入つて來た。

「モシお役人様、瀬戸の忠一方の「おいよ」姪と「おやす」は昨夜の中にコロッと急死しました！」

駐在磯部巡査は驚ろき乍ら直ちに所轄野田警察署へ報告すると共に、現場たる福田村宇瀬戸の藤田忠一方へ馳け付けた。

狐が出たら元の元氣な身體になつて、母の「やす」も祖母の「いよ」も生き返るものと思つて居た娘の「すい」は、何時迄経つても母や祖母は生き返る様子がないので、今更の様に驚ろき乍ら泣き喚い

て居る所であつた。磯部巡査は「すい」を慰めながら聞き糺して見たが碌々答へ様ともしなかつた。ふと見れば屍體は女だが二人共頭髮がない。「不審だなア」と考へながら、先づ現場を荒させない様にして検視官の出張を待つて居た。

間もなく野田警察署から、司法主任錦織巡査部長が出張して來た。型の如く検視をして見ると、屍體の鼻にも口にも異物が挿入されて居る。其の邊には焼け残つた燐寸の軸木や、燃へ屑の蠟燭が散らばつて居る。又家族の寢具には蠟が附着して居たり、座敷には持主不明の衣類があつたりする。家の様子を見ると、其の周圍には澤山の人の出入した様な足跡がある。錦織部長は之等の諸點から見ても昨夜は大勢の人が出入して、何でも澤山の蠟燭を點けて何事かをしたものに違ひないと察知した。

元來此の地方には狐憑と云ふ迷信があつて、精神病者を虐待する風習がある。殊に死亡して居る「やす」は數日前から狐憑に成つたと云ふ話があるのは、駐在巡査も聞いて知つて居た。

之等の事實を基礎として泣き入る「すい」を取調べて見ると、母親の病氣を治したさの一念で、恐ろしい犯罪の下手人となつた顛末を逐一自白した。共犯の荒井紋左衛門も藤田勘左衛門も、夢が覺めた様な顔付で犯罪事實を供述した。

逮捕されても洒々として平氣で居つた勝五郎は、精神鑑定の結果精神病患者だとして不起訴處分に附せられ、永久に座敷牢に檻置される事になつた。十九の娘「すい」は己の犯した行は、尊屬殺人と云ふ重



い罪に該るのだと、役人から知らされた時に、今更の様に悲しさと恐ろしさとが籠み上げて来て、留置場の格子に縋り付いたまゝ、絶へ入るばかりに泣き沈むのであつた。

### 五、鍋掛村の一家妻殺未遂(栃木)

放火殺人未遂犯人……………	高久義平
被害一家の主人……………	高久傳吉

- 一、防火通間に起つた深夜の火災、一家四人が重傷。  
 二、平素に似ず被害者に附纏ふ、彼は親族に偽證を頼んだ。

#### (一)

大正十五年二月七日午前二時頃、栃木縣那須郡鍋掛村の一警鐘臺から、氣魂しく半鐘が鳴り響いて里人の夢を破つた。火の手は同村宇越堀の方から上つて居る。

其の夜は恰度村の防火通間中で消防組員が出勤し、絶間なく夜警に努めて居る最中であつた。それと云ふので夜警員等が馳け付けて見ると、夫れは鍋掛村宇越堀七十二番地の農家高久傳吉(四六)方で

既に火焰は母屋の大部分を包んでしまつて居る。見れば家の中には家族の者が何れも負傷をして呻つて居る。消防組員等は「火を起して逃げ後れた爲に負傷したものに違ひない」と、大して氣にも留めずに隣家へ擔ぎ込んで消防に努めた。

其の内に火焰は益々勢を逞ふして、終に居室と便所とを全焼し、馬二頭を焼き殺して大體鎮火した。受持巡査は火災の原因調査の爲め家人に直接した。見れば主人傳吉は前頭部に一寸四方もある大切創と、後頭部に長さ一寸位の切創がある。此の傷は全治迄に二ヶ月を要すると云ふ重傷だ。又妻タツは左右顛頂部に二ヶ所、何れも長さ一寸位の切創がある。長男文彌は右顛頂部と右鼻翼、右上眼瞼に何れも長さ一寸位の切創がある。嫁キクエは左右の顛頂部に各長さ一寸位の切創と、右手小指に長さ五分位の切創がある。何れも全治迄には三十日を要する重傷であつた。

不思議だと思つて色々調べて見たけれども、何れも要領を得ない答辯をして、事の真相に觸れまいとする風が見える。巡査は段々調べて行つて同家の子守伊藤ナツ(二三)を取調べて見ると、主人の顔色を窺ひながら心配そうに唸いた。

「何所の人か知らないが火を附けたのだ。」

巡査は驚ろいて、兎も角も放火事件として所轄黒磯警察分署へ其の旨報告した。それは其の夜も將に引明けやうとする午前四時頃の事であつた。



此の報告を受けた黒磯警察署では、司法主任五十嵐巡査部長が中川醫師神山巡査と共に自動車で現場に急行し、其の實況を見分すると共に、被害者等に就いて捜査をして見たが、どうしたのか被害者は一切口を緘して語らない。又醫師に創傷の模様から兇器の鑑定を命じたが、之もどうしても判らないと云ふ。仕方がないから神山巡査を本署に歸らせて署長に報告し、檢事の指揮を乞ふ事にした。

間もなく堀口署長は高田刑事巡査を随へて現場に出張し、直接捜査に當つた。當初に於ける捜査官憲の豫想は、被害者の一人タツとの間に何等かの關係を持つて居る者の所爲との見込で、タツを取調べて見たが、唯犯人は矢板町の方へ逃げたと臆ろげに答へるのみで甚だ要領を得なかつた。

其の内に宇都宮地方裁判所檢事局からは進遠檢事、縣警察部からは松沼刑事課長と石田巡査部長が現場の實地檢證をして、本件の捜査方針を協議した。が先づタツの申立を基礎として矢板町方面の捜査として見ることに成り、檢事と刑事課長は其の方面に向ひ、現場を中心として親族知人等の關係は、五十嵐、石田の兩巡査部長高田刑事等が之を捜査することになつた。

## (二)

檢事、刑事課長等の取調べた矢板町方面では何の得る所もなかつた。刑事課長一行は翌日鍋掛村へ引返して來て、共に附近の捜査に従事する事になつた。

此の日古川警察部長は鍋掛に出張、親しく現場を視察すると共に、捜査上の指揮をして各捜査官を

督勵した。

二月九日以來二月十二日に至る間は、専ら被害者タツの情的關係、傳吉一家の交際人物、金銭貸借關係、親族間の折合等既定の方針に基いて各方面に涉り捜査に努めたが、何の得る所もなかつた。十三日に至つて、親族の關係に就ては大體調査を終了したけれども、之と云ふ有力なる手掛りを發見する事が出来なかつた。

茲に同村宇越堀の八百五十五番地で農業を營んで居る者に、高久義平(三七)と云ふ者がある。彼は今度の事件の被害者高久傳吉方の分家である。村では中流の農家に生れ、高等小學校卒業後は農業に努め、多少酒を好むが素行も善良の方で村人の信用も厚く、現に在郷軍人分會長、消防組小頭等を勤めて居る。

彼は傳吉とは本家分家の關係がある上、事件以來同家へ頻繁に出入するので、度々警察の取調を受けた。だが別に不審の點も發見されないうで過して居た。

二月十一日、義平は警察署で事件のあつた日の行動を取調べられた。彼は「其の夕刻、黒磯町宇橋本町の理髮床松本定義方で散髪をして後、其の隣家鈴木馬吉方へ寄つて酒を飲み夜の九時頃に歸つて寝た」と申立て、居た。松本定義は義平の妻の叔父に當り、鈴木馬吉は義平が前から薪炭の取引をして居る薪炭商である。松本と鈴木とは間もなく呼出されて取調を受けた。其の時には義平の申立と彼等二



人の申立とは全く符合して居た。

其の後段々取調の進みに連れ、其の日義平は鈴木方で夜を更かし、同家を出たのは午後十一時頃であつたと云ふ事が判つた。そのみならず義平が警察で取調を受けた後、其の足で松本定義と鈴木馬吉方へ行つて、「若し警察から聞きに来たら鈴木方を午後九時頃に出て歸つたと申立て、呉れ」と依頼して居る事實も判つた。

一方被害者の傳吉は、事件のあつた翌日同郡大田原町の田崎病院へ入院した。所が義平は家事を一切省みないで傳吉に付き切り、寸時も其の側を離れない。又傳吉が他人と話をする様な機会を與へまいと極力努めて居る様な風が見える。傳吉は義平の平素の行ひと違ふ今度の態度を見て不審に思ひ出した。義平が警察へ呼ばれた間を見計ひ、同月十二日傳吉は村の駐在巡查二瓶保に宛て、「義平の今回の態度に怪しい點があるから御取調を願ふ」と云ふ密告書を送つて來た。

警察では松本定義、鈴木馬吉を嚴重に取調べた。彼等は終に其の真相を供述せざるを得なかつた。

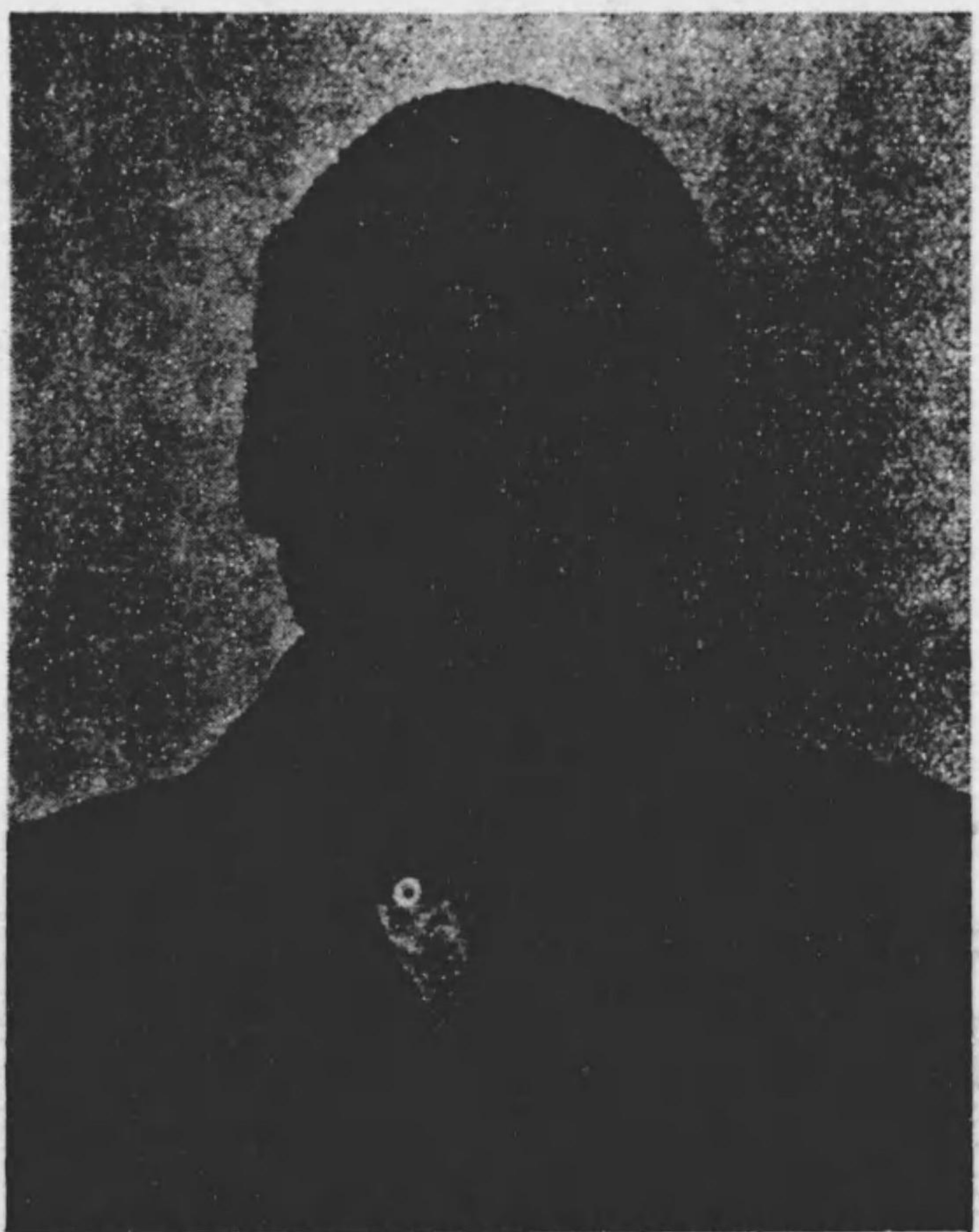
二月十三日義平は又警察署へ引かれた。手の掌を返した様な傳吉に對する彼の態度。事件發生當日鈴木方を出て後の行動。松本、鈴木方へ虚偽の證言を依頼に行つた事實。等から追窮されて、義平は終に恐れ入らざるを得なかつた。

義平方と傳吉方とは非常に親密な間柄であつた。傳吉方へタツが後妻に這入つて後は、兎角兩家の

間に垣が出来、交情段々と疎遠になつて行つた。殊にタツが其の妹一家と特別に親しくして、義平方を輕蔑する風が見えるのを、内心甚だ面白からず思つて居た。

夫れのみならず、義平方は近來家計不如意で傳吉方から相當額の借金をして居た。どうした譯かそれを近頃になつて小八ヶ間敷催促し出した。義平は傳吉一家が憎くて堪らなくなつて來た。

偶々二月六日の夜は防火週間の夜警當番に義平等が當つた。寒い夜風の中で夜警中、暗に包まれた傳



高久平

吉方を眺めると、憤怒と怨恨の情がひら／＼と湧き起きた。其の夜鈴木馬次方で飲んだ酒の氣も未だ消せない。日頃の恨を晴らすのは此の時だと思ひ付き、午前二時頃四邊に心を配りながら傳吉方へ忍んで行き、其の母家に火を附けた。

義平は夫れでも虫が納まらなかつた。見れば裏手に松割木が積んである。義平は其の中から手頃の一本を抜き出して同家の寢室へ侵入し、傳吉、タツ、文彌、キクエと順々に其の松割木で頭部を撲り付けた。義平は、兇器の松割木を其の



まゝ其處に投げ棄て、同家を逃げ出した。

死んだと思つた傳吉一家の者は、何れも辛うじて命を取り止めた。義平は遽かに狼狽て出した。彼は傳吉に付き纏つたり、親族に、せすもがなの偽證を依頼したりしたが、反つて己を死地に導くよすがとなつたのであつた。

### 六、南堀端下宿屋の女中殺(三重)

被 疑 者	近 藤 齊 太 郎
被 害 者	倉 田 かね

- 一、深夜の龜鳴、派出所詰の巡査が町内で犯人逮捕。
- 二、雙子に行つた先から離縁され、妻からは馬鹿にされ。

#### (一)

大正十五年七月六日夕刻の事である。津市柳山町にある鐵工所の主人奥村文夫と云ふ者が、同市丸の内巡査派出所に出頭し、雇人の持ち逃事件に就て届出でをした。

「私の内に近藤齊太郎と云ふ職人を雇つて居りましたが、昨夜市内の久居屋金物店へ材料の買入れに遣りました。それが今になつても歸つて参りませんので、不審に思つて久居屋に問合せ見まする

と、私の注文しない金物を八圓餘り買ひ求めて持つて歸つたと云ふことです。多分其の金物を何所かへ賣り拂つて逃走したものと思ひますから御手配をして下さい。齊太郎は南堀端の下宿屋長野屋の女中と關係がある様子ですから、長野屋へ立ち廻るかも知れません。齊太郎が逃走する時には小倉の作業服を着て居りました。彼は身の丈四尺七八寸の小男です」

其の夜だが、曆では翌七日の午前二時過、前記下宿屋長野屋の女將前川すみがばた／＼と表へ飛び出して

「人殺し！人殺し！」と聲を限りに叫び立てた。近所の者が同家へ駈け付けて見ると犯人は既に其の場を逃走して、女將の部屋では一人の女が血に塗れて倒れて居る。様子を聞くと、眞夜半頃に女中のかねが何者かに斬り付けられて女將の部屋へ逃げ込んで来た。女將はびつくりして救を求めながら、其の場を逃げ出したと云ふのである。近所の者は直ぐに丸の内巡査派出所へ届けて出た。

其の時派出所に詰めて居た巡査堀尾楠拾、同敷政一の二名は、昨夜奥村の届出から考へ合して、犯人は近藤齊太郎ではないかと思ひながら、兎も角も其の旨を津警察署へ報告した。二人の巡査は、現場に出張しようとして泉町通を急いで居ると、向ふから小倉服を着た小男がとぼ／＼とやつて来るのに出合つた。巡査は直ちに彼を取押へて調べて見ると、果して彼は近藤齊太郎で、長野屋の女中倉田かねを殺した一切の事實を苦もなく自白した。





所箇るたし入侵が人犯

り切て以を舌を子障入使りよ所便てしと臺踏を之き除を鉢洗手の所便  
場現るたり探を子様の部内

計を立て、居るにも係らず、妻のかねとかねの母親とは一緒になつて齊太郎を酷使し雇人扱をするので、内心甚だ面白からず、時には飲酒に酔を散じ、家内喧嘩をした末養家を飛び出したりした事も一再ではなかつた。が其の都度仲裁する者が出来て兎も角も同棲を續けて居た。

折も折大正十四年八月、齊太郎は同輩の時計を盗んで警察に挙げられ、検事局へ送られたが起訴猶豫の恩典に浴した。かねと其の母親とは之をよい口實にして齊太郎を離縁した。

かねは其の後暫く新町八丁加納土手の飲食店桶屋に女中奉公をして居たが



郎太齊藤近人犯

巡査は直に之を逮捕して津警察署に引立てた。

(二)

近藤齊太郎は三重縣宇治山田市下中之郷町に生れた。彼が十三歳の時に父は死亡し、母は他家へ再縁したので、尋常小學校も五年で退き、其の後は宇治山田、名古屋、熱田等を鍛冶屋の弟子となつて轉々した。

彼が安濃郡新町八丁目の中川卯之助方で鍛冶職人となつて働いて居る内に、世話する者があつて同町字古河の倉田光次郎方へ二女かねの婿養子として入込んだ。

光次郎は評判の怠け者で、何時もぶらぶらとして居て之と云ふ生業を持つて居ない。唯齊太郎が鍛冶屋の職人をして儲ける所得で生